

官報 号外 平成二十一年六月十一日

○第一百七十一回 衆議院会議録 第三十八号

平成二十一年六月十一日(木曜日)

講事日程 第二十五号

平成二十一年六月十一日

午後一時開議

第一 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(内閣提出)

第二 公文書等の管理に関する法律案(内閣提出)

出)

第三 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案(内閣提出)

第四 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十二回国会、内閣提出)

七十回国会、内閣提出

平成二十一年六月十一日 衆議院会議録第三十八号 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案

第六 領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第七 國際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

第八 國際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

日程第一 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(内閣提出)

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出)

措置法案(内閣提出)

日程第二 公文書等の管理に関する法律案(内閣提出)

日程第三 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案(内閣提出)

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十二回国会、内閣提出)

出)

日程第四 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十二回国会、内閣提出)

日程第六 領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第七 國際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第八 國際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第九 國際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第十 衆議院憲法審査会規程案(議院運営委員長提出)

沖縄科学技術大学院大学学園法案(内閣提出)

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出)

措置法案(内閣提出)

〔望月義夫君登壇〕
〔本号末尾に掲載〕

○望月義夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に發揮することが地域によっては困難な状況となつてゐることにかんがみ、タクシー運転者の労働条件の悪化等の問題が発生している地域において、タクシー事業の適正化及び活性化を推進するための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国土交通大臣は、供給過剰等の状況に

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第二 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第三 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第四 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第五 刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第六 領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第七 國際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第八 國際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第九 國際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第十 衆議院憲法審査会規程案(議院運営委員長提出)

沖縄科学技術大学院大学学園法案(内閣提出)

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出)

措置法案(内閣提出)

〔望月義夫君登壇〕
〔本号末尾に掲載〕

○望月義夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に發揮することが地域によっては困難な状況となつてゐることにかんがみ、タクシー運転者の労働条件の悪化等の問題が発生している地域において、タクシー事業の適正化及び活性化を推進するための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国土交通大臣は、供給過剰等の状況に

照らして、タクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認める地域を特定地域として指定することができる。

第三に、特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、タクシー事業者、地域住民等により組織される協議会が地域計画を作成することができる。

第三に、地域計画に即してタクシー事業者が実施する取り組みに係る計画について、国土交通大臣による認定制度を設けること

本案は、去る四月二十一日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託さ

れ、五月十三日金子国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日質疑に入り、六月二日には参考人から意見聴取を行い、十日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、本案に対し、自由民主党、民主新党・大地・無所属の会の五会派共同提案により、タクシー事業の運賃及び料金の認可基準に関する道路運送法第九条の三第二項第一号の規定の適用については、当分の間、能率的な経営のもとにおける適正な原価に適正な利潤を加えたものとすることなどを内容とする修正案が提出され、本修正案について趣旨説明を聴取しました。次いで、採決いたしました結果、修正案及び修正部分を除く原案はいづれも全会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

六月十日、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案により、目的に、

「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」を明記すること、行政機関の職員の文書作成義務について、その範囲の具体化及び明確化を図るための規定を整備すること、行政文書ファイル等の廃棄についての内閣総理大臣の同意に関する規定を整備すること等を主な内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨説明を聴取いたしました。次いで、原案及び修正案を一括して質疑を行い、同日質疑を終局し、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいづれも全会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において適切に保存され、利用に供されるために必要な措置等を講じるものであります。

本案は、去る五月二十一日本委員会に付託され、翌二十二日小渕国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十七日から質疑入り、二十九日には参考人から意見を聴取するなど慎重な審査を行いました。

六月十日、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案により、目的に、

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第二 工エネルギー供給事業者による非化

石工エネルギー源の利用及び化石エネルギー

原料の有効な利用の促進に関する法律案

(内閣提出)

日程第三 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第四、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長東順治君。

工エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案及び同報告書

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

告書

本案は、公文書等の管理に関する基本的な事項として、行政文書等の作成・保存 国立公文書館への移管等についての原則を定めるとともに、歴

官 報 (号 外)

〔東順治君登壇〕

○東順治君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、エネルギー供給事業者による非化石エネ

ルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案について申し上げま

す。

本案は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るとともに、化石燃料の利用に伴つて発生する温室効果ガスを削減することが重要な課題となつてゐることにかんがみ、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するための措置を講じようとするものであります。

次に、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案につきましては、資源の枯渇のおそれ及び環境への負荷が小さい非化石エネルギーの開発及び導入の促進が必要であることにかんがみ、従来の石油代替施策を見直し、対象を石油代替エネルギーから非化石エネルギーに改めるための措置を講じようとするものであります。

両案は、去る四月二十三日本会議において趣旨の説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。六月三日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人から意見を聴取するなど慎重な審査を重ね、六月十日質疑を終了いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クアブ、公明党の三会派から、エネルギー供給構造高度化法案に対し、この法律の施行後二年を経過した際、太陽光の円滑な利用の確保に関する取り組

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたし
ます。

日程第三の委員長の報告は修正、日程第四の委
員長の報告は可決であります。両案を委員長報告
のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、両案と
も委員長報告のとおり議決いたしました。

及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件、日程第八、国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長河野太郎君。

日程第五　刑事に関する共助に関する日本本
と中華人民共和国香港特別行政区との間の

百七十九回国会、内閣提出)
日程第六 領事關係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第七 國際通貨基金における投票権及び
参加を強化するための國際通貨基金協定の
改正及び國際通貨基金の投資権限を拡大す
るための國際通貨基金協定の改正の受諾に
ついて承認を求めるの件

日程第八　国際復興開発銀行協定の改正の趣
諾について承認を求めるの件

○議長（河野洋平君） 日程第五、刑事に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区の間の協定の審議へ参りまつて、

区との間の協定の締結について承認を求める
件、日程第六、領事関係に関する日本国と中華

るの件、日程第七、国際通貨基金における投票

エネルギー供給事業者による非化石エネルギーの利用及び化石エネルギー原料の有効な国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件外三件

本日は、メモを参照させていただきます。

まず、刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の主な内容は、日本、香港両者は、共助の請求及び諾否の決定権限を持つ中央当局をそれぞれ指定し、両中央当局の間の直接の請求に基づき、捜査、訴追その他他の刑事手続について共助を実施すること等であります。

次に、領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の主な内容は、領事機関の公館は不可侵とし、領事機関の長等の同意がある場合を除き、公館に立ち入ってはならないこと等であります。

次に、国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の主な内容は、国際通貨基金の機能を強化するため、総投票権数に占める基本票数の割合を現在の二・一%から五・五〇二%に増加させること、投資勘定等において保有する通貨を基が決定する投資のために使用できるようにすること等であります。

最後に、国際復興開発銀行協定の改正の主な内容は、国際復興開発銀行の機能を強化するため、総投票権数に占める基本票数の割合を現在の二・八六%から五・五五%に増加させること等であります。

日本・香港刑事共助協定は、第百七十九回国会に提出されましたが、今国会に継続審査となり、一

月五日外務委員会に付託されました。また、日本・中国領事協定、国際通貨基金協定の改正及び

国際復興開発銀行協定の改正は、六月四日に外務委員会に付託されたものであります。

以上四件は、六月五日中曾根外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十日質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました。その結果、日本・香港刑事共助協定及び日本・中国領事協定はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

次に、議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○谷公一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○小坂憲次君 ただいま議題となりました衆議院憲法審査会規程案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

一昨年の第百六十六回国会において日本国憲法の改正手続に関する法律が成立し、国会法の一部が改正されたことに伴い、第百六十七回国会召集日に各議院に憲法審査会が設置されております。

審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定めるものとされており、本規程案は、原則として従来の憲法調査会規程を踏襲しつつ、議案の審査権の付与に伴う変更を加え、審査会の構成や議事手続等について整備するものであります。

以下、規程案の内容を順次御説明申し上げます。

第一に、審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、日本国憲法の改正案の原案、日本国憲法に係る改正の発議または国民投票に関する法律案等を審査するものとしております。

第二に、審査会は、五十人の委員で組織するものとしております。

第三に、審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができるものとしております。

第四に、審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとしております。

第五に、審査会は、審査または調査のため必要

以上四件は、六月五日中曾根外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十日質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました。その結果、日本・香港刑事共助協定及び日本・中国領事協定はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

○谷公一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

○小坂憲次君 ただいま議題となりました衆議院憲法審査会規程案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

一昨年の第百六十六回国会において日本国憲法の改正手続に関する法律が成立し、国会法の一部が改正されたことに伴い、第百六十七回国会召集日に各議院に憲法審査会が設置されております。

審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定めるものとされており、本規程案は、原則として従来の憲法調査会規程を踏襲しつつ、議案の審査権の付与に伴う変更を加え、審査会の構成や議事手続等について整備するものであります。

以下、規程案の内容を順次御説明申し上げます。

第一に、審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、日本国憲法の改正案の原案、日本国憲法に係る改正の発議または国民投票に関する法律案等を審査するものとしております。

第二に、審査会は、五十人の委員で組織するものとしております。

第三に、審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができるものとしております。

第四に、審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとしております。

第五に、審査会は、審査または調査のため必要

議院運営委員長提出、衆議院憲法審査会規程案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

○議長(河野洋平君) 衆議院憲法審査会規程案(議院運営委員長提出)

議題といいたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長

小坂憲次君。

○議長(河野洋平君) 衆議院憲法審査会規程案を

議題といいたします。

があるときは、公聴会を開くことができ、憲法改正原案については、公聴会を開かなければならぬものとしております。

その他、政府との関係、傍聴、会議録、事務局等について従前と同様の規定を設けるほか、議案審査に伴い必要な衆議院規則の規定を準用することとしておりますが、それ以外の細則については、審査会の議決によりこれを定めることとしたおりです。

本規程案起草に当たり、議院運営委員会においては、衆議院憲法調査会等における調査審議の経緯等につきまして、中山太郎元会長を初め、憲法調査会、日本国憲法に関する調査特別委員会の各党の関係者から意見を聴取するなど、慎重かつ熱心な協議を行い、本日の委員会において起草し、提出することを決定したものです。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。順次これを許します。園田康博君。

〔園田康博君登壇〕

○園田康博君 民主党の園田康博でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表し、たゞいま議題となりました議院運営委員長提出の衆議院憲法審査会規程案につきまして、反対の立場から討論を行います。(拍手)

本案は、自民、公明両党が、議院運営委員会に動議を出し、野党各党の意見に何ら耳をかすこと

なく、一方的に採決を行つて委員長提出としたものであり、民主党としては、常識的に憲法の特徴を踏まえれば、国会内における広範な合意形成が審査に伴い必要な衆議院規則の規定を準用することとしておりますが、それ以外の細則については、審査会の議決によりこれを定めることとしたおりです。

さて、この憲法審査会規程問題の前提となつている国民投票法は、今から二年ほど前、憲法調査特別委員会での審議打ち切りと强行採決によって衆議院で可決し、その後、参議院での審議を経て成立したものであります。

それまで、憲法調査特別委員会や、その事実上のお前身である憲法調査会では、高い御見識を持つおられる中山太郎会長の主導のもと、憲法についての各党派、各個人の考え方の違いはあつても、国会内の広範な合意に基づいて、円満、円滑に議論や手続を進めるという運営が維持されてまいりました。

憲法とは、国家統治の組織・作用の基本法、すなわち、その時々の政権の政策や理念をあらわしたものではなく、主権者たる国民が為政者に対して、その公権力行使の基本的事項について縛るルールであり、それゆえ、政権がかわってもお互によつて共有されていたからであります。

この場をおかりして、中山太郎委員長の大変高い御見識と御努力に心から敬意を表するものであります。

えて参議院選舉の争点に掲げ、国民投票法の審議にまで対立的な議会運営の手法を強引に持ち込んだのが、当時の安倍首相であります。

言うまでもないことですが、国民の正当な選挙で選ばれた私たち国会議員は、憲法の命令を受ける名あて人であり、国会の、特に政権を担おうとする政党がそれぞれ共通のルールとして從事する政党がそれなりに定義や、憲法改正の発議には衆参両院の三分の二以上の賛成を要するといふ要件を考えると、単に一院の過半数ではなく、政権がかわってもお互いに従うというルールであるということから、この憲法の特徴を踏まえ、その手続に関する議論を進めるには、国会内のより広範な合意に基づいて進めることができるものであります。

このようなことを考えれば、国会での憲法論議は、与野党各党派の合意に基づく共同作業としてしか行い得ないことは明らかであります。現在のように、与党が国民投票法案の强行採決を何ら反省も謝罪もせず、信頼関係を欠いた状態のまま形式的に憲法審査会をスタートさせたとしても、国会での共同作業としての憲法論議は、今後は一步も進まないのでないかと危惧をいたします。

附帯決議第十六項は、また、憲法改正原案の重複性にかんがみ、定足数を明定することを求めております。憲法改正発議に総議員の三分の二以上の賛成が必要とされていることも考慮いたしますと、たとえ原案審査段階ではあつても、例えば定足数を三分の二以上に引き上げることも検討すべきではないでしょうか。

第三に、憲法改正原案の表決についてであります。

附帯決議第十六項は、さらに、憲法改正原案の重要性にかんがみ、議決要件を明定することを求めております。これについても、憲法改正発議に総議員の三分の二以上の賛成が必要とされていることを考慮いたしますと、原案の議決要件も三分の二以上に引き上げることが適当であるという考え方も、説得力を持つものであると考えております。

第四に、憲法改正原案についての公聴会の充実策であります。

附帯決議第十七項は、憲法改正的重要性にかんがみ、憲法審査会においては、国民の意見を反映するよう、公聴会の実施に努めることを求めております。規程案では、公聴会を開かなければならぬとしておりますが、憲法改正的重要性に照らせば、ただ一回国会で公聴会を開けばよいというのではなく、例えば全国各地で複数回開催するということを義務つけることも検討すべきであると考えております。

第五に、憲法改正原案についての請願の取り扱いについてであります。

附帯決議第十七項は、また、憲法改正的重要性にかんがみ、請願審査の充実等に努めることを求めております。従来の国会請願の取り扱いのように、会期末に形式的に審査をするというものではなく、例えば、会期中、複数回、請願の紹介議員が憲法審査会で趣旨説明を行い、質疑をするなど、実質的な審査を行い、憲法改正原案についての請願に対しても、手厚く国民の声にこたえられ

る体制を整備すべきではないでしょうか。

これら五点を含む参議院の附帯決議は、与党も合意したものであり、衆議院憲法審査会規程を制定するに当たっても、与党として、当然、これを真摯に検討し、規程に反映させる責務があると考えます。が、今回、規程案を議院運営委員長提出とするに際して、これらの点をどのように検討されたのか、あるいはしなかったのか、何の説明もないだいたおりません。ましてや、審査会規程はつくるが人選は凍結するということに、一体何の意味があるのでしようか。

国会という機関において、衆参合同で両院が円満かつ同時にスタートできるような環境を整えることはできないと言わなくてはなりません。このよな誠実さを欠く粗末な提案では、議論の入り口にすら立つことはできません。このよな誠実さを欠くお粗末な提案では、議論の入り口にすら立つことはできないと言わなくてはなりません。

以上、国民投票法制定時の強行採決によって、みずから信頼関係を毀損したことについての、ま

ずは、安倍元総理のほか、関係者の真摯な自己批判と謝罪、参議院で与党も合意した附帯決議中、審査会規程にかかる決議事項の具体化についての誠実な検討の形跡が何ら見られない今までの本

規程案の議決については到底容認できないため、私は、断固反対する旨を表明し、私の討論といたしました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 今井宏君。
〔今井宏君登壇〕
○今井宏君 自由民主党の今井宏です。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題と

なりました憲法審査会規程の制定に関し、賛成の立場から討論を行うものであります。(拍手)

平成十九年の第百六十六回国会において憲法改正手続法が成立したことにより、国会法の改正に基づいて、第百六十七回国会の召集日に憲法審査会が設置され、審査会に関する事項については、各議院の議決で定めることになります。

憲法審査会の構成や議事手続を定める規程は、本来であれば審査会設置と同時に整備すべきものですが、この第百六十七回国会は参議院通常選挙後に短期間の会期で閉会したため、規程の制定に伴う十分な議論ができないまま、現在に至っております。

このように、既に設置されている憲法審査会の運営ルールが制定されることなく、二年わたつて放置された立法府の不作為、さらには憲法論議を停滞させた立法府の無責任を解消するため、一日も早く憲法審査会規程を制定すべきであります。

民主党は、参議院では不正常な採決がされた、當時の安倍総理と責任者は謝罪すべきと主張される一方で、参議院側の特別委員会では、民主党から調査会出席や発言の機会を保障するなど、その運営に関して可能な限りの配慮をされてきたところ

であります。

そもそも、憲法審査会の設置は、与党だけではなく、野党第一党である民主党もその必要性を認めています。第百六十四回国会に衆議院に提出された民主党案と第百六十六回国会に参議院に提出された民主党案は、いずれも国会法を改正して憲法審査会を設置すべきとしており、後に成立した憲法改正手続法と同一の内容でした。

去る四月二十七日の議院運営委員会におきまして、中山太郎前憲法調査会長は、国会法改正部分に関する与党案及び民主党案の規定内容は一字一

句同じであり、審査会規程で規定すべき事項も、法案提出会派である自民、公明、民主三党間で完全な合意が形成されていたと発言しておられるところでございます。

野党の諸君は、憲法改正手続法は強引に採決されたと主張されておりますが、憲法調査会や特別委員会では、多くの公述人や参考人から幅広く意見を聴取し、調査会にあつては四百五十一時間を超える総調査、特別委員会にあつては百九時間を超える総審査を積み上げて法案を成立させております。その間、中山前会長は、野党第一党の幹事から調査会長代理を指名し、少数会派に対しても幹事会出席や発言の機会を保障するなど、その運営に關して可能な限りの配慮をされてきたところ

であります。

民主党は、衆議院では不正常な採決がされた、當時の安倍総理と責任者は謝罪すべきと主張される一方で、参議院側の特別委員会では、民主党からの強い要請で、憲法審査会の運営について留意すべき点を自民、公明、民主三党による共同提案で附帯決議に盛り込んで議決しております。すなわち、民主党は、強行採決で信頼関係が途絶えたとともに憲法改正手続法の成立に応じており、党の主張と行動が全く一致していないのであります。

もとより、憲法論議は、与野党の対峙を超えた大局的、国民的な見地からなされるべきものであります。中山太郎前会長からは、特別委員会が大

坂で地方公聴会を開催した折、中野寛成元副議長が意見陳述の中で、憲法論議は國權の最高機関である国会の場で行うべきであり、その議論に当たつては拙速や党利党略は避けるべきである、そ

のときに必要なのは与党の度量と野党的良識であるといった趣旨の発言をされたと披露されました。全く同感であります。

今回、憲法審査会規程を制定することは、決して拙速や強行ではありません。昨年来、議院運営委員長や与党側から何度も丁寧に要請を重ねてお

り、民主党からも、さきの議院運営委員会において、規程がないことそれ自体は遺憾である旨の発言がありました。また、議院運営委員会においては、与野党から四名の関係議員を招致して御発言をいただき、さらに各党が意見を表明する機会を四回にわたりつくつてまいりました。

その意見表明にあつては、憲法を変えるべきとの声は少ないと主張もございました。しかしな

がら、憲法を議論する場をつくることと実際に憲法改正に至ることとは別の問題であつて、国会法の改正に基づいて憲法審査会が設置されている以上、その運営ルールである規程を制定することは至極当然なことであります。

また、野党が主張される平和や人権などに関する憲法の精神を生かしていくためにも、早々に議論の場をつくり、国民的な関心を喚起していくこそ、国会が果たすべき重要な役割です。憲法論議を、後退させるのではなく、一層広げていくためにも、審査会規程の制定は欠かせないのであ

ります。

さらに、憲法にかかる問題は与野党的合意で

進めよと主張されます。民主党は、規程の制定は必要だと、鳩山代表も議論は始めて結構だと

発言しておられる一方で、共産党は、根拠法である憲法改正手続法そのものを廃止すべきと主張さ

れ、民主党も、規程の採決は行うべきではないと述べられております。これでは、野党の間ですら意見が統一されていないではありませんか。

民主党は、審査会は衆参両院で同時に進めるべきと主張されていましたが、小坂議運委員長が提案された、規程は制定するが、委員の選任は凍結し、参議院で審査会規程が制定されるのを待つて選任するという現実的な解決策にすら耳を傾けようとはしませんでした。

現状のように、憲法審査会の構成及び委員の選任もできず、議事手続について定める規程が制定されない限り、憲法審査会を実質的に発足させる

ことはできません。このように、審査会が設置されていながら、実際には機能しないまま、国会での憲法論議が停止状態に陥っているのみならず、

これは、憲法審査会規程がないことで国民の権利が侵害された事実はどこにもありません。立法不作為論は

全く成り立たない 것입니다。理屈にならない理屈で再び採決を強行するなど言語道断であることを厳しく指摘するものです。

そもそも、改憲手続法のねらいは、九条改憲の条件づくりにはかなりません。

二〇〇五年秋、憲法調査特別委員会で憲法改正

国民投票制度についての審議が始まると、自民、民主など手続法をつくろうとする政党が、相次いで憲法九条を中心とする改憲案や改憲構想を発表

しました。その中で、自民党は憲法九条二項を削除し、自衛軍の保持と集団的自衛権の行使を含む、海外での武力行使を可能とする規定を盛り込

んだ改憲案を発表したのであります。当時の法案提出者が主張した公正中立なルールづくりではな

であると申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。(拍手)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、憲法審査会規程の制定に反対の討論を行います。

(笠井亮君登壇)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、憲法審査会規程の制定に反対の討論を行います。

かつたことは明瞭であります。改憲手続法は、内容上も、不公正で反民主的な法律であります。

國の最高法規である憲法の改正は、主権者である国民の意思が最大限に酌み尽くされることが必要不可欠です。ところが、手続法は、どんなに投票率が低くとも国民投票が成立し、有権者の二割

台、一割台の賛成でも改憲案が通る仕組みとなつてゐるのであります。公務員、教育者の国民投票運動を不当に制限し、改憲案の広報や広告が改進勢力に有利なものであるなど、多岐にわたつて重大な問題点を持ったまま成立が強行された欠

陥法なのであります。

今、自民・公明与党が規程制定を急ぐのは、国民投票法の施行が来年五月に迫るもとで、憲法審査会を一刻も早く始動させ、改憲原案づくりに着手し、国民投票法施行後、いつでも改憲原案を提出できるようにならなければなりません。総選挙が間近なとき、国会で多数を握っているうちに改憲の条件を整えようとするることは断じて許せません。

二年前の本会議場で、与党が安倍総理の改憲スケジュールに沿つて改憲手続法を強行成立させたとき、私は、憲政史上に重大な汚点を残す暴挙で

あると批判しました。その後、二〇〇七年の参議院選挙で改憲ノートの国民の審判を受け、安倍政権が退陣を余儀なくされたことは記憶に新しいところです。今回、審査会規程の制定を再び強行すれ

あることを厳しく指摘するものです。

国会における改憲の動きは、一九九七年の憲法調査委員会設置推進議員連盟の設立以来、憲法調査会、憲法調査特別委員会と十二年に及び、改憲勢力の周到な準備のもとに進められてきたかに見えます。

しかし、いかに国会で改憲の機運を盛り上げようとも、国民党は、それをきっぱりと拒否してきました。国民党は、憲法改正を求めてはいません。今日に至るまで、改憲勢力が主眼とする九条改憲を求めるような国民の声は、どの世論調査でも、一貫して少数であり、多数になつたことは一度もない 것입니다。

今日、政治がなすべきことは、貧困と格差を拡大させてきた構造改革路線を改め、雇用の確保、社会保障の充実など、憲法二十五条の生存権が保障される社会をつくることです。オバマ米大統領が核兵器のない世界を呼びかけている今こそ、非核平和の世界に向けて、九条を持つ被爆国日本ならではの役割を發揮することができます。

（拍手）

憲法を守り、生かしていくことこそ時代の要請であり、憲法審査会は始動させるのではなく、その根拠法である改憲手続法は廃止すべきであることを強く主張して、私の反対討論を終わります。

○議長（河野洋平君） 大口善徳君。

〔大口善徳君登壇〕

○大口善徳君 公明党の大口善徳でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となり

ました憲法審査会規程案につきまして、早期制定を求め、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

まず、賛成する理由について述べます。

憲法審査会は、国会法第二百二条の六の規定によつて、平成十九年八月に衆議院に設置されましたが、その下位の法規範である衆議院憲法審査会規程が整備されないまま、既に二年近くが経過しております。法律を制定した国会自身が、その法律の施行に必要な下位規範をつくらないという違法状態をこのまま続けることは許されません。

衆参両院における憲法審査会の設置は、平成十九年五月に成立した、日本国憲法の改正手続に関する法律、いわゆる国民投票法の中で定められています。国民投票法は来年五月十八日まで施行されませんが、憲法審査会の規定の部分は先行して施行されました。その理由は、国民投票法施行までの三年間、いま一度、落ちついた環境で、現行憲法について、果たして改正が必要なところはどう

すなわち、国民投票法ができると、すぐに具体的なのかを一から議論をし、合意形成の努力をしてみようとの考えがあつたからです。

憲法について、果たして改正が必要なところはどのように進めることができるような手続ではあります。国民的コンセンサスが生まれるまで、真剣に国会で議論を尽くすことが要請されます。今回の規程の制定は、憲法審査会という中立公正な議論の場を設けようとする手続の整備の話であつて、特定の立場に立つた、憲法改正を有利にしたり不利にしたりということがないということは明らかであります。憲法改正反対を言う余り、かたくなに憲法審査会を現状のまま放置させる姿勢は、憲法について真摯な議論が必要と考える多くの国民の思いを無視することにつながるのではないかでしょうか。

なお、憲法改正国民投票法が本院において不正常な形で採決されたことから、その政治的けじめがつかなければ規程制定を行うべきでないという意見もあります。しかし、憲法審査会は、改正するならどこをどう改めるべきかは改めないのかの幅広い議論をすることができたわけです。

中山太郎議員が、憲法調査会長、憲法調査特別委員長として、護憲、改憲、論憲、加憲といった憲法審査会を設置すること自体が改憲につながるかのような反対論があります。

日本国憲法は、世界でも有数の硬性憲法であり、憲法改正は、衆参両院の総議員の三分の二以上で発議され、さらに、国民投票で過半数を得られないと実現しません。これは、現実の国会の状況、政治の状況を見ても、そう簡単に乗り越えられるハーダルではありません。かように、憲法改正のハードルは高く、国会の多數派が強行採決でどんどん進めるができるような手続ではありません。国民的コンセンサスが生まれるまで、真剣に国会で議論を尽くすことが要請されます。今回の規程の制定は、憲法審査会という中立公正な議論の場を設けようとする手続の整備の話であつて、特定の立場に立つた、憲法改正を有利にしたり不利にしたりということがないということは明らかであります。憲法改正反対を言う余り、かたくなに憲法審査会を現状のまま放置させる姿勢は、憲法について真摯な議論が必要と考える多くの国民の思いを無視することにつながるのではないかでしょうか。

ここでは、あえて公明党の憲法改正をめぐる立場に触れてみたいと思います。

公明党は、かねてから、憲法改正のあり方として、加憲という立場をとっています。すなわち、現行憲法をすぐれた憲法であると高く評価

(号外) 報

し、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の憲法三原 principle を堅持しつつ、環境権やプライバシー権など、時代の進展に伴って提起されている新たな理念、原則を加え、補強し、二十一世紀型憲法を志向していく考え方です。

憲法全体を一氣につくりかえるのではなく、時代が要請するテーマに応じて関連する憲法規定を補強するこの加憲という方法であれば、国民投票法が定める投票方法にも合うだけでなく、テーマごとに議論を深めて、その成果を改正案として発議するため、全部改正を議論するよりも、はるかに国民のコンセンサス形成に役立つと思います。

米国、フランスといった立憲主義の先進国も、加憲あるいは加憲型の改正を基本にしています。加憲こそ、民主的かつ現実的な方式であると確信します。

公明党は、加憲論議に当たって、一、国民主権をより明確にする視点、二、新たな人権条項を加えて人権を確立する視点、三、平和主義のもとで国際貢献を進める視点、四、環境を重視する視点、五、地方分権を確立する視点の五点を重視しています。

公明党は、平和主義に関する憲法九条については、戦争放棄を定めた第一項、戦力不保持を定めた第二項とともに堅持した上で、自衛隊の存在や国際貢献のあり方を加憲の論議の対象として慎重に検討しているところです。

また、憲法には、環境という言葉はどこにも用いられておりません。しかし、現在、人類が普遍

的に取り組まなければならない課題として、地球環境問題あるいは気候変動問題が取り上げられております。このかけがえのない地球をどのようにして次の世代に残していくか、持続可能性という考え方を国家の基本法たる憲法の中に明示的に書き込み、環境立国としての我が国の進路を明確にすることは、実際に有効なことではないでしょうか。

また、情報という言葉も憲法にはありませんが、インターネットを通して情報がはんらんする中で、自己の情報やプライバシーを自分できちんとコントロールすることができる権利というものが必要になつてきています。

さらに、生存権、憲法二十五条にプログラム規定として定められているものですが、少子高齢化の進行、金融危機に端を発する経済の停滞の中で、これを、より実質化し、人間が人間らしく生きられる権利ということで再定義し直すことが現在求められています。また、人間の安全保障という視点からこれをとらえ直すなども含めて、この第二十五条を、単なるプログラム規定という位置づけから脱却させていくことも必要ではないでしょうか。

幾つかの加憲に向けての私どもの視点を述べましたが、各党各人のさまざまな考え方があろうと思います。既に憲法改正試案をまとめたグループと議論すら拒否する方々など、その間の距離は本当に離れていました。

ただ、先に五年かけて衆参で取り組んだ憲法調

査会の結論は、改正が必要だと意見が支配的だつたわけですから、今度は、一步踏み込んで、どこをどう変えるのかについて、政党間の協議を論じる局面に事態は変化したのだと思います。

そうした憲法論議の重要な場の一つとして憲法審査会を位置づけ、その規程を早期に制定することで議論の場を整えるべきであると私は訴え、賛成の討論を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○辻元清美君 辻元清美君。
〔辻元清美君登壇〕

私は、社会民主党・市民連合を代表して、衆議院憲法審査会規程の制定に反対の立場で討論いたします。(拍手)

本日、この本会議で採決を強行することは、立法府として、二年前と同じ過ちを繰り返すことであり、これは前回以上に愚かな行為であると、まず申し上げなければなりません。

皆さん、もうお忘れでしょうか。二年前、国民投票法案の与党案が、この本会議場が騒然となる中で強行採決されたときのことをもう一度思い出してください。

憲法という最高法規を論ずるに当たって最も大切なことは、主権者たる国民の民意と議会のコンセンサスです。これが、立憲主義の国の国際的な常識です。憲法は、今の与党の私物ではありません。

憲法改正もなく、さらに、衆議院の任期が残り三ヶ月という時期に、憲法審査会規程の制定を強行する必要性はどこにあるのでしょうか。まさか、政権交代の前に既成事実をつくつてしまえという意図ではないと信じたいところです。

が、そのような浅はかな行為ととられても仕方がないと申し上げなければならないのは、情けない限りです。皆さん、いかがでしょうか。

何をそんなに急いでいるのでしょうか。先ほど

紹介されました。与党だけで本日採決する、それ

憲法改正をなし遂げるという発言を繰り返していました。それに対して、憲法は国会案件であるのに行政府の総理大臣が音頭をとるのは三権分立の意味を理解しているのだろうかという懸念の声が与党側からも出る中での強行採決ではなかつたですか。

に突つ走ろうとする事が、与党の度量なんでしょうか。与党の焦りではないですか、皆さん。

堂々とやりましょうよ。

最後に、立法府の良識を取り戻そうと呼びかけて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○谷公一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、沖縄科学技術大学院大学学園法案とともに、沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は委員会の審査を省略して、両案を一括議題とし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

<p>沖縄科学技術大学院大学学園法案(内閣提出) 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一 部を改正する法律案 (沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出)</p> <p>○議長(河野洋平君) 沖縄科学技術大学院大学学園法案、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一 部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といいます。</p> <p>委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長前原誠司君。</p> <p>沖縄科学技術大学院大学学園法案及び同報告書 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>[本号末尾に掲載]</p>

<p>[前原誠司君登壇]</p> <p>○前原誠司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。</p> <p>まず、沖縄科学技術大学院大学学園法案につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。</p> <p>本案は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関必要な事項を定めることにより、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とするものであります。</p>

<p>以上、御報告申し上げます。</p> <p>次に、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一 部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその主な内容を御説明申し上げます。</p> <p>我が國固有の領土である北方領土が、旧ソ連に不法に占拠されてから今日まで、六十有余年の歳月が経過いたしました。これまで、政府による北方領土返還交渉を初め、北方領土の返還実現に向け、さまざま取り組みが行われてまいりましたが、いまだ領土問題は解決に至っておりません。</p> <p>○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。本案は、委員長の報告は修正であります。本案は採決いたします。</p> <p>○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。</p> <p>まず、沖縄科学技術大学院大学学園法案につき採決いたします。</p> <p>○議長(河野洋平君) 本案の委員長の報告は修正であります。本案は採決いたします。</p> <p>○議長(河野洋平君) 本案の委員長の報告は修正であります。本案は採決いたしました。</p> <p>○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。</p> <p>次に、北方領土問題等の解決の促進のための特</p>
--

官報 (号外)

別措置に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十四分散会

出席国務大臣

外務大臣 中曾根弘文君
経済産業大臣 二階俊博君
国土交通大臣 金子一義君
国務大臣 小渕優子君
国務大臣 佐藤勉君

○議長の報告

(通知書受領)
一、昨十日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件
国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

(報告書受領)

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。
国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告
自衛隊員倫理法第五条第四項の規定に基づく自衛隊員倫理規程の一部改正に関する報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員

辞任

補欠

稲葉大和君 木村勉君
小里泰弘君 藤田幹雄君
鷺尾英一郎君 石関貴史君
木村勉君 稲葉大和君
藤田幹雄君 下地幹郎君
石関静香君 小里泰弘君
木村勉君 稲葉大和君
藤田幹雄君 下地幹郎君
石関静香君 小里泰弘君

辞任

補欠

議院運営委員
一、昨十日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件
国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件

内閣委員

辞任

補欠

文部科学委員

辞任

御法川信英君
笠井亮君

赤澤亮正君

西本勝子君

赤嶺政賢君

橋本岳君

遠藤宣彦君

木挽容治君

阿部俊子君

猪口邦子君

篠田陽介君

稻田朋美君

藤田幹雄君

小里泰弘君

中山成彬君

飯島夕雁君

猪口邦子君

小野次郎君

長島忠美君

飯島夕雁君

橋本岳君

藤田幹雄君

楠田大蔵君

稻田朋美君

小里泰弘君

藤田幹雄君

飯島夕雁君

稻田朋美君

猪口邦子君

小里泰弘君

山本ともひろ君

稻田朋美君

猪口邦子君

小野次郎君

山本ともひろ君

稻田朋美君

猪口邦子君

小里泰弘君

山本ともひろ君

稻田朋美君

猪口邦子君

小里泰弘君

西本勝子君

木挽司君

渡辺博道君

矢野隆司君

武藤容治君

木挽司君

西村智奈美君

若宮健嗣君

枝野幸男君

萩原誠司君

高木洋平君

若宮健嗣君

逢沢一郎君

中山泰秀君

大塚高司君

若宮健嗣君

高鳥修一君

原田令嗣君

大塚高司君

若宮健嗣君

西村康稔君

山口泰明君

大塚高司君

若宮健嗣君

御法川信英君

笠井亮君

大塚高司君

若宮健嗣君

笠井亮君

飯島夕雁君

大塚高司君

若宮健嗣君

山口泰明君

笠井亮君

大塚高司君

若宮健嗣君

飯島夕雁君

笠井亮君

大塚高司君

若宮健嗣君

永岡桂子君

宮下一郎君

大塚高司君

若宮健嗣君

宮下一郎君

中山泰秀君

大塚高司君

若宮健嗣君

西村康稔君

逢沢一郎君

大塚高司君

若宮健嗣君

原田令嗣君

馬渡龍治君

大塚高司君

若宮健嗣君

高鳥修一君

原田令嗣君

大塚高司君

若宮健嗣君

高鳥修一君

馬渡龍治君

大塚高司君

若宮健嗣君

高鳥修一君

馬渡龍治君

大塚高司君

若宮健嗣君

高鳥修一君

馬渡龍治君

大塚高司君

若宮健嗣君

経済産業委員

辞任

渡辺博道君

林幹雄君

安井潤一郎君

大塚高司君

牧義夫君

近藤洋介君

大塚高司君

牧義夫君

安井潤一郎君

大塚高司君

牧義夫君

小野次郎君

大塚高司君

牧義夫君

古本伸一郎君

大塚高司君

牧義夫君

鈴木克昌君

大塚高司君

官 報 (号 外)

案
学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸
学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法
及び簡素で効率的な政府を実現するための行政
改革の推進に関する法律の一部を改正する法律

の適正化及び活性化に関する特別措置法案（細川律夫君外四名提出）

(議案撤回通知)

、昨日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

道路運送法の一部を改正する法律案(細川律夫)

君外四名提出)

の適正化及び活性化に関する特別措置法案（細川律夫君外四名提出）

用行三三外口外打點

、昨日、決算行政監視委員長から議長あて、次の予備的調査報告書の写しを受領した。

中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況に
関する予備的調査(長妻昭君外百十一名提出、

平成二十年衆予調第七号)についての報告書(第

二次(質問書提出)

、去る九日、議員から提出した質問主意書は次
の二点である。

のとおりである。

問主意書(石井郁子君提出)

問主意書(滝実君提出)

外務省在外職員に支給される子女教育手当の妥当性に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当

性に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、 昨十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自主共済の存続に関する質問主意書(田島一成君提出)

北方領土の不法占拠に関する質問主意書(近藤昭一君提出)

外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省職員による飲酒対人交通事故に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言が同国国会でなされた件に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

アイヌ政策のあり方にに関する有識者懇談会における議論等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

水俣病未認定患者救済法案に関する質問主意書(岩國哲人君提出)

一、 去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

(答弁書受領)

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島への人道支援に対するサハリン州政府の見解に関する質問に対する答弁書

(号外)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の住居の実情等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省と同省所管の各種法人との関係等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出最高裁判所裁判官の指名等に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出生活保護の母子加算書
衆議院議員鈴木宗男君提出成人識別装置に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出一九六〇年の日米安保条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出痴漢行為を行つた検察官に対し下された処分の妥当性等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出本年度のビザなし交流第二陣におけるロシア系住民との対話集会等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出駐ロシア特命全権大使の信任状奉呈式におけるロシア大統領の発言に対する外務省の見解等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題に係る総理大臣の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出殺人罪等に問われているフジモリ・元ペル・大統領に対する政府の保護に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出「子どもの健全育成プログラムの策定・実施」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出生活保護の母子加算廃止等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島への人道支援に対する質問主意書
提出者 鈴木 宗男
平成二十一年五月二十九日提出
質問 第四七三号
北方四島への人道支援に対するサハリン州政
府の見解に関する質問主意書
本年五月二十八日、二十九日の新聞報道等によると、政府が北方四島に居住するロシア系住民に對して行つてゐる人道支援につき、北方四島を管轄するサハリン州政府は、機関紙「州報」において、「今やロシアは大国の一員になり、ロシアに領土的 requirement を行う隣国から人道支援を受ける必要はない」と報道し、我が國による人道支援は「もはや不要であるとの見解を示したとのことである。また、サハリン州のロシア外務省代表部のノソフ代表も同月二十八日、人道支援についての同州政府の立場が変わったことを認めたと報じられている。右を踏まえ、質問する。

一 「州報」における、我が國の人道支援に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題に係る総理大臣の認識等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出殺人罪等に問われているフジモリ・元ペル・大統領に対する政府の保護に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出「子どもの健全育成プログラムの策定・実施」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出生活保護の母子加算廃止等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島への人道支援に対する質問主意書
提出者 鈴木 宗男
平成二十一年六月九日
内閣衆質一七一第四七三号
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島への人道支援に対するサハリン州政府の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二二で、事実ならば、それはロシア政府の公式見解と同一の見解であるか。政府、特に外務省として、現在までに、ロシア政府より、我が國の人道支援は今後不要である旨の連絡を公式に受けているか。
四三で、ロシア政府より、我が國の人道支援は今後不要である旨の連絡を受けているにせよ、また公式、非公式を問わず連絡を受けていながら、ロシア側に対し、何らかの意見を伝えていたり。
五 本年五月二十九日の新聞によると、政府として六月上旬に行うことを見込んでいた北方四島への人道支援に関し、支援物資受け入れに係る書類に不備があつたことが理由で、物資の輸送が延期されたことが同月二十八日にわかつたとの報道がなされている。先般、いわゆる出入国カードに代わる新たな書類を用いており、日程の延期はあつたものの、本年度のビザなし交流がこれまでの枠組みを壊すことなく無事実施されていると承知するが、その様な中、なぜ今回人道支援事業が遅延しているのか、どの書類にどの様な不備があつたのか、その経緯を詳細に説明されたい。

六 五の人道支援事業の遅延に、「州報」における、サハリン州政府の意向は影響しているか。右質問する。

命、身体等が危険にさらされることのないよう治安及び安全上の問題が少ない地域に位置していること、緊急事態の際に在外公館の事務所や在外公館の長の公邸に直ちに駆けつけることができる場所に位置していること等の要件を満たすことが望ましいと考えており、在外職員の住居は、そのような観点から決められていると認識している。

五について

在外公館の警備対策及び相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

平成二十一年五月二十九日提出
質問 第四七五号

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する第三回質問主意書

これまで累次にわたり質問主意書で取り上げてある、昨年十一月二十一日発売の週刊朝日に、「麻生『外交』敗れたり」との見出しで掲載されている。ジャーナリストの上杉隆氏の論文(以下、「上杉論文」という。)の中に記述がある、(1)米国の対北朝鮮テロ指定解除に係る齋木昭隆アジア大洋州局長の発言、(2)中曾根弘文外務大臣に係る外務省幹部の発言のうちの(2)と、起訴休職外務事務官の佐藤

優氏が、雑誌や著書でいわゆる「ルーブル委員会」と白紙領収書について指摘(以下、「佐藤氏の指摘」という。)していることにつき、外務省が右のどちらについても「確認がとれていない」と、その事実を明確に否定していない一方で、「上杉論文」における(2)には明確に抗議をし、「佐藤氏の指摘」には何の抗議もしないという、異なる対応をとっている。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四〇九号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一七一第三三九号)を踏まえ、再度質問する。

一 前回質問主意書で、外務省において「前々回答弁書」の答弁を起案し、作成したのはどこの部署かと問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの『前回答弁書』は外務省内で作成され、大臣の決裁を経た上で、閣議決定されたものである」旨の答弁がなされている。当方が問うているのは、例えば本年四月七日に閣議決定された

政府答弁書(内閣衆質一七一第二四五号)で「財務省大臣官房が中心となつて起案した上で、政府として答弁したものである。」との答弁がなされている様に、具体的に作成に携わった同省内の部署を問うているのである。右答弁にある「外務省内」とは、同省におけるどの部署を指しているのか、具体的な部署名を明らかにされた

く、理解できないところであると思料する。この点につき、「前回答弁書」でも「抗議の有無については、それぞれの事案を検討の上、適切に判断すべき性質のものであることから、外務省は明確に抗議をし、「佐藤氏の指摘」には何の反応もないと判断したことが適切であると認識している根拠を示されたい。

二 承知の定義如何。

省としてその事実を明確に否定していない一方で、前者には明確に抗議をし、後者には何の抗議もしないという、異なる対応を同省がとつていることは、国民から見れば不可解極まりない。國民は、同省が右の様な対応をとつていて直接問いただすことをなぜしないのか、國民はその理由を理解し、納得しているかという点であり、同省が右の様な対応をとつていて直接問いただすことをなぜしないのか、國民はその理由を理解し、納得しているかという点を理解し、納得しているかどうか、四、五の定義を踏まえた上で、同省の見解を再度問う。

右質問する。

内閣衆質一七一第四七五号
平成二十一年六月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する第三回質問に対する答弁書

一から三まで及び八について

先の答弁書(平成二十一年五月二十六日内閣衆質一七一第四〇九号)の一から六までについて

て等で累次にわたつてお答えしてきているとおり、抗議の有無については、それぞれの事案を

検討の上、適切に判断すべき性質のものであることから、外務省としては、それぞれの事案を検討の上、適切に判断してきているところである。

また、御指摘の「佐藤氏の指摘」は一般に公表されており、また、御指摘の「佐藤氏の指摘」にあるような事実が確認されていないことについて、先の答弁書(平成二十年十二月十二日内閣衆質一七〇第三二二号)の一について等で累次にわたりお答えしてきているとおり既に明らかであることから、これらの点について国民は承知しているものと考えている。お尋ねの

「前々回答弁書」は外務省大臣官房が中心となつて起案した上で、閣議決定されたものである。四から七までについて

承知とは、一般に、「旨をうけたまわつて知ること。聞き入れること。(出典 広辞苑)」であり、理解とは、一般に、「物事の道理をさとり知ること。意味をのみこむこと。物事がわかること。(出典 広辞苑)」であり、納得とは、一般に、「承知すること。なるほどと認める」と。(出典 広辞苑)であると認識している。

平成二十一年五月二十九日提出
質問 第 四 七 六 号

外務省と同省所管の各種法人との関係等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

報 告 (号 外)

外務省と同省所管の各種法人との関係等に関する質問主意書

三 「政府答弁書」で外務省が、「交付金額確定法人」につき、「設立目的に則した公益に資する活動を実施しているものと考えている。」との答弁をしていることに関し、右はそれぞれの

法人の経営方針、収支状況等を正確に把握した上ででの答弁であるのか、同省がそう認識している根拠を示されたいと問うたところ、「政府答弁書」では外務省は、先の答弁書(平成二十一年五月十二日内閣衆質一七一第三五三号)の数は二百十四であることが明らかにされ

ている。右と「政府答弁書」(内閣衆質一七一第三五三号)及び「政府答弁書二」(内閣衆質一七一第一四三一号)を踏まえ、質問する。

一 「外務省所管法人」のうち、既に補助金交付金額が確定している平成十七年度から十九年度までの三年度にわたる、同省の補助金交付先法人により何らかの事業契約を結んでいる法人はあるか。あるのなら、直近三年間において契約を結んだ法人名、契約内容、契約額につき、それぞれ全て明らかにされたい。

二 「交付金額確定法人」を含む「外務省所管法人」は、公益に資する活動を実施しているか。外務省の認識如何。

四 三の「交付金額確定法人」を除く他の「外務省所管法人」は、公益に資する活動を実施しているか。外務省の認識如何。

内閣衆質一七一第四七六号
平成二十一年六月九日

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省と同省所管の各種法人との関係等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省と同省所管の各種法人との関係等に関する質問に対

する答弁書

一について
外務省が所管する特例民法法人二百十四法人には、なぜ当該法人と随意契約を結ぶことになつたのか、その理由、縦縦につき、それぞれ全て明らかにされたい。

それぞれ明らかにされたい。

六 「政府答弁書」では、「交付金額確定法人」について「お尋ねの『不祥事』の意味するところが必ずしも明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、外務省としては、法人のうち、社団法人北方領土復帰期成同盟を除くものについては、『使途不明金が発生したという事例は承知していない。』との答弁がなされている。では、「交付金額確定法人」を除く他の「外務省所管法人」について、社団法人北方領土復帰期成同盟において過去に使途不明金が発生したとの同様の不祥事が発生したことはないか。

六 「政府答弁書」では、「交付金額確定法人」について「お尋ねの『不祥事』の意味するところが必ずしも明らかでないため、お尋ねについてお

省が一般競争入札により事業契約を結んでいる法人はあるが、お尋ねの「直近三年間において契約を結んだ法人名、契約内容、契約額」については、調査に膨大な作業を要するため、お答えすることは困難である。

二について

外務省所管法人のうち、外務省が随意契約を結んでいる法人はあるが、お尋ねの「直近三年間において契約を結んだ法人名、契約内容、契約額、並びに、なぜ当該法人と随意契約を結ぶことになったか、その理由、経緯」については、調査に膨大な作業をするため、お答えすることは困難である。

三について

外務省所管法人について、外務省はこれらの法人から年度ごとに提出される事業や収支に関する報告等を通じ、各法人の活動や収支の状況を把握している。

四について

先の答弁書(平成二十一年五月十二日内閣衆質一七一第三五三号)四についてでお答えしたとおりである。

五について

平成十九年度において、外務省からの補助金交付額が確定している法人は、先の答弁書(平成二十一年五月十二日内閣衆質一七一第三五三号)一についてでお答えしたとおりである。

六について

外務省としては、外務省所管法人のうち、先

の答弁書(平成二十一年五月十二日内閣衆質一七一第三五三号)一についてで補助金の額についてお答えした法人を除くものについても、お尋ねの「使途不明金が発生した」という事例は承知していない。

二について
外務省職員であつた者が過去に「最高裁判官」の任についた例はこれまで何件あるか、その年度及び同省退職時の官職を全て明らかにされたい。

平成二十一年五月二十九日提出質問第四十七七号

最高裁判所裁判官の指名等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

最高裁判所裁判官の指名等に関する再質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第三九一号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、内閣が指名し、天皇陛下から任命を受ける、または内閣が任命し、天皇陛下から認証を受ける最高裁判所長官、判事の最高裁判所裁判官(以下、「最高裁裁判官」といふ。)のうち、過去十年において司法試験に合格する等の法曹資格を有していない者はいるかと

五二及び四の質問に対する答弁でそれが明らかになると思料するが、過去にある特定の省庁からほぼ定期的に同省庁を退職した者が「最高裁判官」の任に就くという傾向があると承知す

る。「前回答弁書」で政府は「最高裁判所の裁判官の指名又は任命に当たつては、裁判所法第四十一条第一項に規定する任命資格を満たし、最高裁判所の裁判官にふさわしい人物を選考して

おり、「最高裁裁判官」の身分が行政官の天下り先となっているとも受止められる」とはなり先となっているとも受止められる」とはなり

いものと考える。と答弁しているが、二及び四の質問に対する答弁は、「最高裁裁判官」の地位

右の者のうち、①司法試験に合格していない者、②司法試験に合格しても司法修習を終了していない者はそれぞれどの者か明らかにされたい。

二 外務省職員であつた者が過去に「最高裁判官」の任についた例はこれまで何件あるか、その年度及び同省退職時の官職を全て明らかにされたい。

平成二十一年六月九日

内閣衆質一七一第四七七号

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出最高裁判所裁判官の指名等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出最高裁判所裁判官の指名等に関する再質問に対する答弁書

一について
御指摘の者のうち、司法試験に合格していている

者で、主な前職が外務省職員であったものは八人であり、これらの者の外務省退職時の官職及

び最高裁判所の裁判官に任命された年度は、それぞれ次のとおりである。また、これらの者は

いずれも司法試験に合格していない。

特命全権大使(アイルランド国駐箚)、内閣法制局長官、東北大学教授、労働省女性局長及び外務事務次官である」との答弁がなされている。

年 度

が、ある特定の省庁、特に外務省にとつて天下り先の様なものとなつてていることを示しているのではないか。

右質問する。

特命全権大使(アメリカ合衆国駐箚) 昭和四十五年度	特命全権大使(タイ国駐箚) 昭和五十二年度	特命全権大使(ソヴィエト連邦駐箚) 昭和五十九年度
外務審議官 平成七年度	外務審議官 平成十一年度	外務審議官 平成元年
特命全権大使(アイルランド国駐箚) 平成十三年度	特命全権大使(アイルランド国駐箚) 平成二十一年度	特命全権大使(中華人民共和国駐箚) 平成二年
外務事務次官 平成二十一年度	外務事務次官 平成三十一年度	外務事務次官 平成七年度
これまでに最高裁判所の裁判官に任命された者で、主な前職が外務省を除く府省の職員(検察官を除く)であつた者は十五人であり、これらの者の中の前職及び最高裁判所の裁判官に任命された年度は、それぞれ次のとおりである。	これまでに最高裁判所の裁判官に任命された者で、主な前職が外務省を除く府省の職員(検察官を除く)であつた者は十五人であり、これらの者の中の前職及び最高裁判所の裁判官に任命された年度は、それぞれ次のとおりである。	これまでに最高裁判所の裁判官に任命された者で、主な前職が外務省を除く府省の職員(検察官を除く)であつた者は十五人であり、これらの者の中の前職及び最高裁判所の裁判官に任命された年度は、それぞれ次のとおりである。
九州大学教授 昭和二十一年度	東京大学教授五人 昭和二十三年度、昭和三十五年度、昭和三十八年度、昭和四十九年度、昭和五十四年度	京都大学教授二人 昭和四十一年度、平成十一年度
内閣法制局長官四人 昭和四十八年度、昭和五十八年度、平成九年度、平成十五年度	労働省婦人少年局長 平成五年度	東北大学教授 平成十四年度
労働省女性局長 平成二十一年度	五つについて	最高裁判所の裁判官の指名又は任命に当たつて
では、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第四十一条第一項に規定する任命資格を満たし、最高裁判所の裁判官にふさわしい人物を選考しており、「最高裁判官」の地位がある特定の省庁、特に外務省にとって天下り先の様なものとなつてることを示しているのではないか」との御指摘は当たらない。	では、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第四十一条第一項に規定する任命資格を満たし、最高裁判所の裁判官にふさわしい人物を選考しており、「最高裁判官」の地位がある特定の省庁、特に外務省にとって天下り先の様なものとなつてることを示しているのではないか」との御指摘は当たらない。	では、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第四十一条第一項に規定する任命資格を満たし、最高裁判所の裁判官にふさわしい人物を選考しており、「最高裁判官」の地位がある特定の省庁、特に外務省にとって天下り先の様なものとなつてることを示しているのではないか」との御指摘は当たらない。
たばこ自動販売機の成人識別装置に関する再質問主意書	たばこ自動販売機の成人識別装置に関する再質問主意書	たばこ自動販売機の成人識別装置に関する再質問主意書
提出者 北神 圭朗	提出者 北神 圭朗	提出者 北神 圭朗
平成二十一年六月一日提出	平成二十一年六月一日提出	平成二十一年五月二十一日付でたばこ自動販売機の成人識別装置に関する質問主意書(一七一回)
内閣衆質一七一第四七八号	内閣衆質一七一第四七八号	内閣第四二七号。以下、前回質問主意書といふ。
平成二十一年六月九日	平成二十一年六月九日	国会第四二七号。以下、前回質問主意書といふ。
内閣総理大臣 麻生 太郎	内閣総理大臣 麻生 太郎	内閣第四二七号。以下、前回質問主意書といふ。
衆議院議長 河野 洋平殿	衆議院議員北神圭朗君提出たばこ自動販売機の成人識別装置に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。	衆議院議員北神圭朗君提出たばこ自動販売機の成人識別装置に関する再質問に対し、別紙答弁書を提出する。
平成二十一年六月一日提出	平成二十一年六月一日提出	平成二十一年五月二十一日付でたばこ自動販売機の成人識別装置に関する質問主意書(一七一回)
質問 第四七九号	質問 第四七九号	平成二十一年五月二十一日付でたばこ自動販売機の成人識別装置に関する質問主意書(一七一回)
一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する質問主意書	一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する質問主意書	一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男	提出者 鈴木 宗男	提出者 鈴木 宗男
〔別紙〕	〔別紙〕	〔別紙〕
衆議院議員北神圭朗君提出たばこ自動販売機の成人識別装置に関する再質問に対する答弁書	衆議院議員北神圭朗君提出たばこ自動販売機の成人識別装置に関する再質問に対する答弁書	衆議院議員北神圭朗君提出たばこ自動販売機の成人識別装置に関する再質問に対する答弁書
平成二十一年六月一日付の共同通信社による配信記事を受けた新聞報道によると、一九六〇年の日米安全保障条約改定時に核兵器を搭載した米軍の艦船や航空機が我が国に立ち寄ることを黙認するとしたいわゆる核持ち込み密約(以下、「密約」という。)	平成二十一年六月一日付の共同通信社による配信記事を受けた新聞報道によると、一九六〇年の日米安全保障条約改定時に核兵器を搭載した米軍の艦船や航空機が我が国に立ち寄ることを黙認するとしたいわゆる核持ち込み密約(以下、「密約」という。)	平成二十一年六月一日付の共同通信社による配信記事を受けた新聞報道によると、一九六〇年の日米安全保障条約改定時に核兵器を搭載した米軍の艦船や航空機が我が国に立ち寄ることを黙認するとしたいわゆる核持ち込み密約(以下、「密約」という。)

につき、外務省事務次官ら同省の中枢幹部が引き継いで管理し、外務大臣ではなく官僚側の判断によって、橋本龍太郎、小渕恵三両元内閣総理大臣ら一部総理大臣、外務大臣にのみ伝えていたと、一九八〇年代から一九九〇年代にかけて外務省事務次官を経験した者四名（以下、「四名」という。）が共同通信社に伝えていたことである。右の報道（以下、「報道」という。）を踏まえ、質問する。

なお、政府、特に外務省においては、各質問の個別の趣旨をそれぞれ正確に把握し、各質問それぞれに対しても答弁をするという、誠実な対応をとることを切に求める。

一 「報道」を外務省は承知しているか。

二 一九八〇年代から一九九〇年代にかけて外務省事務次官を務めた者の氏名を明らかにされたい。なお、その者のうち、現在も何らかの公職に就いている者がいるのならば、その公職についても併せて明らかにされたい。

三 外務省を退職した者は、退職後何年間、公務上知り得た情報に対する守秘義務を負うか。

四 二の歴代事務次官は、現在も守秘義務を負っているか。

五 四で、負っているのなら、守秘義務に反した者に対して、何らかの罰則は科されるか。

六 「報道」では、「四名」をそれぞれA氏、B氏、C氏、D氏として、それぞれの証言について明らかにされている。外務省として、「四名」とは

七 外務省として、「四名」に対する共同通信社による取材について、いつそれを知つたか。

八 外務省として、「四名」に対する共同通信社による取材を事前に知つていたのなら、それが行われる前に「四名」に接触し、何らかの意見を伝えているか。伝えているのなら、どの様な意見を伝えたのか明らかにされたい。

九 外務省として、「四名」に対する共同通信社による取材を事後に知つたのなら、それが行われた後に「四名」に接触し、何らかの意見を伝えているか。伝えているのなら、どの様な意見を伝ええたのか明らかにされたい。

十 「報道」には、「四名」のうち、A氏とする者の証言として「米軍艦船や米軍機に積まれた核は事前協議の対象にならない」ということは、六〇年から日米間で了解されている。だから日本政府は国民党にうそをついてきた。」とあるが、右は事実か。政府として、「密約」に関し、国民党にうそをついてきたという事実はあるか。

十一 十が事実でないのなら、その証言内容のうち、どこがどの様に事実と異なるのか、具体的かつ詳細に説明されたい。

十二 「報道」には、「四名」のうち、B氏とする者の証言として「大平、ライシャワー両氏のやりとりについては自分も聞いており、外務省にはそれを記した内部文書があつた。」とあるが、右は事実か。外務省に、一九六三年四月、当時のライシャワー駐日米国特命全権大使が大平正芳

外務大臣と会談し、「核を積んだ艦船と飛行機の立ち寄りは『持ち込み』でない」と解釈するとの確認を大平大臣に求めた時のやり取りを記録した文書があるというのは事実か。

十三 十二が事実でないのなら、その証言内容のうち、どこがどの様に事実と異なるのか、具体的かつ詳細に説明されたい。

十四 外務省において、日米安全保障条約に係る事務を担当している部署はどこか、当該部署の担当責任者の官職氏名を併せて明らかにされたい。

十五 「報道」には、「四名」のうち、C氏とする者の証言として「外務省で日米安全保障条約を担当している者は(密約のことを)みんな知っている。」とあるが、右は事実か。十四の部署に勤務する者は、皆「密約」を承知しているのか。

十六 十五が事実でないのなら、その証言内容のうち、どこがどの様に事実と異なるのか、具体的かつ詳細に説明されたい。

十七 我が国において、外務省職員はじめ政府職員が国会で事実と異なる、虚偽の内容を含む証言をした場合、何らかの法令に違反するか。

十八 「報道」には、「四名」のうち、D氏とする者の証言として「(国会で事実と違う答弁を続け)何か恥ずかしいなという思いがあつた。」とあるが、右は事実か。外務省において過去に同省事務次官を務めた者が、国会において虚偽の答弁を繰り返し行ったという事実はあるか。

うち、どこがどの様に事実と異なるのか、具体的かつ詳細に説明されたい。
右質問する。

内閣衆質一七一第四七九号
平成二十一年六月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する質問に対する答弁書

一、六から十三まで、十五、十六、十八及び十九について

外務省としては、御指摘の記事について、平成二十一年六月一日に承知したが、お尋ねの「証言」の内容等について承知しておらず、お尋ねにお答えすることは困難である。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。）の下での核兵器の持込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了

の金額については、個人に関する情報であるため、お答えすることを差し控えたい。

四及び五について

御指摘の松井正広検事に対する処分は、行為の原因、動機、態様、結果、影響等のほか、日ごろの勤務態度や当該行為後の対応等も含め諸般の事情を総合的に考慮の上、適正に行つたものと認識している。

平成二十一年六月一日提出

本年度のビザなし交流第二陣におけるロシア系住民との対話集会等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

本年度のビザなし交流第二陣におけるロシ

ア系住民との対話集会等に関する質問主意書

書

平成二十一年度ビザなし交流の第二陣が本年五月二十六日に根室港に帰港した。右を踏まえ、質

問する。

一 今次のビザなし交流第二陣に同行した外務省職員の人数並びに官職氏名を全て明らかにされたい。

二 今次のビザなし交流第二陣について、一の外務省職員から外務本省に対してどの様な方法で報告がなされているか。

三 今次のビザなし交流第二陣においても、日本側参加者とロシア系住民との対話集会(以下、

「対話集会」という。)が択捉島で行われたと承知するが、右に一の外務省職員のうち誰が出席していたか。

内閣衆質一七一第四八一号
平成二十一年六月九日

内閣總理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出本年度のビザなし交

流第二陣におけるロシア系住民との対話集会等

に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出本年度のビザなし交

流第二陣におけるロシア系住民との対

話集会等に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

御指摘の四島交流の枠組みによる北方四島への訪問(以下「訪問」という。)には、外務省の事務官一名が同行し、御指摘の行事にも同席した。同事務官から訪問に関する報告書が外務省に提出されており、同報告書では、御指摘の行

事においては、訪問の参加者と北方四島住民との間で様々な意見交換が行われた旨報告されて

いる。

外務省として、四島交流事業は、北方領土問題の解決を含む我が国とロシア連邦との間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として行われており、御指摘の行事を含め、同事業は、この目的に沿つて実施されるべきと考えている。

平成二十一年六月一日提出
質問 第四八二号

駐ロシア特命全権大使の信任状奉呈式におけるロシア大統領の発言に対する外務省の見解等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

衆議院議員鈴木宗男君提出本年度のビザなし交

流第二陣におけるロシア系住民との対

話集会等

に関する質問に対する外務省の見解等に関する質問主意書

駐ロシア特命全権大使の信任状奉呈式におけるロシア大統領の発言に対する外務省の見解等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

衆議院議員鈴木宗男君提出本年度のビザなし交

流第二陣におけるロシア系住民との対

話集会等

に関する質問に対する外務省の見解等に関する質問主意書

駐ロシア特命全権大使の信任状奉呈式(以下、「奉呈式」という。)において、ロシアのメドベージエフ大統領が挨拶の中で北方領土問題について「北方四島のロシアの主権を疑問視する日本の試みは交渉継続を促すことにはならない」と述べ、我が國を批判したと報じられている。右を踏まえ、質問する。

本年五月二十九日、クレムリンで行われた新任

駐ロシア特命全権大使の信任状奉呈式(以下、「奉呈式」という。)において、ロシアのメドベージエ

フ大統領が挨拶の中で北方領土問題について「北

方四島のロシアの主権を疑問視する日本の試み

は交渉継続を促すことにはならない」と述べ、我

が國を批判したと報じられている。右を踏まえ、質問する。

一 「奉呈式」には、河野雅治駐ロシア日本国特命全権大使が出席したと承知するが、その際、メ

ドベージエフ大統領が前文で触れた、我が國を

批判するかの様な発言をしたというのは事實

か。

二 メドベージエフ大統領の発言を含め、「奉呈

式」の様子についての外務本省への報告はなさ

れているか。

三 二の報告がなされているのならば、それは公電の形でなされているか。そうであるのなら、

当該公電が外務本省に到着した日、時、分を明らかにされたい。

四 報道によると、「奉呈式」におけるメドベージエフ大統領の発言は、五月二十日の参議院予算委員会において、麻生太郎内閣総理大臣が北方領土問題について、「北方四島ではロシアによる不法占拠が続いている」と発言したことを受けたものであると言われているが、右についての外務省の見解如何。

五 河野大使は天皇陛下からの信任状を受けて「奉呈式」に臨んだものと承知するが、その際、我が国を批判するかの様な発言がなされたことについて、何らかの意見をメドベージエフ大統領はじめロシア側に伝えているか。

六 五で、伝えていたのなら、どの様な意見を述べたのか明らかにされたい。

七 五で、伝えていないのなら、それはなぜか説明されたい。

右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出駐ロシア特命全

権大使の信任状奉呈式におけるロシア大統領の発言に対する外務省の見解等に関する

質問に対する答弁書

一 から七までについて

御指摘の信任状奉呈式においてメドベージエフ・ロシア連邦大統領からは、アジア太平洋地域における安定と安全の確保にとり重要な

要因である我が国との互恵的なパートナー関係を質的に新たにすることを意向している、ロシ

ア側は、今後とも、平和条約問題に関し相互に受入れ可能な解決を模索していくべく対話を

行っていく、「クリル諸島」に対するロシア連邦の主権に疑念を抱かせようとする日本側の試みは平和条約交渉の継続に資するものではない旨の発言(以下「発言」という。)があつた。

発言についての報告は公電でなされており、受信した。

発言のうち、北方領土問題に関する言及につ

いては、ロシア側の従来の立場を述べたものと認識しているが、発言は、全体として、日露開

拓の信任状奉呈式におけるロシア大統領の發言に対する外務省の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

ついて明らかにすることについては、相手国との関係もあり、差し控えたい。

平成二十一年六月一日提出

質問 第四八三号

北方領土問題に係る我が国の対応の変遷等についての麻生太郎内閣総理大臣の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

五 現在の日ロ関係はどのような状態にあるか、外務省の見解を示されたい。

六 本年五月三十日、麻生太郎内閣総理大臣は横浜市内で、同月二十日の参議院予算委員会で自身が「北方四島ではロシアによる不法占拠が続いている」と述べたことを受け、同月二十九日、クレムリンで行われた新任駐ロシア特命全権大使の信任状奉呈式において、ロシアのメドベージエフ大統領が挨拶の中で、「(北方四島の)ロシアの主権を疑問視する日本の試みは交渉継続を促すことにはならない」と述べ、我が国を批判したとされていることに關し、「日本

の公式見解だから、あらためて言つたからといつて、ごちやごちやするようなことはない。

日本が独立した昭和二十七年から同じことしか言つていない」との発言(以下、「麻生発言」といいう。)をしたと報じられている。「麻生発言」の中の「日本が独立した昭和二十七年から同じことしか言つていない」とは、具体的にどのような意味を指しているのか説明されたい。

会への復帰を果たした。我が国が独立した一九五二年から一の時期に至るまで、我が国として、どの様なスタンスで北方領土問題に對応していたか説明されたい。

三 一九五二年当時の日ソ関係はどのような状態にあつたか、外務省の見解を示されたい。

四 ソ連邦が崩壊し、後継国としてロシア連邦が成立した当时、日ロ関係はどのような状態にあつたか、外務省の見解を示されたい。

五 現在の日ロ関係はどのような状態にあるか、外務省の見解を示されたい。

六 本年五月三十日、麻生太郎内閣総理大臣は横浜市内で、同月二十日の参議院予算委員会で自身が「北方四島ではロシアによる不法占拠が続いている」と述べたことを受け、同月二十九日、クレムリンで行われた新任駐ロシア特命全権大使の信任状奉呈式において、ロシアのメドベージエフ大統領が挨拶の中で、「(北方四島の)ロシアの主権を疑問視する日本の試みは交渉継続を促すことにはならない」と述べ、我が国を批判したとされていることに關し、「日本

の公式見解だから、あらためて言つたからといつて、ごちやごちやするようなことはない。

日本が独立した昭和二十七年から同じことしか言つていない」との発言(以下、「麻生発言」といいう。)をしたと報じられている。「麻生発言」の中の「日本が独立した昭和二十七年から同じことしか言つていない」とは、具体的にどのような意味を指しているのか説明されたい。

内閣衆質一七一第四八二号
平成二十一年六月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出駐ロシア特命全権大使の信任状奉呈式におけるロシア大統領の發言

業の指向性に合致するものと認識している。発言に関するロシア側とのやり取りの詳細に別紙答弁書を送付する。

七 北方領土は我が國固有の領土であることは疑いようのない事実であり、それらが第二次世界大戦の残滓として、現在ロシアによつて実行支配されていることもまた事実である。「麻生発言」には「日本の公式見解だから、あらためて言つたからといつて、ごちやごちやするようないことはない。」とあるが、北方領土は日ロの係争地域であるとの認識を日ロが共有し、話し合いによつてこの問題を解決すると合意をしている。この様な中、「麻生発言」は、北方領土問題の解決に資するものであるか。外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第四八三号

平成二十一年六月九日
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題に係る我が國の対応の変遷等についての麻生太郎内閣総理大臣の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題に係る我が國の対応の変遷等についての麻生太郎内閣総理大臣の認識等に関する質問に對する答弁書
一及び二について
先の答弁書(平成十九年十月二十六日内閣衆質一六八第一三三二号)一及び二についてでお答

えしたとおりである。

三について
御指摘の時期においては、我が国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の国交が回復していない状態にあつた。四について
御指摘の時期においては、我が国政府として、ロシア連邦による民主主義社会の建設、市場経済体制への移行、「法と正義」の原則に基づく外交の実現等に向けた様々な改革努力を強く支持するとともに、かかる改革努力に対し、國際社会と協調しつつ適切な支援を行う一方で、ソヴィエト社会主義共和国連邦からロシア連邦に引き継がれた北方領土問題が未解決であつたため、ロシア連邦との間で平和条約の締結に関する交渉を継続していた。五について
我が国とロシア連邦との間の関係は、現在、衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題に係る我が國の対応の変遷等についての麻生太郎内閣総理大臣の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。平成二十一年六月一日提出
質問 第四八四号
殺人罪等に問われているフジモリ・元ペルー大統領に対する政府の保護に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

日本国籍を有するアルベルト・フジモリ元ペルー大統領に対し、本年四月七日、ペルーの最高裁判特別刑事法庭は、同国で一九九〇年代に起きた虐殺事件に関し、同氏が大統領として殺害を承認したのは明らかとして、禁固二十五年の実刑判決を言い渡した。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第三八〇号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、前文で触れた禁固二十五年というフジモリ氏に対する判決に係る政府の見解を問うたところ、「前回答弁書」では「政府は、お尋ねの裁判の当事者ではなく、判決内容に対してコメントすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。二〇〇七年十一月十三日の政府答弁書(内閣衆質一六八第一九〇号)で

算委員会における御指摘の麻生太郎内閣総理大臣の発言は、先の答弁書(平成二十一年六月二十一内閣衆質一六九第五〇七号)三についてでお答えしたような從来の政府の認識を改めて述べたものと認識している。

待遇がなされ、適正な手続を経た上で下されたものであると認識しているか。判決につき、その内容についての見解を求めるることは避けるところ、判決が下されるまでの経過に關し、政府の見解を明らかにされたい。
二 前回質問主意書で、政府として、判決が下されたから、フジモリ氏と接触し、何らかの形で支援を行つているかと問うたところ、「前回答弁書」では「政府としては、日本国籍を有する者に対し、個別具体的な必要に応じ、国際法上認められる範囲内で、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関し、適切な措置を講ずることとしている。
お尋ねのフジモリ氏についても、政府として、かかる方針に照らして対応してきているところであり、今後も、ペルー政府に対し、フジモリ氏が公正な待遇を受け、適正手続を経て司法判断を受けることが重要であるとの我が国立場を説明することも含め、適切に対応していくと考えである。」との答弁がなされている。政府、外務省として、在ペルー日本国大使館の大使館員等にフジモリ氏と直接面会して同氏の意向や健康状態を確認する等、フジモリ氏と直接

(外) 報 告

官

<p>は、生活保護世帯の子どもの自立や被保護者の就労意欲の喚起等のために必要なものであると考えており、来年度以降の継続に向け、今後、必要な検討を行つてまいりたい。</p>
<p>平成二十一年六月一日提出 質問 第四八六号</p> <p>生活保護の母子加算廃止等に関する質問主意書</p>
<p>提出者 山井 和則</p> <p>意書</p> <p>生活保護の母子加算廃止等に関する質問主意書</p>
<p>一 母子加算が廃止されたのは、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」での議論がきっかけ。</p> <p>二 この委員会では、母子加算廃止の結論が出たのか。委員会の結論はどのようなものだったのか。</p> <p>三 母子加算廃止に対し、厚生労働省は、就労支援策など違った形で支援していると主張しているが、母子加算廃止やその代替の支援措置によつて、収入が増えたひとり親世帯は何世帯、全体の何割くらいか。減つた世帯は何世帯、何割くらいか。</p> <p>四 母子加算廃止以降、そのひとり親世帯において、どのように収入が変化し、そのことがどのような影響を、親や子どもに及ぼしたかという調査を行つたのか。また、今後調査を行う予定する。</p>
<p>衆議院議長 河野 洋平殿</p> <p>衆議院議員山井和則君提出生活保護の母子加算廃止等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。</p>

はあるのか。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出生活保護の母子

加算廃止等に関する質問に対する答弁書

五歳から十七歳までの子どもの数としては、三万八千三百八十人となっている。

また、その他のお尋ねの点については、把握していない。

<p>五 母子加算廃止以降、高校進学をあきらめた子ども、修学旅行に行けなかつた子ども、クラブ活動をやめた子ども、不登校になつた子どもは、対象の約一〇万世帯、子ども約一八万人のうち、どれくらいいるのか。その数や割合は、</p>
<p>六 一般的母子世帯と、生活保護の母子世帯において、高校進学率はそれいくらか。また、どちらが高いか。厚生労働省は母子家庭の高校進学率について実態把握をしているのか。把握していないのであれば、実態調査の予定はあるのか。</p>

<p>七 生活保護のひとり親世帯について以下質問する。平成十九年度の高等学校等就学費は何人に支給したのか。また、高等学校に就学した子どもは何人か。高等学校に就学可能な年齢の子どもは何人か。就学可能な年齢の子どもたち、実際に高等学校に就学していたのは何%か。</p>
<p>三、四及び六について</p>

<p>三、四及び六について</p> <p>お尋ねについては把握していないが、ひとり親の生活保護世帯について、昨年度、世帯主の就労状況や福祉事務所による就労支援の状況等の実態調査を行つたところであり、今年度は、世帯主の就労状況や高等学校等への就学状況等の実態調査を行う予定である。</p>
<p>五及び七について</p>

<p>五及び七について</p> <p>お尋ねの「高等学校に就学可能な年齢の子ども」の数については、「平成十九年度被保護者全国一斉調査」の結果によると、平成十九年七月一日現在、ひとり親の生活保護世帯に属する十</p>
<p>第一条 この法律は、一般乗用旅客自動車運送が</p>

<p>第一条 総則(第一条～第三条)</p> <p>第二章 基本方針等(第四条～第七条)</p> <p>第三章 地域計画の作成及び実施(第八条～第十四条)</p> <p>第四章 特定地域における道路運送法の特例(第十五条)</p> <p>第五章 雜則(第十六条～第二十条)</p> <p>第六章 奬罰則(第二十一条)</p>
--

<p>七 生活保護のひとり親世帯について以下質問する。平成十九年度の高等学校等就学費は何人に支給したのか。また、高等学校に就学した子どもは何人か。高等学校に就学可能な年齢の子どもは何人か。就学可能な年齢の子どもたち、実際に高等学校に就学していたのは何%か。</p>
<p>三、四及び六について</p>

<p>三、四及び六について</p> <p>お尋ねについては把握していないが、ひとり親の生活保護世帯について、昨年度、世帯主の就労状況や福祉事務所による就労支援の状況等の実態調査を行つたところであり、今年度は、世帯主の就労状況や高等学校等への就学状況等の実態調査を行う予定である。</p>
<p>五及び七について</p>

<p>五及び七について</p> <p>お尋ねの「高等学校に就学可能な年齢の子ども」の数については、「平成十九年度被保護者全国一斉調査」の結果によると、平成十九年七月一日現在、ひとり親の生活保護世帯に属する十</p>
<p>第一条 この法律は、一般乗用旅客自動車運送が</p>

(号外)

官報

地域公共交通として重要な役割を担つており、地域の状況に応じて、地域における輸送需要に対応しつつ、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようすることが重要であることから、国土交通大臣による特定地域の指定及び基本方針の策定、特定地域において組織される協議会による地域計画の作成及びこれに基づく一般乗用旅客自動車運送事業者による特定事業等の実施並びに特定地域における道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の特例について定めることにより、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「一般乗用旅客自動車運送事業」とは、道路運送法第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。

2 この法律において「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を行ふ者をいう。

3 この法律において「一般乗用旅客自動車運送」とは、一般乗用旅客自動車運送事業者が行う旅客の運送をいう。

4 この法律において「地域公共交通」とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第一条第一号に規定する地域公共交通をいう。

5 この法律において「特定地域」とは、次条第一項の規定により指定された地域をいう。

6 この法律において「特定事業」とは、一般乗用旅客自動車運送事業について、利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供、情報通信技術の活用による運送の管理の高度化、利用者の特別の需要に応ずるための運送の実施その他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、輸送需要に対応した合理的な運営及び法令の遵守の確保並びに運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓を図り、もって一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する事業をいう。

(特定地域の指定)

7 この法律において「事業用自動車」とは、道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車をいう。

第三条 國土交通大臣は、特定の地域における一般乗用旅客自動車運送事業の次に掲げる状況に照らして、当該地域の輸送需要に的確に対応することにより、輸送の安全及び利用者の利便を確保し、その地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようするため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の意義及び目標に関する事項

(基本方針)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の意義及び目標に関する事項

二 第九条第一項に規定する地域計画の作成に関する基本的な事項

三 特定事業その他の第九条第一項に規定する地域計画に定める事業に関する基本的な事項

四 その他の一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な事項

(国の責務)

第六条 国は、特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する取組のために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の支援を行うよう努めなければならない。

2 国は、特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する取組と相まって、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進するため、検査、処分その他の監督上必要な措置を的確に実施するものとす

3 じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 國土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

二 事業用自動車一台当たりの収入の状況

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第三章 地域計画の作成及び実施

(協議会)

第八条 特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定する地域計画の作成、当該地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会(以下単に「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
 二 学識経験を有する者
 三 その他協議会が必要と認める者
 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(地域計画)

第九条 協議会は、基本方針に基づき、特定地域

における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画(以下「地域計画」という。)を作成することができる。

2 地域計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

二 地域計画の目標

2

三 前号の目標を達成するために行う特定事業

その他の事業及びその実施主体に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、地域計画の実施に關し当該協議会が必要と認める事項

3 地域計画は、その作成に係る合意をした協議会の構成員である一般乗用旅客自動車運送事業者が当該地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計が当該特定

地域計画の実施主体とされた一般乗用旅客自動車運送事業者は、単独で又は共同して、当該地域計画に即して特定事業を実施するための計画(以下「特定事業計画」という。)を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その特定事業計画が一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を適切かつ確実に推進するために適當である旨の認定を申請することができる。

2 特定事業計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定事業の内容

二 特定事業の実施時期

三 特定事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

四 特定事業の効果

五 前各号に掲げるもののほか、特定事業の実

用する。

(地域計画に定められた事業の実施)
 第十条 地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であつて、当該地域計画に定められた

事業の実施主体とされたものは、当該地域計画に従い、事業を実施しなければならない。

2 協議会は、地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に對し、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することができる。

(特定事業計画の認定)

第十二条 地域計画において特定事業に関する事項が定められたときは、当該地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であつて、特定事業の実施主体とされた一般乗用旅客自動車運送事業者は、単独で又は共同して、当該地域計画に即して特定事業を実施するための計画(以下「特定事業計画」という。)について、次に掲げる事項を定めるこ

とができる。

一 内容

二 実施時期

三 効果

四 前三号に掲げるもののほか、その実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その特定事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 特定事業計画に定める事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 特定事業計画に定める事項が特定事業(当該特定事業計画に事業再構築に関する事項が定められている場合にあつては、特定事業及び事業再構築。以下同じ。)を確實に遂行するため適切なものであること。

三 特定事業計画に定める事項が道路運送法第十五条规定の第一項又は第三十六条规定の第一項若しくは

3 特定事業計画には、特定事業と相まって、地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割、一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受け、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の減少その他経営の合理化に資する措置として

国土交通省令で定めるもの(以下「事業再構築」という。)について、次に掲げる事項を定めるこ

第二項の認可を要するものである場合にあつては、その内容が同法第十五条第二項又は第三十六条第三項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

四 特定事業計画に共同事業再構築(二以上の一般乗用旅客自動車運送事業者が共同して行う事業再構築をいう。以下同じ。)に関する事項が定められている場合にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ 共同事業再構築を行う一般乗用旅客自動車運送事業者と他の一般乗用旅客自動車運送事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般乗用旅客自動車運送の利用者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものであること。

5 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る特定事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 第四項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

7 第四項の認定及び第五項の変更の認定に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。(公正取引委員会との関係)

第十二条 国土交通大臣は、二以上の一般乗用旅客自動車運送事業者の申請に係る特定事業計画(共同事業再構築に係る事項が記載されているものに限る。第三項において同じ。)について前条第四項の認定(同条第五項の変更の認定を含

む。以下同じ。)をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該送付に係る特定事業計画に従つて行おうとする共同事業再構築が一般乗用旅客自動車運送事業における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。この場合において、国土交通大臣は、当該特定事業計画に

定事業計画に従つて行おうとする共同事業再構築が一般乗用旅客自動車運送事業における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。この場合において、国土交通大臣は、当該特定事業計画に

定事業計画に従つて行おうとする共同事業再構築が一般乗用旅客自動車運送事業における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする。この場合において、国土交通大臣は、当該特定事業計画に

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、前項の規定による交付を受けた特定事業計画について意見を述べるものとする。

3 國土交通大臣及び公正取引委員会は、国土交通大臣が前条第四項の認定をした特定事業計画に従つてする共同事業再構築について、当該認定事業者が認定特定事業計画(事業再構築に関する事項が定められているものに限る。)に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡若しくは譲受け又は一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併若しくは分割をする場合においては、当該認定事業者が当該認定を受けたことは、当該認定事業者が當該認定を受けたことをもつて、道路運送法第三十六条第一項又は第二項の認可を受けたものとみなす。

(認定の取消し等)

第十四条 國土交通大臣は、認定事業者が正当な理由がなく認定特定事業計画に従つて特定事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、認定特定事業計画に従つて当該特定事業を実施すべきことを勧告することができない。

2 國土交通大臣は、前項の規定による勧告を受

図るための運送として国土交通省令で定めるものに係る旅客の運賃及び料金を定める場合においては、道路運送法第九条の三第一項の規定にかかわらず、あらかじめ、当該運賃及び料金を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

2 認定事業者が認定特定事業計画に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画(道路運送法第五条第一項第二号の事業計画をいう。第十一条第一項において同じ。)の変更をする場合においては、当該認定事業者が当該認定を受けたことをもつて、同法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしたものとみなす。

3 國土交通大臣は、認定特定事業計画(事業再構築に関する事項が定められているものに限る。)とし、同条第三項の規定は、適用しない。

第十五章 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業者

第一項中「第三項、第四項」とあるのは、「第四項」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

2 特定地域の指定が解除された際又は特定地域の指定期間が満了した際現にされている前項の規定により読み替えて適用する道路運送法第五条第一項の認可の申請であつて、前項に規定する事業計画の変更に係るものは、同条第三項の規定によりした届出をとみなす。ただし、特定地域の指定期間の満了後引き続き当該地域が特定地域として指定された場合は、この限りでない。

2 特定地域の指定が解除された際又は特定地域の指定期間が満了した際現にされている前項の規定により読み替えて適用する道路運送法第五条第一項の認可の申請であつて、前項に規定する事業計画の変更に係るものは、同条第三項の規定によりした届出をとみなす。ただし、特定地域の指定期間の満了後引き続き当該地域が特定地域として指定された場合は、この限りでない。

3 國土交通大臣は、認定特定事業計画(資金の確保)

第十六条 國は、地域計画に定められた事業の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

第五章 雜則

第十三条 第十一条第四項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)がその認定に係る特定事業計画(以下「認定特定事業計画」という。)に

基づき実施する特定地域の住民の福祉の増進を

けた認定事業者が当該勧告に従わないときは、その認定を取り消すことができる。

3 國土交通大臣は、認定特定事業計画が第十二条第四項各号のいずれかに適合しないものとみなされたと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定特定事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

(報告の徴収)

第十七条 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定特定事業計画に係る特定事業の実施状況について報告を求めることができる。

(権限の委任)

第十八条 この法律に規定する國土交通大臣の権限は、國土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委託することができる。

(国土交通省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、國土交通省令で定める。(経過措置)

第二十条 この法律の規定に基づき國土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、國土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第二十一条 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

3 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第百二十五条中「又は第三十四条第二項」を「若しくは第三十四条第二項又は特定地

域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第

号)第十三条第二項(道路運送法

の特例)」に、「同法第二十二条第三項」を「地域

公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十

二条第三項」に、「又は同法第三十条第七項」を

理由	特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、当該地域において地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者、地域住民等により組織される協議会による地域計画の作成、同計画に即して一般乗用旅客自動車運送事業者が作成し、國土交通大臣の認定を受けた特定事業計画に係る事業等についての道路運送法の特例等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
地域において地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者、地域住民等により組織される協議会による地域計画の作成、同計画に即して一般乗用旅客自動車運送事業者が作成し、國土交通大臣の認定を受けた特定事業計画に係る事業等についての道路運送法の特例等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。	1 定義 この法律において「特定事業」とは、一般乗用旅客自動車運送事業について、利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供、情報通

認可件数	ハ (一)口に掲げる許可を受けている者が特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(第二条第五項(定義))に規定する特定地域内の営業所に配置する事業用自動車(道路運送法第二条第八項(定義)に規定する事業用自動車をいう。)の合計数を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの
一件につき五千円	1 1この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書	1 議案の目的及び要旨 本案は、特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、當該地域の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する事業をいうこと。
別措置法第十一條第四項(特定事業計画の認定)(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による特定事業計画の認定は当該事業計画に改め、同号〔〕の中「除く」の下に「ハにおいて同じ」を加え、同号〔〕に次のように加える。	2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

2 特定地域の指定

国土交通大臣は、特定の地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給過剰(供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをいう。)の状況、事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況、事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域の輸送需要的に確に対応することにより、輸送の安全及び利便を確保し、その地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようにするため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて特定地域として指定することができる。

官報(号外)

当該地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に關し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

協議会は、基本方針に基づき、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画(以下「地域計画」という。)を作成することがで下「地域計画」という。)を作成することができることとし、地域計画には、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針、地域計画の目標、当該目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項その他の事項について定めること。

地域計画には、その作成に係る合意をした協議会の構成員である一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する取組と相まって、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進するため、検査、処分その他の監督上必要な措置を的確に実施すること。

他の一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

5 国の責務

(一) 国は、特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する取組のため必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の支援を行うよう努めなければならないこと。

(二) 国は、特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する取組と相まって、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進するため、検査、処分その他の監督上必要な措置を的確に実施すること。

3 基本方針

国土交通大臣は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針を定め、これを公表すること。

4 一般乗用旅客自動車運送事業者等の責務

一般乗用旅客自動車運送事業者であつて特定地域内に営業所を有するもの及びこれらの者の組織する団体(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)は、一般乗用旅客自動車運送が地域公共交通として重要な役割を担つてることを自覚し、当該特定地域にお

いて、地域における輸送需要の把握及びこれに応じた適正かつ合理的な運営の確保を図るために措置、地域における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応した運送サービスの円滑かつ確実な提供を図るための措置その他の一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

協議会は、基本方針に基づき、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するための計画(以下「地域計画」という。)を作成するための計画(以下「特定事業計画」という。)を作成し、これを国土交通大臣に提出して、認定を申請することができるこ

とに必要があると認めるときは、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することができる。

9 特定事業計画の認定

(一) 地域計画において特定事業に關する事項が定められたときは、当該地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であつて、特定事業の実施主体とされた一般乗用旅客自動車運送事業者は、単独で又は共同して、当該地域計画に即して特定事業を実施するための計画(以下「特定事業計画」という。)を作成し、これを国土交通大臣に提出して、認定を申請することができるこ

(二) 特定事業計画には、特定事業と相まって、地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受け、一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の減少その他経営の合理化に資する措置として国土交通省令で定めるもの(以下「事業再構築」といふ)に関する事項について定めることができる。

8 地域計画に定められた事業の実施

(一) 地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員であつて、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされたものは、当該

地域計画に従い、事業を実施しなければならないこと。

(二) 協議会は、地域計画の目標を達成するた

めに必要があると認めるときは、当該地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することができる。

国土交通大臣は、認定の申請があつた特定事業計画に定める事項が基本方針に照らし適切なものであること、特定事業(当該

特定事業計画に事業再構築に関する事項が定められている場合にあつては、特定事業及び事業再構築を確実に遂行するため適切なものであること等の基準に適合すると認めることは、その認定をすること。

10 公正取引委員会との関係

(一) 国土交通大臣は、二以上の一般乗用旅客自動車運送事業者が共同して行う事業再構築以下「共同事業計画(二以上の一般乗用旅客自動車運送事業者が共同して行う事業再構築)」に係る事項が記載されているものに限る。〔同において同じ〕の認定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該送付に係る特定事業計画に従つて行おうとする共同事業再構築が一般乗用旅客自動車運送事業における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べること。

(二) 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、〔同による送付を受けた特定事業計画について意見を述べること。

(三) 土交通大臣及び公正取引委員会は、国土交通大臣が9の〔二〕の認定をした特定事業計画に従つてする共同事業再構築について、当該認定後の経済的事情の変化により、一般乗用旅客自動車運送事業者間の通

正な競争を阻害し、又は一般乗用旅客自動車運送の利用者及び関連事業者の利益を本当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡すること。

11 道路運送法の特例

(一) 特定事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という)がその認定に係る特定事業計画(以下「認定特定事業計画」という)に基づき実施する特定地域の住民の福祉の増進を図るために運送として国土交通省令で定めるものに係る旅客の運賃及び料金を定める場合には、道路運送法の規定にかかわらず、あらかじめ、当該運賃及び料金を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りること。

(二) 認定事業者が認定特定事業計画に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画(道路運送法第五条第一項第三号の事業計画をいう。12において同じ)の変更をする場合には、当該認定事業者が当該認定を受けたことをもつて、道路運送法の認可を受け、又は届出をしたものとみなすこと。

12 運送法の認可を受けたものとみなすこと。

特定地域における道路運送法の特例特定地域において、一般乗用旅客自動車運送事業者が当該特定地域内の営業所に配置するその事業用自動車の合計数を増加させる事業計画の変更については、事業計画の変更の届出に代え、国土交通大臣の認可を受けなければならないこと。

13 雑則

(一) 国は、地域計画に定められた事業の推進を図るために必要な資金の確保に努めることを図るために必要な資金の確保に努めるところ。

(二) 報告の徴収、権限の委任、国土交通省令への委任及び経過措置について、所要の規定を設けること。

14 罰則

罰則について所要の規定を設けること。

15 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、当該地域において地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者、地域住民等により組織される協議会による地域計画の作成、同計画に即して一般乗用旅客自動車運送事業者が当該認定を受けたことをもつて、道路

計画に係る事業等についての道路運送法の特例等について定めようとする本案は妥当なものと

認めるが、この法律の目的として、地域における交通の健全な発達に寄与することを追加すること、都道府県知事等は、国土交通大臣に対し、特定地域の指定を行うよう要請することが可能のこと。

地域計画に定められた事業の推進のために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんその他他の援助に努めること、政府は、事業の許可等一般乗用旅客自動車運送事業に係る道路運送法に基づく制度の在り方について早急に検討を加え、また、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の登録等に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可基準に関する道路運送法第九条の三第二項第一号の規定の適用について、当分の間、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとすること等の修正を行ふことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年六月十日
国土交通委員長 望月 義夫

〔別紙〕

(小字及び
は修正)

(目的)

第一条 この法律は、一般乗用旅客自動車運送が地域公共交通として重要な役割を担つており、

地域の状況に応じて、地域における輸送需要に対応しつつ、地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようすることが重要であること

にかんがみ、国土交通大臣による特定地域の指定及び基本方針の策定、特定地域において組織される協議会による地域計画の作成及びこれに基づく一般乗用旅客自動車運送事業者による特定事業等の実施並びに特定地域における道路運

送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の特例に

ついて定めることにより、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化

を推進○することを目的とする。

(特定地域の指定)

第三条 国土交通大臣は、特定の地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を照らして、当該地域の輸送需要に的確に対応することにより、輸送の安全及び利用者の利便を確保し、その地域公共交通としての機能を十分に發揮できるようにするため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することができる。前号の目標を達成するために行う特定事業の地域を、期間を定めて特定地域として指定することができる。

官報(号外)

- 一 供給過剰(供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをいう。)の状況

二 事業用自動車一台当たりの収入の状況

三 法令の違反その他の不適正な運営の状況

四 事業用自動車の運行による事故の発生の状況

- 四 前二号に掲げるもののほか、地域計画の実施に關し当該協議会が必要と認める事項

五 地域計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に

関する計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。

2 國土交通大臣は、特定地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除は、告示によつて行う。

4 地域計画は、その作成に係る合意をした協議会の構成員である一般乗用旅客自動車運送事業者が当該地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計が当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数の過半数であるものでなければならない。

5 協議会は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に送付しなければならない。

6 國土交通大臣は、前項の規定により地域計画の送付を受けたときは、協議会に対し、必要な助言をすることができる。

7 前二項の規定は、地域計画の変更について準用する。

〔別紙〕

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に當たつては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 利用者のニーズに合致したサービスの提供が何よりも重要であることを関係者は認識し、需

要拡大に向けたあらゆる施策を講じることを念頭に、利用者の選択性を高めるための方策、最

新のIT技術を活用したサービス提供、利用者利便の向上に資する情報提供、乗り場の整備等

を、関係者の緊密な連携により推進すること。

二 タクシーが地域における公共交通機関として十分な機能を果たせるよう、運転者の労働条件

一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

3 政府は、この法律の施行の状況、一般乗用旅客自動車運送事業の供給過剰の状況等を勘案し、地域公共交通としての一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化並びに利用者の利益の増進を図るために必要な資金の確保○に努めるものとする。

附 則

二 地域計画の目標

三 前号の目標を達成するために行う特定事業の他の事業及びその実施主体に関する事項

- 事故の報告等一般乗用旅客自動車運送事業に係る道路運送法に基づく制度の在り方について早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、一般乗用旅客自動車運送事業が地域公共交通として重要な役割を担つてることにかんがみ、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の登録等に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<p>の改善・向上、違法不適切な行為の排除等を効果的に進め、各地において迅速かつ有効な対策を講じること。そのために、特定地域については、その指定を適切に行うこと。</p> <p>三 特定地域では、地域の需要に適合し、新規参入や増車による需要増が明らかに見込めるもの以外は、原則としてこれを認めないこと。また、特定地域に指定された地域についても、特定特別監視地域への指定を検討する等供給過剰発生の未然防止に努めること。</p> <p>四 協議会が策定する地域計画には、過度な運賃競争や労働条件改善・向上のための対策について記載されるよう基本方針に明記すること。</p> <p>五 自主的、協調的な減車を促進する観点から、既存の補助制度の活用のほか、タクシー事業者及びその団体、関係地方公共団体等の関係者の要望を十分踏まえた支援制度の創設に努めるこ</p> <p>六 特定地域において協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者に対する対応としては、タクシー事業の適正化、活性化を推進する観点から、その経営状況を十分に確認する等の措置を講じること。</p> <p>七 タクシー事業の健全な競争を図るため、同一地域同一運賃の実現が必要との意見を踏まえつゝ、適切な運賃制度及びその運用を検討し、必要な措置を講じること。</p> <p>八 道路運送法第九条の三第二項第一号の読替特例措置が講じられた趣旨と経過を勘案し、今後</p>
<p>き定期的に報告を求め、その事業運営につき適切なチェックを行うこと。また、運賃割引による低額運賃についても、ガイドラインに基づき、下限割れ運賃と同様のチェックを行うこと。</p> <p>十 今後、新規参入事業者については、まず幅運賃内で一定期間事業を実施させる等の措置を講じること。</p> <p>十一 今後の運賃改定においては、幅運賃内の運賃であっても、その後の改定の結果、当該運賃が下限割れとなれば、その時点で一年の有効期限が付されるよう措置すること。</p> <p>十二 公正取引委員会は、国土交通省が行う下限割れ運賃審査をはじめ、タクシー運賃の不当競争防止策について助言を行うなど、必要な連携協力を図ること。また、特定事業計画認定時の協力を図ること。</p> <p>十三 違法不適切な事業運営の排除をはじめ、悪質事業者の排除を強力に進めるため、監査体制の大枠を強化すること。</p>
<p>策定される運賃のガイドラインにおいては、各地域の実情を踏まえ、タクシーの安全を確保するための適切な運賃水準が確保されるよう、自動認可運賃の幅を縮小するとともに、下限割れ運賃の審査を厳格化すること。</p> <p>九 下限割れ運賃を採用する事業者には、人件費、一般管理費、走行距離等、必要な指標につき定期的に報告を求め、その事業運営につき適切なチェックを行うこと。また、運賃割引による低額運賃についても、ガイドラインに基づき、下限割れ運賃と同様のチェックを行うこと。</p> <p>十 今後、新規参入事業者については、まず幅運賃内で一定期間事業を実施させる等の措置を講じること。</p> <p>十一 今後の運賃改定においては、幅運賃内の運賃であっても、その後の改定の結果、当該運賃が下限割れとなれば、その時点で一年の有効期</p>
<p>限が付されるよう措置すること。</p> <p>十二 公正取引委員会は、国土交通省が行う下限割れ運賃審査をはじめ、タクシー運賃の不当競争防止策について助言を行うなど、必要な連携協力を図ること。また、特定事業計画認定時の協力を図ること。</p> <p>十三 違法不適切な事業運営の排除をはじめ、悪質事業者の排除を強力に進めるため、監査体制の大枠を強化すること。</p> <p>十四 利用者の安全を確保する観点からも、労働条件の悪化を防止とともに、違法不適切な事業運営を排除するため、労働関係法令違反に対する処分の強化を図るとともに、監査指導体制の強化のため、走行距離制限の導入地域の拡大、デジタルタコグラフの義務化等について検討すること。</p> <p>十五 國土交通省及び厚生労働省は、タクシードライバーや乗客の安全を確保する観点から、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すこと。</p> <p>十六 特定地域におけるタクシー事業の適正化、活性化に対する地域の積極的な対応を促すため、地方公共団体への本法の趣旨の周知に努めること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すこと。</p> <p>十七 今後、新規参入事業者については、まず幅運賃内で一定期間事業を実施させる等の措置を講じること。</p> <p>十八 公正取引委員会は、国土交通省が行う下限割れ運賃審査をはじめ、タクシー運賃の不当競争防止策について助言を行うなど、必要な連携協力を図ること。</p> <p>十九 下限割れ運賃を採用する事業者には、人件費、一般管理費、走行距離等、必要な指標につき定期的に報告を求め、その事業運営につき適切なチェックを行うこと。また、運賃割引による低額運賃についても、ガイドラインに基づき、下限割れ運賃と同様のチェックを行うこと。</p> <p>二十 今後、新規参入事業者については、まず幅運賃内で一定期間事業を実施させる等の措置を講じること。</p> <p>二十一 今後の運賃改定においては、幅運賃内の運賃であっても、その後の改定の結果、当該運賃が下限割れとなれば、その時点で一年の有効期</p>

官報(号外)

十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。

一 独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)の設置する公文書館

二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であつて、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録・電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を含む。第十九条を除き、以下同じ。)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。

十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

七 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

一 第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

二 第十一条第三項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

三 第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの

四 法人その他の団体(国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。)又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

8 この法律において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 特定歴史公文書等(他の法令との関係)

第三条 公文書等の管理については、他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

い方で、作られた記録をいう。以下同じ。)を含む。第十九条を除き、以下同じ。)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有している文書であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

5 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。たゞ、次に掲げるものを除く。

6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史公文書等として重要な公文書その他の文書をいう。

7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

一 第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

二 第十一条第三項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

三 第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの

四 法人その他の団体(国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。)又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

8 この法律において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、單独で管理することが適當であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適當であるものに限る。)を一の集合物(以下「行政文書ファイル」という。)にまとめなければならぬ。

るものを除く。)

第二章 行政文書の管理

(作成)

四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務について、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、政令で定めるところにより、文書を作成しなければならない。

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

第六条 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、單独で管理することが適當であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適當であるものに限る。)を一の集合物(以下「行政文書ファイル」という。)にまとめなければならぬ。

第七条 行政機関の長は、前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

第八条 行政機関の長は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日

を、政令で定めるところにより、延長することができる。

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書(以下「行政文書ファイル等」という。)について、保存期間(延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。)の満了前があらかじめ、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

第六条 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿)

第七条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を行つたため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十四号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「行政文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。

第八条 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その旨の意見を付さなければならぬ。

(管理状況の報告等)

第六条 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

7 場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。の満了前があらかじめ、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(移管又は廃棄)

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合に

2 行政機関の長は、前項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合に

第十一条 行政機関の長は、行政文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め(以下「行政文書管理規則」という。)を設けなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

第三章 法人文書の管理 (法人文書の管理に関する原則)

第十二条 独立行政法人等は、第四条から第六条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。

2 独立行政法人等は、法人文書ファイル等(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。)の管理を適切に行つたため、政令で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十四号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「法人文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。

3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要な措置があると認める場合には、行政機関(会計検査院を除く。)の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

4 独立行政法人等は、前項の規定により国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。

文書館等に移管する法人文書ファイル等について、第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第十二条 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(法人文書管理規則)

第十三条 独立行政法人等は、法人文書の管理が前二条の規定に基づき適正に行われることを確保するため、第十条第二項の規定を参考して、法人文書の管理に関する定め(以下「法人文書管理制度」という)を設けなければならない。

2 独立行政法人等は、法人文書管理制度を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第四章 歴史公文書等の保存、利用等
(行政機関以外の国機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管)

第十四条 国の機関(行政機関を除く。以下この条において同じ)は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

官報(号外)

2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。
4 内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。
(特定歴史公文書等の保存等)
第十五条 国立公文書館等の長(国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあってはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあってはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。)は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。
2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するに必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等により、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他

の記述等により特定の個人を識別することができますの他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されなければならない。
2 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
二 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
イ 独立行政法人等情報公開法第五条第一号に掲げる情報
ロ 独立行政法人等情報公開法第五条第二号又は第四号イからハまで若しくはトに掲げられる情報
三 当該特定歴史公文書等が国機関(行政機関を除く。)から移管されたものであつて、当該国機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合
四 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであつて、当該期間が経過していない場合
五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供す

ることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原本が現に使用されている場合

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求(以下「利用請求」という。)に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第二項又は第十一条第四項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参照しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている部分についても、利用させなければならぬ。

3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であつても、同項第一号イから二まで若しくは第二号イ若しくは口に掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)
第十七条 国立公文書館等の長は、前条第一項第一号イ及び第二号イの規定にかかるわらず、これらの規定に掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)か

ら、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があつた場合において、政令で定めるところにより本人であることを示す

書類の提示又は提出があつたときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある

等について利用請求があつた場合において、政令で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があつたときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある場合は、この限りでない。

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等であつて第十六条第一項第一号ハ又はニに該当するものとして第八条第二項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項

が記録されている場合には、国立公文書館等の長は、当該特定歴史公文書等を利用するか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(手数料)

第十九条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

4 国立公文書館等の長は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させるときに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用

される日との間に少なくとも二週間を置かなければならぬ。この場合において、国立公文書館等の長は、その決定後直ちに、当該意見書(第二十一条第二項第二号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用することができる。

(異議申立て及び公文書管理委員会への諮問)
第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立てがあつたときは、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、次の各

(利用の方法)

第十九条 国立公文書館等の長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただ

し、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用する場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

第五章 公文書管理委員会

(委員会の設置)

第二十八条 内閣府に、公文書管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 委員会の委員は、公文書等の管理に関する優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 この法律に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(委員会への諮問)

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 第二条第一項第四号若しくは第五号、第三号若しくは第四号、第四条、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第十号第二号、第四項第三号若しくは第五項第三

号若しくは第四号、第四条、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第十

一条第七号、第十一项第二項若しくは第三項、第十五项第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条又は第二十

条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第二十五条の規定による同意をしようとするとき。

三 第三十一条の規定による勧告をしようとするとき。

(資料の提出等の求め)

第三十条 委員会は、その所掌事務を遂行するた

め必要があると認める場合には、関係行政機関

の長又は国立公文書館等の長に対し、資料の提

出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求める

ことができる。

第六章 雜則

(内閣総理大臣の勧告)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政

機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とされた措置について報告を求めることができる。

(地方公共団体の文書管理)

第三十二条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、その保有する文書の適正な管理に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施する

よう努めなければならない。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第五章(第二十九条第二号及び第三号を除く。)の規定、附則第十条中内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定及び附則第十一号第三項の規定、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第三十一条の規定による勧告をしようとするとき。

四 第二十五条の規定による同意をしようとするとき。

五 第三十一条の規定による勧告をしようとするとき。

六 第三十一条の規定による同意をしようとするとき。

七 第三十一条の規定による勧告をしようとするとき。

八 第三十一条の規定による同意をしようとするとき。

九 第三十一条の規定による勧告をしようとするとき。

十 第三十一条の規定による同意をしようとするとき。

十一 第三十一条の規定による勧告をしようとするとき。

十二 第三十一条の規定による同意をしようとするとき。

十三 第三十一条の規定による勧告をしようとするとき。

二十一年法律第 号の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(特定歴史公文書等に関する経過措置)

第一条 この法律の施行の際現に国立公文書館等

が保存する歴史公文書等については、特定歴史

公文書等とみなす。

第二条 この法律において「歴史公文書等」とは、公文書等の管理に関する法律第二条第六

項に規定する歴史公文書等をいう。

第三条 この法律において「特定歴史公文書等とみなし」。

第四条 国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号)第十五条第一項の規定に基づく協議による前の国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号)第十五条第一項の規定に基づく協議による正前の国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号)第十五条第一項の規定に基づく協議による国機関(行政機関を除く。)と内閣総理大臣との定めは、第十四条第一項の規定に基づく協議による定めとみなす。

第五条 国立公文書館法の一部改正

第一条 この法律において「特定歴史公文書等」とは、公文書等の管理に関する法律第二条第六

項に規定する特定歴史公文書等のうち、独立

行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」)

という。の設置する公文書館に移管され、又

は寄贈され、若しくは寄託されたものをい

う。

第二条 この法律において「歴史公文書館」とは、公文書等の管理に関する法律第二条第六

項に規定する歴史公文書等とみなし。

第三条 国立公文書館法の一部を次のように改正する。

第一条 「第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置(第十五条)」を

目次中「第四章 国立公文書館における公文書等の利用(第十六条)」を

「附則」に改める。

第二条 「第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置(第十五条)」を

「附則」に改める。

第三条 「第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置(第十五条)」を

「附則」に改める。

第四条 「第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置(第十五条)」を

「附則」に改める。

第五条 「第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置(第十五条)」を

「附則」に改める。

第六条 「第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置(第十五条)」を

「附則」に改める。

の保管に係る歴史資料として重要な公文書等」を「歴史公文書等」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義)

第三条 この法律において「歴史公文書等」とは、公文書等の管理に関する法律第二条第六

項に規定する歴史公文書等をいう。

第四条 この法律において「特定歴史公文書等」とは、公文書等の管理に関する法律第二条第六

項に規定する特定歴史公文書等のうち、独立

行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」)

という。の設置する公文書館に移管され、又

は寄贈され、若しくは寄託されたものをい

う。

第五条 国立公文書館法の一部改正

第一条 この法律において「歴史公文書館」とは、公文書等の管理に関する法律第二条第六

項に規定する歴史公文書館とみなし。

第二条 国立公文書館法の一部を次のように改正する。

第一条 「第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置(第十五条)」を

「附則」に改める。

第二条 「第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置(第十五条)」を

「附則」に改める。

第三条 「第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置(第十五条)」を

「附則」に改める。

第四条 「第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置(第十五条)」を

「附則」に改める。

第五条 「第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置(第十五条)」を

「附則」に改める。

第六条 「第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置(第十五条)」を

「附則」に改める。

第七条 「第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置(第十五条)」を

「附則」に改める。

第八条 「第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置(第十五条)」を

「附則」に改める。

第七条に次の二項を加える。

5 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価する。

委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条を次のように改める。

(業務の範囲)

第十二条 国立公文書館は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。

二 行政機関(公文書等の管理に関する法律以下同じ)からの委託を受けて、行政文書

第一条第一項に規定する行政機関をいう。

以下同じ)から同法第五条第五項の規定により移管の措

置をとるべきことが定められているものに限る。の保存を行うこと。

三 歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。

五 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。

六 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国立公文書館は、前項の業務のほか、公文書等の管理に関する法律第九条第四項の規定

による報告若しくは資料の徵収又は実地調査を行う。

3 国立公文書館は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 内閣総理大臣からの委託を受けて、公文書館法第七条に規定する技術上の指導又は

助言を行うこと。

二 行政機関からの委託を受けて、行政文書(公文書等の管理に関する法律第五条第五項の規定により移管又は廃棄の措置をとるべきことが定められているものを除く。)の保存を行うこと。

第三章及び第四章を削る。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第五条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十六条」に改め

る。

第十二条第二項第二号中「公文書館」を「研究所」に、「機関」を「施設」に改め、「もの」の下に(前号に掲げるものを除く。)を加え、同号を同項の下に(前号に掲げるものを除く。)を加え、同号を同項同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

第十三条第二項第二号中「公文書館」を「研究所」に、「機関」を「施設」に改め、「もの」の下に(前号に掲げるものを除く。)を加え、同号を同項の下に(前号に掲げるものを除く。)を加え、同号を同項同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第一号)第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

第二十二条を削る。

第二十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「できるよう」の下に「前項に規定するもののほか」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

行政機関の長は、公文書等の管理に関する法律第七条に規定する行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

独立行政法人等は、公文書等の管理に関する法律第十一条第二項に規定する法人文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備

るにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

第五章中第二十四条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とし、第二十六条を第二十

五条とする。

第五章中第二十四条を第二十三条规定する

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正

第十四条から第二十七条までを一条ずつ繰り上げる。

第十五条を第二十二条とし、第二十三条を第二

四条から第二十七条までを一条ずつ繰り上げる。

第十六条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十五条」に改め

る。

第十七条 第二条第二項第二号中「公文書館」を「研究所」に、「機関」を「施設」に改め、「もの」の下に(前号に掲げるものを除く。)を加え、同号を同項の下に(前号に掲げるものを除く。)を加え、同号を同項同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

第十八条 第二条第二項第三号を同項第四号とし、同項の下に(前号に掲げるものを除く。)を加え、同号を同項同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第一号)第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

第二十三条を削る。

第二十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「できるよう」の下に「前項に規定するもののほか」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

独立行政法人等は、公文書等の管理に関する法律第十六条规定する行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備

るにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

第五章中第二十四条を第二十三条规定する

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正

第十四条から第二十七条までを一条ずつ繰り上げる。

第十五条を第二十二条とし、第二十三条を第二

四条から第二十七条までを一条ずつ繰り上げる。

第十六条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正

第十七条 第二条第二項第二号中「公文書館」を「博物館」に改め、「もの」の下に(前号に掲げるものを除く。)を加え、同号を同項の下に(前号に掲げるものを除く。)を加え、同号を同項同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第一号)第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

第二十三条を削る。

押収物については、公文書等の管理に関する法律の規定は、適用しない。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第九条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第三章第一節に次の一条を加える。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第七条の二 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第 号)の一部を次のように改め

る。

第十八条第四項中「第二十一条第一項第二号」を「第二十一条第四項第二号」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

(審査請求及び公文書管理委員会への諮詢)

第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求をすることができる。

2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十一年法律第 号)第三節及び第四節並びに第四十九条第二項の規定は、適用しない。

3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十条第二項中「第八条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第四条の規定により審査請求がされた行政庁(第十三条の規定により審理停止を受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第十二条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」という。」とあるのは「第四条の規定により審査請求がされた行政庁(第十三条の規定により審理停止を受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第十二条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査

4 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があつたときは、国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合(当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 評議會等の開示決定等の開示決定権に対する処分と、開示請求とあるのは「利用請求」と、「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、「開示する旨」とあるのは「利用させる旨」と、「の開示」とあるのは「利用させること」と、独立行政法人等情報公開法第十一条第三項、第二十条及び第二十条の二第二項から第五項までの規定並びに行政不服審査法第四章第一節第二款の規定は、前条とき」とあるのは「あつたとき」と、同法第二十二条

四 利用請求に対する処分と、開示請求とあるのは「利用させる旨」と、「の開示」とあるのは「利用させること」と、独立行政法人等情報公開法第二十条の二第二項から第五項までの規定並びに行政不服審査法第四章第一節第二款の規定は、前条第一項の規定による審査請求について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九条第二項中「前項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第二十一条第四項中「公文書管理委員会」と、同条第五項中「次項」とあるのは「公文書管理法第二十二条」と、「会長若しくは委員」とあるのは「委員」と、行政不服審査法第六十六条中「審査会は、必要があると認める場合には」とあるのは「公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第二十二条において読み替えて準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に

「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「公文書管理委員会とする。

4 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があつたときは、国立公文書等(公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。)の利用について公文書管理法第十条第三項とあるのは「公文書管理法第十八条第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十条中「第十一条第三項」とあるのは「公文書管理法第十四条」と、同条第一号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条八条第四項とあるのは「利用される旨の決定」と、「開示請求」とあるのは「利用請求」と、「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、「開示する旨」とあるのは「利用させる旨」と、「の開示」とあるのは「利用させること」と、独立行政法人等情報公開法第二十条の二第二項から第五項までの規定並びに行政不服審査法第四章第一節第二款の規定は、前条第一項の規定による審査請求について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九条第二項中「前項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第二十一条第四項中「公文書管理委員会」と、同条第五項中「次項」とあるのは「公文書管理法第二十二条」と、「会長若しくは委員」とあるのは「委員」と、行政不服審査法第六十六条中「審査会は、必要があると認める場合には」とあるのは「公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第二十二条において読み替えて準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に

請求をいう。以下同じ。)をした者(利用請求をした者が」と、同項第三号中「法人文書の開示について反対意見書」とあるのは「特定歴史公文書等(公文書管理法第十六条第一項に規定する利用文書管理法第十六条第一項に規定する利用

関する法律第二十条の二第一項前段及び第三項に定めるもののほか、公文書管理委員会は」と、「第四十二条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁」とあるのは「公文書管理条例第二十一条第四項の規定により公文書管理委員会に諮問をした公文書管理条例第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同法第六十七条から第七十一条までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第六十九条中「会長又は委員に」第六十六条」とあるのは「委員に、公文書管理条例第二十二条において読み替えて準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十条の二第一項前段の規定により提示された公文書管理条例第二条第七項に規定する特定歴史公文書等を閲覧させ、公文書管理条例第二十二条において読み替えて準用する第六十六条」と、「第六十七条第一項本文」とあるのは「公文書管理条例第二十二条において読み替えて準用する第六十七条第一項本文」と読み替えるものとする。

附則第一条ただし書を次のように改める。

中央障害者施策推進協議会	中央障害者施策推進協議会
障害者基本法	障害者基本法

第三十七条第二項の表中	「中央障害者施策推進協議会
	障害者基本法

を

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百八十条の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の公布の日のいざれか遅い日

二 第七条の二の規定 公文書等の管理に関する法律の施行の日又は施行日のいざれか遅い日

(内閣府設置法の一部改正)

第十条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二 公文書等(公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第九号)第二条第八項に規定するものをいう。)の管理

に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第四条第三項第四十号中「前号」を「前二号」に、「歴史資料として重要な公文書その他の記録」を「公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等」に改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百八十条の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の公布の日のいざれか遅い日

二 第七条の二の規定 公文書等の管理に関する法律の施行の日又は施行日のいざれか遅い日

(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定)

第十一条 この法律の施行の日が消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第九号)の施行の日前である場合には、前条のうち、内閣府設置法第四条第三項第三十九号の次に一号を加える改正規定中「第四条第三項第三十九号」とあるのは「第四条第三項第四十一号」と、「三十九の二」とあるのは「四十一の二」と、同項第四十一号の改正規定中「第四条第三項第四十一号」とあるのは「第四条第三項第四十三号」とする。

二 前項に規定する場合において、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第二条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定中「同項第四十号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げ」とあるのは、「同項第四十号を同項第三十八号とし、同項第四十一号を同項第三

十九号とし、同項第四十一号の二を同項第三十九号の二とし、同項第四十二号を同項第四十号とし、同項第四十三号を同項第四十一号とし」とする。

三 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日がのうち内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定中「第三十七条第二項」とあるのは、「第三十七条第三項」とする。

(総務省設置法の一部改正)

第十二条 総務省設置法(平成十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号中「第二十三条第二項」を「第二十二条第三項」に改め、同項第二号中「第二十四条第二項」を「第二十三条第三項」に改める。

第十二条 総務省設置法(平成十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号中「第二十三条第二項」を「第二十二条第三項」に改め、同項第二号中「第二十四条第二項」を「第二十三条第三項」に改める。

別表第一(第二条関係)														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>根 拠 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄振興開発金融公庫</td> <td>沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本政策金融公庫</td> <td>株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)</td> </tr> <tr> <td>関西国際空港株式会社</td> <td>関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)</td> </tr> <tr> <td>国立大学法人</td> <td>国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)</td> </tr> <tr> <td>大学共同利用機関法人</td> <td>国立大学法人法(平成九年法律第八十九号)</td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>日本銀行法(平成九年法律第八十九号)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	根 拠 法	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)	株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)	関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)	国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)	大学共同利用機関法人	国立大学法人法(平成九年法律第八十九号)	日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
名 称	根 拠 法													
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)													
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)													
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)													
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)													
大学共同利用機関法人	国立大学法人法(平成九年法律第八十九号)													
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)													

日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第一百九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第一百五十六号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)
関西国際空港株式会社	一 関西国際空港及び関西国際空港株式会社法(以下この項において「株式会社法」という。)第六条第一項第二号に規定する施設の設置(これらの建設に係るものを除く。)及び管理の事業に係る業務 二 株式会社法第六条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第四号に規定する施設の管理の事業に係る業務 三 前二号に規定する事業に附帯する事業に係る業務 四 前三号に規定する事業に係る株式会社法第六条第一項第五号に規定する事業に係る業務 五 株式会社法第六条第二項に規定する事業に係る業務
日本私立学校振興・共済事業団	一 日本私立学校振興・共済事業団法(以下この項において「事業団法」という。)第二十三条第一項第六号から第八号までに掲げる業務 二 事業団法第二十三条第二項に規定する業務 三 事業団法第二十三条第三項第一号及び第二号に掲げる業務

別表第二(第二条関係)

理 由
公文書等の管理に関する基本的な事項として、行政文書等の作成・保存、国立公文書館への移管等についての原則を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において適切に保存され、利用に供されるために必要な措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
公文書等の管理に関する法律案(内閣提出) に関する報告書
一 議案の目的及び要旨 本案は、公文書等の管理に関する基本的な事項として、行政文書等の作成・保存、国立公文書館への移管等についての原則を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において適切に保存され、利用に供されるために必要な措置等を講じるものであり、その主要内容は次のとおりである。
1 目的及び定義 (一) この法律は、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的な事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようになるとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされることとすることを目的とすること。 (二) この法律において「行政文書」とは、行政
2 行政文書の管理 (一) 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならないこと。 (二) 行政機関の長は、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書を行政文書ファイルにまとめるとともに、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付し、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならないこと。

四 行政機関の長は、保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができるること。

(五) 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、保存期間満了前にあらかじめ、保存期間満了時の措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものについては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならないこと。

(六) 行政機関の長は、行政文書ファイル等について、保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならないとし、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、(五)の定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないこと。

(七) 行政機関の長は、行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならないとし、内閣総理大臣は、報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならないこと。

(八) 内閣総理大臣は、(七)に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するため必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、行政文書の管理の状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができること。この場合において、歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めると。

めるときには、国立公文書館たゞこれら の事務を行わせることができるること。

(九) 行政機関の長は、行政文書の管理が適正に行われることを確保するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、行政文書管理規則を設けるとともに、これを公表しなければならないこと。

3 法人文書の管理

独立行政法人等は、行政文書に準じて、法人文書を適正に管理しなければならないとし、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあつては国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならないこと。

4 歴史公文書等の保存、利用等

(一) 国の機関(行政機関を除く。)において同じ。)は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずること。

5 公文書管理委員会

(一) 内閣府に、公文書管理委員会を置き、内閣総理大臣は、この法律に基づく政令の制定又は改廃の立案等をしようとするときは、公文書管理委員会に諮問しなければならないこと。

二 議案の修正議決理由

(一) 本案は、公文書等の管理に関する基本的な事項として、行政文書等の作成・保存、国立公文書館への移管等についての原則を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において適切に保存され、利用に供されるために必要な措置等を講じるものであるが、本法律の目的的見直し、行政機関の職員が作成すべき文書の範囲の具体化及び明確化、行政文書ファイル等の保存期間の満了前のできる限り早い時期における移管又は廃棄の措置の決定、行政文書ファイル等の集中管理の推進、行政文書ファイル管理簿及び法人文書ファイル管理簿

措置を講じなければならないこと。

(四) 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等を永久に保存しなければならないとし、目録の記載に従い利用請求があつた場合には、一定の場合を除き、これを利用させなければならぬこと。

(五) 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し異議申立てをしてることができるとき、異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、原則として、公文書管理委員会に諮問しなければならないこと。

(二) 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつたり、その保有する文書の適正な管理に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施すること。

6 雜則

(一) 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができること。

の公表、行政文書ファイル等の廃棄についての
内閣総理大臣の同意、公文書管理委員会への諮
問事項の追加、職員に対する研修、行政機関等
の組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理
のための措置及び本法律の施行後五年を目途と
して行政文書等の範囲その他の事項について検
討を加えること等の修正を行う必要があるもの
と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議
決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

右報告する。

平成二十一年六月十日

内閣委員長 渡辺 具能

〔別紙〕

(小字及び
——は修正)

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 行政文書の管理(第四条—第十条)

第三章 法人文書の管理(第十一条—第十三条)

第四章 歴史公文書等の保存、利用等(第十四条—第二十七条)

第五章 公文書管理委員会(第二十八条—第三十条)

第六章 雑則(第二十九条—第三十二条)

附則

(目的)

(目的)

十条及び第五十六条(官内庁法第十八条第一

二 特定歴史公文書等

項において準用する場合を含む。)の特別の機
関で、政令で定めるもの三 政令で定める研究所その他の施設におい
て、政令で定めるところにより、歴史的若し
くは文化的な資料又は学術研究用の資料とし
て特別の管理がされているもの(前号に掲げ
るものと除く。)五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及
び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定
めるもの

四 会計検査院

もって行政が適正かつ効率的に運営されるよう
にするとともに、国及び独立行政法人等の有す
るその諸活動を現在及び将来の国民に説明する
責務が全うされるようすることを目的とす
る。二 この法律において「独立行政法人等」とは、独
立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第
二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第
一に掲げる法人をいう。三 この法律において「国立公文書館等」とは、次
に掲げる施設をいう。四 一 独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文
書館」という。)の設置する公文書館五 一 この法律において「法人文書」とは、独立行政
法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取
得した文書であつて、当該独立行政法人等の役
員又は職員が組織的に用いるものとして、当該
独立行政法人等が保有しているものをいう。た
だし、次に掲げるものを除く。

六 二 特定歴史公文書等

一 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特
定多数の者に販売することを目的として発行
されるもの七 三 政令で定める博物館その他の施設におい
て、政令で定めるところにより、歴史的若し
くは文化的な資料又は学術研究用の資料とし
て特別の管理がされているもの(前号に掲げ
るものと除く。)八 四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が
保有している文書であつて、政令で定めると
ころにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係
るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務
に係るものと区分されるもの九 五 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特
定多数の者に販売することを目的として発行
されるもの

十 六 二 資料として重要な公文書その他の文書をいう。

7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

一 第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

二 第十一条第三項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

三 第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの

四 法人その他の団体(国及び独立行政法人等)を除く。以下「法人等」という。又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

五 職員の人事に関する事項

三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五 職員の人事に関する事項

第二節 行政文書の整理等

(整理)

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について

分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならぬ。

い。

2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、單

独で管理することが適當であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適當であるものに限る。)を一の集合物(以下「行政文書ファイル」という。)にまとめなければならない。

3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 行政機関の長は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独

で管理している行政文書(以下「行政文書ファイル等」という。)について、保存期間(延長された場合における限り)により、保存期間(以下同じ。)の満了前にあらかじめ保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

たときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより、公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廢棄の措置をとらねば求めることができる。

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独

官報(号外)

(管理状況の報告等)

第九条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理

簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののか、行政文書の適正な管理を確保するために必要な措置があると認める場合には、行政機関(会計検査院を除く。)次条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。)の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

(法人文書の管理に関する原則)

第十二条 独立行政法人等は、第四条から第六条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。

2 独立行政法人等は、法人文書ファイル等(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。)の管理を行つたため、政令で定めると

ころにより、法人文書ファイル等の分類、名

称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の

必要な事項(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第二百四十一号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。))第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「法人文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。

3 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

4 独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより、国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。

二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の

公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

14 5 独立行政法人等は、前項の規定により国立公文書館等に移管する法人文書ファイル等について、第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の権利を有する者として、その意見を付さなければならない。

二 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 独立行政法人等情報公開法第五条第一号

書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用

又は第四号イからハまで若しくはトに掲げるとの請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 行政機関情報公開法第五条第一号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の

公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

三 当該特定歴史公文書等が国機関(行政機関を除く。)から移管されたものであつて、当該機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合

四 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであつて、当該期間が経過していない場合

五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原本が現に使用されている場合

六 当該特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たつては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮する

七 とともに、当該特定歴史公文書等に第八条第二項又は第十一條第四項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参考しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であつても、同項第一号に掲げる情報

イから二まで若しくは第二号イ若しくは口に掲

げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を

容易に区分して除くことができるときは、利用

請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を

利用させなければならない。ただし、当該部分

を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 利用請求に係る特定歴史公文書等に

国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立

行政法人及び利用請求をした者以外の者(以下

この条において「第三者」という。)に関する情報

が記録されている場合には、国立公文書館等の

長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否

かについての決定をするに当たつて、当該情報

に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史

公文書等の名称その他政令で定める事項を通知

して、意見書を提出する機会を与えることがで

きる。

2 国立公文書館等の長は、第三者に関する情報

が記録されている特定歴史公文書等の利用をさ

せようとする場合であつて、当該情報が行政機

関情報公開法第五条第一号口若しくは第二号た

だし書に規定する情報又は独立行政法人等情報

公開法第五条第一号口若しくは第二号ただし書

に規定する情報に該当すると認めるときは、利

用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対

し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称そ

の他政令で定める事項を書面により通知して、

意見書を提出する機会を与えなければならない。

ただし、当該第三者の所在が判明しない場

合は、この限りでない。

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等で

あつて第十六条第一項第一号ハ又はニに該當す

るものとして第八条第二項の規定により意見を

付されたものを利用する旨の決定をする場合

には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移

管した行政機関の長に対し、利用請求に係る特

定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項

を書面により通知して、意見書を提出する機会

を与えなければならない。

4 国立公文書館等の長は、第一項又は第二項の

規定により意見書を提出する機会を与えられた

第三者が当該特定歴史公文書等を利用するこ

とに反対の意思を表示した意見書を提出した場

合において、当該特定歴史公文書等を利用するさせ

る旨の決定をするときは、その決定の日と利用

される日との間に少なくとも二週間を置かなければ

ならない。この場合において、国立公文書

館等の長は、その決定後直ちに、当該意見書

を提出した第三者に対し、利用さ

せる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用

させる日を書面により通知しなければならな

い。

(委員会への諮問)

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合に

は、委員会に諮問しなければならない。

一 第二条第一項第四号若しくは第五号、第三

項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三

号若しくは第四号、第四条、第五条第一項若

しくは第三項から第五項まで、第七条、第十

条第二項第七号、第十一条第二項若しくは第

三項〇、第十五项第四項、第十七条、第十八

条第一項から第三項まで、第十九条又は第二

十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をし

ようとするとき。

二 ○第十一条第三項〇又は第二十七条第三項

○第二十五条〇の規定による同意をしよう

とするとき。

組織の見直しが行われる場合には、その管理する法人文書につ

いて、民営化等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に

準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置

を講じなければならない。

(地方公共団体の文書管理)

第三十二条 (略)

附 則

《行政機関の保有する情報の公開に関する法律》

第五条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正

第二十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「できるよう」の下に「前項に規定する

法律第七条第二項のほか」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

行政機関の長は、公文書等の管理に関する法律第七条に規定する行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法

により公表しなければならない。

第四章中第二十三条规定を第二十二条とし、第二十四条から第二十七条规定を第二十七条とし、第二十一条第二項第一号において「反対意見

書」という。)を提出した第三者に対し、利用させようとする場合であつて、当該情報が行政機関の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの法律に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

第三十三条 行政機関の長は、当該行政機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

独立行政法人等は、当該独立行政法人等について民営化等の

組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置

第六条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正

第六条 独立行政法人等の保有する情報の公開に

関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「できるよう」の下に「前項に規定する公文書等の管理に関する法律第十一項」第五章中同条を第二十三条とし、第五章中同条を第二十五条とする。
第二十五条を第二十四条とし、第二十六条を第二十五条とする。
同条に第一項として次の二項を加える。

独立行政法人等は、公文書等の管理に関する法律第十一項に規定する法人・文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
第五章中第二十四条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とし、第二十六条を第二十五条とする。

(検討) (号外)

第十二条 総務省設置法(平成十一年法律第九十
一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号中「第二十三条规定を第二十二条第三項」とし、第二十六条を第二十五条とする。

〔別紙〕
 公文書等の管理に関する法律案に対する附帯決議
 政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
 一、公文書管理の改革は究極の行政改革であるとの認識のもと、公文書管理の適正な運用を着実に実施していくこと。
 二、公文書等の管理に関する施策を総合的かつ一
体的に推進するための公文書管理担当機関の在
り方について検討を行うこと。
 三、行政文書の管理が適正に行われることを確保
するため、一定の期間が経過した行政文書に関
しその保存期間満了前に一括して保管等の管理
を行う制度(いわゆる中間書庫の制度)を各行政
機関に導入することについて検討を行うこと。
 四、国民に対する説明責任を果たすため、行政の
文書主義の徹底を図るという本法の趣旨にかん
がみ、軽微性を理由とした恣意的な運用のなさ
れることのないよう、万全を期すること。

五、公文書管理と情報公開が車の両輪関係にある
ものであることを踏まえ、両者の適切な連携が
確保されるよう万全を期すること。

六、公文書の適正な管理が、国民主権の観点から
極めて重要であることにかんがみ、公文書管理
に関する職員の意識改革及び能力向上のための
研修並びに専門職員の育成を計画的に実施する
こと。また、必要な人員、施設及び予算を適正
に確保すること。

(検討)
 第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案しつつ、行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 2 国会及び裁判所の文書の管理の在り方については、この法律の趣旨、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、検討が行われるものとする。

八、国立公文書館等へ移管された特定歴史公文書等に対する利用制限については、利用制限は原則として三十年を超えないものとすべきとする、「三十年原則」等の国際的動向・慣行を踏まえ、必要最小限のものとすること。

九、本法に基づく政令等の制定・改廃の過程及び公文書の管理・利活用に関して、十分に公開し、多くの専門的知見及び国民の意見を取り入れられる機会を設けること。

十、特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱いにおける除外規定である本法第十六条に規定する「行政機関の長が認める」とにつき相当の理由の有無の判断においては、恣意性を排し、客觀性を担保する方策を検討すること。

十一、特定歴史公文書等の適切なデジタルアーカイブ化を推進し、一般的の利用を促進すること。

十二、公文書の電子化の在り方を含め、電子公文書の長期保存のための十分な検討を行うこと。

十三、刑事訴訟に関する書類については、本法の規定の適用の在り方を引き続き検討すること。

十四、一部の地方公共団体において公文書館と公立図書館との併設を行つてることを踏まえ、これを可能とするための支援を検討すること。

十五、宮内庁書陵部及び外務省外交史料館においても、公文書等について国立公文書館と共にルールで適切な保存、利活用が行われるよう本法の趣旨を徹底すること。

工エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案
 (目的)
 第一条 この法律は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案及び同報告書

よつて供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となつてゐる状況にかんがみ、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するため必要な措置を講ずることにより、エネルギー供給事業の持続的かつ健全な発展を通じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「エネルギー供給事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第一百七十号)第二条第一項第二号に規定する特定一般電気事業者及び同項第六号に規定する特定模電気事業者をいう。以下同じ。)

二 热供給事業者(熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下同じ。)

三 燃料製品供給事業者(化石エネルギー原料から製造される石油製品、可燃性天然ガス製品その他の製品のうち、燃焼の用に供されるものとして政令で定めるもの(以下「燃料製品」という。)の製造(第三者に委託して製造することその他の製造に準ずる行為として燃料製品の種類ごとに政令で定める行為を含む。第七条において同じ。)をして供給する事業を

行う者をいう。第八項において同じ。)

2 この法律において「非化石エネルギー源」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源とし得利用することができるもののうち、化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料(その製造に伴い副次的に得られるものであつて燃焼の用に供されるものを含む))であつて政令で定めるもの(第五項において同じ。)以外のものをい

う。

3 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるとするものをいう。

4 この法律において「非化石エネルギー源の利用」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として非化石エネルギー源を利用することを含む。この法律において「電気事業者又は熱供給事業者にあつては、工

(電気事業者として非化石エネルギー源を利用する)とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として非化石エネルギー源を利用する(電気又は熱を他の者から調達することを含む。)をいう。

5 この法律において「化石エネルギー原料」と

6 この法律において「化石エネルギー原料の有効な利用」とは、化石エネルギー原料の単位数量当たりの当該化石エネルギー原料から燃料製品を製造(第三者に委託して製造することを含む。)して当該燃料製品を回収した後に残存する

物として経済産業省令で定めるものの経済産業省令で定める方法により算出される発生量を減少させること又は化石エネルギー原料の単位数

量当たりの当該化石エネルギー原料から製造される燃料製品の経済産業省令で定める方法により算出される生産量を増加させることをいう。

7 この法律において「特定エネルギー供給事業者」とは、エネルギー供給事業者のうち、非化石エネルギー原料の利用が技術的及び経済的に可能であり、かつ、その促進が特に必要であるものとして政令で定める事業を行つものを行う。

8 この法律において「特定燃料製品供給事業者」とは、燃料製品供給事業者のうち、化石エネルギー原料の有効な利用が技術的及び経済的に可能であり、かつ、その促進が特に必要であるものとして政令で定める事業を行つものを行う。

9 第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 経済産業大臣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表するものとする。

4 経済産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものと

環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

(エネルギー供給事業者の責務)

第四条 エネルギー供給事業者は、その事業を行ふに際して、基本方針の定めるところに留意して、非化石エネルギー源の有効な利用の促進に努めなければならない。

第五条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事

業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進のための施策に関するべき事項

官報 (号外)

業者による非化石エネルギー源の利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、非化石エネルギー源の利用の目標及び次に掲げる事項に関し、特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

二 再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法その他の再生可能エネルギー源の円滑な利用の実効の確保に関する事項

三 その他非化石エネルギー源の利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項

は、エネルギー需給の長期見通し、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利

用の状況、非化石エネルギー源の利用に関する技術水準、再生可能エネルギー源の利用に係る

経済性その他の事情を勘案して定めるものとし、これら的事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第六条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の適確な

実施を確保するため必要があると認めるときは、特定エネルギー供給事業者に対し、前条第

一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘

案して、非化石エネルギー源の利用について必

要な指導及び助言をすることができる。

(計画の作成)

第七条 特定エネルギー供給事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気(電気事業者が

他の電気事業者に供給したもの)を除く。)若しく

は熱(熱供給事業者が他の熱供給事業者に供給

したもの)を除く。)の供給量又はその製造し供給

する燃料製品の供給量が政令で定める要件に該当するものは、経済産業省令で定めるところに

より、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギー源の利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の前事業年度における供給する電気若しくは熱の供給量又は製造し供給する燃料製品の供給量は、政令で定めるところにより算定す

る。

(勧告及び命令)

第八条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の非化石エネルギー

源の利用の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分

であると認めるときは、当該特定エネルギー供

給事業者に対し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギー源の利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定エネルギー供給事業者が、正当な理由が

なくてその勧告に係る措置をとらなかつたとき

は、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該特定エネルギー供給事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 特定燃料製品供給事業者に係る措置

(特定燃料製品供給事業者の判断の基準となるべき事項)

第九条 経済産業大臣は、特定燃料製品供給事業者による化石エネルギー原料の有効な利用の適かつ有効な実施を図るため、特定燃料製品供給事業者が行う事業ごとに、化石エネルギー原料の有効な利用の目標及び当該目標を達成するため計画的に取り組むべき措置に関する事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項の前事業年度における使用する化石エネ

ルギー原料の数量は、政令で定めるところによ

り算定する。

(勧告及び命令)

第十一条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定燃料製品供給事業者の化石エネルギー原料の有効な利用の状況が第九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定燃料製品供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、化石エネルギー原料の有効な利用に関し必要な改定をするものとする。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定燃料製品供給事業者に対し、前条第

一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘

案して、化石エネルギー原料の有効な利用につ

いて必要な指導及び助言をすることができる。

(計画の作成)

第十二条 特定燃料製品供給事業者のうち前事業年度におけるその使用する化石エネルギー原料の数量が政令で定める要件に該当するものは、

経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた化石エネルギー原料の有効な利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の前事業年度における使用する化石エネ

ルギー原料の数量は、政令で定めるところによ

り算定する。

(勧告及び命令)

第十三条 経済産業大臣は、特定燃料製品供給事業者の化石エネルギー原料の有効な利用の状況が第九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定燃料製品供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、化石エネルギー原料の有効な利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定燃料製品供給事業者に対し、前条第

一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定燃料製品供給事業者に対し、前条第一項に規定する特定燃料製品供給事業者の化石エネルギー原料の有効な利用の状況が第九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定燃料製品供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、化石エネルギー原料の有効な利用に関し必要な改定をするものとする。

2 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定燃料製品供給事業者に対し、前条第

て、当該特定燃料製品供給事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 雜則

(財政上の措置等)

第十三条 政府は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映)

第十四条 国は、特定エネルギー供給事業者による再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るために再生可能エネルギー源の利用に要する費用を当該特定エネルギー供給事業者による電気、熱又は燃料製品の供給の対価に適切に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第十五条 経済産業大臣は、第八条及び第十二条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定エネルギー供給事業者若しくは特定燃料製品供給事業者に対し、その業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、特定エネルギー供給事業者若しくは特定燃料製品供給事業者の事務所、工場若しくは事業場に

立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境大臣との関係)

第十六条 経済産業大臣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進のための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

(経過措置)

第十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができることとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(経済産業省設置法の一部改正)

第三条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第八条第二項又は第十二条第二項の規

定期による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第十一条第一項の規定による提出をしなかつた者

二 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

二 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

理由

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

最近のエネルギーをめぐる内外の経済的・社会的環境の変化及びエネルギー供給事業に係る環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大していることからかんがみ、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案(内閣提出)

一 議案の目的及び要旨
本案は、エネルギー消費の八割以上を化石燃料に依存する我が国において、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るとともに、化石燃料の利用に伴つて発生する温室効果ガスを削減することが重要な課題となつてゐることから、エネルギー供給事業者による非化石エネル

官 報 (号外)

<p>ギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 基本方針の策定</p> <p>経済産業大臣は、エネルギー供給事業者に対する非化石エネルギー源の利用に関する基本方針を策定し、公表すること。</p> <p>2 特定エネルギー供給事業者に対する非化石エネルギー源の利用の義務付け</p> <p>(一) 経済産業大臣は、事業者が非化石エネルギー源の利用に関して講ずべき措置に係る判断基準を策定すること。</p> <p>(二) 一定規模以上の事業者に対し、取り組むべき措置に関する計画の作成及び提出を義務付けること。</p> <p>(三) 経済産業大臣は、一定規模以上の事業者による取組の状況が判断基準に照らして著しく不十分な場合に、当該事業者に対し勧告及び命令をすることができるものとすること。</p> <p>3 特定燃料製品供給事業者に対する化石エネルギー源の有効な利用の義務付け</p> <p>(一) 絏済産業大臣は、事業者が化石エネルギー源の有効な利用に関する計画の作成及び提出を義務付けること。</p>

<p>4 施行期日</p>
<p>この法律は、公布の日から起算して二年を超過しない範囲内において政令で定める日から施行すること。</p>
<p>二 議案の修正議決理由</p>
<p>本案は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するための措置として妥当なものと認められるが、政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、太陽光を変換して得られる電気の買取に踏まえつつ、より効果的に透明な仕組みとなるよう、制度の位置付け、対象範囲、負担のあり方など総合的に見直すこと。</p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、太陽光を変換して得られる電気の買取に係る価格等の太陽光の利用に係る費用の負担の方法その他の太陽光の円滑な利用の実効の確保に関する取組の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p>〔別紙〕</p>
<p>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案に対する附帯決議</p>
<p>政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。</p> <p>一 非化石エネルギー源の利用の目標、化石エネルギー原料の有効な利用の目標等及びそれらに関する「判断基準」の検討に当たっては、各エネルギー源の特性、電源構成や技術開発動向などの実態を踏まえ、実現可能性を重視しつつ策定を進めること。</p> <p>二 再生可能エネルギー源の利用に係る費用をエネルギー使用者に転嫁する場合など、本法に基きべき措置に関する計画の作成及び提出を義務付けること。</p> <p>(三) 経済産業大臣は、一定規模以上の事業者</p>

<p>衆議院議長 河野 洋平殿 経済産業委員長 東 順治</p>
<p>平成二十一年六月十日</p>
<p>（別紙）</p>
<p>（小字は修正）</p>
<p>第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>第三条 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、太陽光を変換して得られる電気の買取に係る価格等の太陽光の利用に係る費用の負担の方法その他の太陽光の円滑な利用の実効の確保に関する取組の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>四 再生可能エネルギー源の利用拡大に対する支援措置の実施に当たっては、景気対策の観点も踏まえつつ、地域経済の活性化に実効が上がるよう、関係自治体の取り組みを促し、これと連携して、支援対象の条件や手続きなどについてきめ細やかな配慮を行うこと。</p>

「開発及び導入の促進に関する法律」を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に、「石油代替エネルギー法」を「非化石エネルギー法」に、「石油代替エネルギー」を「非化石エネルギー」に改める。

ガス及び石炭に関する技術並びに「に改める。

ハ 可燃性天然ガス及び石炭を利用するための技術(可燃性天然ガス及び石炭を発電に利用するに当たりこれらから発生する電気の量を著しく増加させるための技術その他可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化のためのものに限る。)

第十五条第一項第四号中「石油代替工ネルギー」を「非化石工ネルギー、可燃性天然ガス及び石炭」に改め、同項第五号中「第一号ハ」を「第一号ハ及び二」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 次に掲げる情報の収集及び提供並びに指導に関する業務を行うこと。

イ 可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度

化に関する情報の収集及び提供並びに第
一号ハニ掲げる技術に関する指導(次号)

から第六号まで並びに第十一号から第十三号まで「」を「第一号口及び二、第四号、第五号（第一号二に掲げる技術に係るものに限る。）第六号

及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第号。以下「改正法」という。)による改正前の石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第十一條第一号に掲げる業務及びこれに附

を「第十二号及び第十三号」に改め、同条第三号

項第十二号に改める。

第十八編中 第十号（石油代替工农用）法第

十一条第一号及び第四号」を「第七号イ、第十一

「第十二号」を「第十三号」に改める。

附則第六条第二項中「前条第一項第十三号」を

「前条第一項第十四号」に、「第十一号及び第十

二号」を「第十一号及び第十三号」に改める。

「前条第一項第十四号」に、「第十六条第四項中」

を「同条第四項中」に改める。

附則第十一條第二項中「前條第一項第十三号」

中」を「同条第四項中」に、「第十二号」を「第十三

「号」に改める。

附則第十五條第三項中「前條第一項第十三号」

十二号」を「第十二号及び第十三号」に改める。

附則第十八条を次のように改める。

第十八条 機構は、当分の間、第十五条に規定

する業務のほか、石油代替エネルギーの開発

平成二十一年六月十一日 衆議院会議録第三十八号

ルギーの開発及び導入の促進に関する法律

(検討
る。

等の一部を改正する法律(平成二十一年法律
第 号)の施行前に同法による改正前の
石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に

が交付した補助金」と、第十九条第一項中「第十五条规定する業務及び附則第十八条第一項に規定する業務及び附則第十八条第一項に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務」である。

五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の非化石工エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、中小企業信用保険法及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第八条 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第 号)の施行の日前である場合には、第三条のうち、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十五条第三項の改

附 則

施行期日

六条 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「石油原油及び揮発油、重油その他の石油製品をいう。以下同じ。」を「化石燃料原油、石油ガス、可燃性天然气及石炭並びにこれらから製造される

正規定中「附則第十五条第三項中」とあるのは「附則第十四条第二項及び第十五条第三項中」とし、前条のうち、特別会計に関する法律第八十五条规定第三項第一号イの改正規定中「可燃性天然

(二) 行する。
中小企業信用保険法の一部改正に伴う経過措

第二条第一項中「石油代替エネルギー」の開発及び導入の促進に関する法律を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に、

燃料(その製造に伴い副次的に得られるものであつて燃焼の用に供されるものを含む。)をいう。」に改める。

ガス及び石炭の利用の促進又は」とあるのは「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進若しくは」とする。

条 この法律の施行前に成立している改正前
中小企業信用保険法第三条の六第一項に規定
するエネルギー対策保険の保険関係について

「石油代替エネルギーの利用」を「非化石エネルギーの利用」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)
第九条 特別会計に関する法律(平成十九年法律
第二十三号)の一部を次のように改正する。

前項の場合において、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十五条のうち、特別会計

（なお從前の例による。）

法の一部改正)
七条 新工ネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成九年法律第三十七号)の一部を次の

第八十五条第二項第二号ニ中「石油代替工ネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第十二条第四号及

に関する法律第八十五条第三項第一号イの改正規定中「若しくは非化石エネルギー」を「又は非化石エネルギー」に改め、「又はエネルギー等の

の適用については、なお従前の例による。
その他の経過措置の政令への委任)

ように改正する。

第五号を、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第二百四十五号)第十五条第一項第七号に改め、同条第二項第一号イ中「可燃性天然ガス及び石炭の利

使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第十条第一号に掲げる業務(同法第二条第七項第一号から第四号までに掲げる特定

官報 (号外)

事業活動又は同条第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。」を削る。」とあるのは、「又はエネルギー等の使用的合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第十一条第一号に掲げる業務(同法第二条第七項第一号から第四号までに掲げる特定事業活動又は同条第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。」を削る。」とする。

理由

非化石エネルギーを利用することが内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給及びエネルギーの使用に係る環境への負荷の低減を図ることで重要なことである。これが、この法律案を提出する理由である。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案
(内閣提出に関する報告書)

一 議案の目的及び要旨

本案は、エネルギーを安定的かつ適切に供給するためには、資源の枯渇のおそれ及び環境への負荷が小さい非化石エネルギーの開発及び導入の促進が必要であることにかんがみ、従来の石油代替策を見直し、開発及び導入の促進の

対象を「石油代替エネルギー」から「非化石エネルギー」に改めるための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正
 - 題名を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に変更するとともに、目的、定義等を改め、開発及び導入の促進の対象を「石油代替エネルギー」から「非化石エネルギー」に変更すること。
 - 二 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)の業務の範囲のうち、「非化石エネルギー」に関するもの以外のものを削除すること。

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

4 施行期日

議案の可決理由

本案は、非化石エネルギーの開発及び導入を総合的に推進するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、日本共産党の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

右報告する。

平成二十一年六月十日

経済産業委員長 東 順治
衆議院議長 河野 洋平殿

政府は、捜査、訴追その他の刑事手続についての共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することといたしたい。これが、この協定を提出する理由である。

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案
(内閣提出に関する報告書)

2 中小企業信用保険法の一部改正

- エネルギー対策保険の対象のうち、「石油代替エネルギー」を使用する施設の設置の費用を「非化石エネルギー」を使用する施設の設置の費用に変更すること。
- 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正
 - 機構が行う業務の範囲について、「石油代

和国香港特別行政区との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求める件

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求める件

官報(号外)

<p>第一条</p> <p>1 各締約者は、他方の締約者の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの規定に従つて共助を実施する。</p> <p>2 共助には、次の措置をとることを含む。</p> <p>(1) 証言、供述又は物件の取得</p> <p>(2) 人、物件又は場所の見分</p> <p>(3) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定</p> <p>(4) 共助の請求を受けた締約者(以下「被請求締約者」という。)の当局の保有する物件の提供</p> <p>(5) 共助の請求を行つた締約者(以下「被請求締約者」という。)の関係当局への出頭が求められている者に対する招請についての伝達</p> <p>(6) 拘禁されている者の身柄の移送であつて、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のためのもの</p> <p>(7) 裁判上の文書の送達</p> <p>(8) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関する手続についての共助</p> <p>(9) 被請求締約者の法令により認められるその他の共助であつて両締約者の中央当局間で合意されたもの</p> <p>3 この協定において「物件」とは、証拠となる書類、記録その他の物をいう。</p> <p>4 租税に関する法律に違反する犯罪に関連する共助の請求は、その主たる目的が租税の賦課又は徴収であつてはならない。</p> <p>第二条</p> <p>1 各締約者は、この協定に規定する任務を行う</p> <p>中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。香港特別行政区については、中央当局は、法務長官又は行政長官が指定する者とする。</p> <p>2 この協定に基づく共助の請求は、請求締約者の中央当局から被請求締約者の中央当局に対し行われる。</p> <p>3 両締約者の中央当局は、この協定の実施に当たつて、相互に直接連絡する。</p> <p>第二条</p> <p>1 被請求締約者の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。</p> <p>(1) 被請求締約者が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合</p> <p>(2) 被請求締約者が、請求された共助の実施により自己の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合</p> <p>(3) 被請求締約者が、請求された共助の実施に</p> <p>より、日本国の、又は香港特別行政区については中華人民共和国の主権、安全又は公共の秩序が害されるおそれがあると認める場合</p> <p>4 この協定のいずれの規定も、締約者に対し、自己の法令が1に掲げる根拠のいずれかを理由として共助を拒否することを定めている場合において、請求された共助を実施することを要求するものではない。</p> <p>第四条</p> <p>1 請求締約者の中央当局は、共助の請求書面によつて行う。ただし、請求締約者の中央当局は、被請求締約者の中央当局が適當と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。この場合に</p> <p>(6) 被請求締約者が、請求締約者の管轄内における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自己的法令によれば犯罪を構成しないと認められる場合</p> <p>(7) 被請求締約者が、請求された共助が当該共助に係る犯罪と同一の犯罪又はそれと同じ行為により構成される他の犯罪について被請求</p> <p>締約者の管轄内において確定判決を受けたことのある者の訴追に関連すると認める場合</p> <p>2 共助の請求に当たつては、次の事項について通報する。</p> <p>(1) 捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称</p> <p>(2) 捜査、訴追その他の手続の内容及び段階、その対象となる事実並びに請求締約者の関係法の条文</p> <p>(3) 請求する共助についての説明</p> <p>(4) 請求する共助の目的についての説明</p> <p>(5) 共助の請求に当たつては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。</p> <p>(6) 証言、供述又は物件の提出が求められる者の特定及び所在地に関する情報</p> <p>(7) 証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明</p> <p>(8) 証言、供述又は物件の提出が求められる者に対する質問表</p> <p>(9) 取得されるべき物件及びその身体が捜索されるべき人々は捜索されるべき場所についての正確な説明</p> <p>(10) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報</p>
--

官 報 (号 外)

- (6) 人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法(見分に關して作成されるべき文書による記録の様式を含む。)についての説明

(7) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に關する情報

(8) 送達を受けるべき者の特定及び所在地、その者と訴訟手続との關係並びに送達の方法に関する情報

(9) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明

(10) 請求締約者の關係當局への出頭が求められている者に支払うことと認める手当及び経費に関する情報

(11) 請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき理由についての説明

(12) 請求する共助の実施を容易にするために被請求締約者の注意を喚起すべきその他の情報

4 被請求締約者が、共助の請求に当たつて通報された情報が共助を実施する上でこの協定上の要求を十分に満たしていないと認める場合には、被請求締約者の中央當局は、追加的な情報を提供するよう要請することができる。

第五条

令に定める方法又は手続により実施する。被請求締約者は、自己の法令に反しない限りにおいて、適当な場合には、前条3(2)、(6)又は(9)に規定する方法であつて共助の請求に示されたものに従う。

五

- その実施の結果得られた証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求締約者の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができなかつた場合には、その理由につき請求締約者の中央当局に

第八条

- 定める他の条件に従う場合にのみ使用することを要請することができる。請求締約者は、当該物件を秘密のものとして取り扱うこととに同意した場合にはこれに従い、また、当該条件を受け入れた場合にはこれに従う。

被請求締約者の中央当局は、請求された共助の実施が被請求締約者の管轄内において進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留し、又は必要と認める条件を両締約者の中央当局間での協議の後に付すことができる。請求締約者は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

被請求締約者は、請求締約者の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求締約者の中央当局は、これらの情報を開示するこない場合には、請求締約者の中央当局にその旨を通報するものとし、請求締約者の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。

被請求締約者の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求締約者の中央当局による合理的な照会に回答する。

五

- その実施の結果得られた証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求締約者の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができなかつた場合には、その理由につき請求締約者の中央当局に

第八条

- 定める他の条件に従う場合にのみ使用することを要請することができる。請求締約者は、当該物件を秘密のものとして取り扱うこととに同意した場合にはこれに従い、また、当該条件を受け入れた場合にはこれに従う。

1 被請求締約者は、両締約者の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を支払う。ただし、鑑定人に支払う手数料、翻訳、通訳及び記録に要する費用並びに第十三条及び第十四条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費については、請求締約者が支払う。

2 両締約者の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかになつた場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議を行う。

第七条

1 請求締約者は、被請求締約者の中央当局の事前の同意がない限り、この協定の規定に従つて提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の手続において使用してはならない。

2 被請求締約者の中央当局は、請求締約者がこの協定の規定に従つて提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱うこと又は当該中央当局が

五

- その実施の結果得られた証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。被請求締約者の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができなかつた場合には、その理由につき請求締約者の中央当局に

第八条

- 定める他の条件に従う場合にのみ使用することを要請することができる。請求締約者は、当該物件を秘密のものとして取り扱うこととに同意した場合にはこれに従い、また、当該条件を受け入れた場合にはこれに従う。

第八条 第九条

1 被請求締約者の中央当局は、請求締約者がこの協定の規定に従つて提供された物件を当該中央当局が定める条件(当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。)に従つて輸送し、及び保管することを要請することができる。

2 被請求締約者の中央当局は、この協定の規定に従つて提供された物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求締約者が当該中央当局が定める条件に従つて当該物件を返還することを要請することができる。

3 請求締約者は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求締約者は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を損傷し、又は損傷するおそれがあるときは、被請求締約者の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

に基づいて当該措置をとることを正当化する情報

を含む場合に限る。

2 被請求締約者は、証言、供述又は物件の取得

に係る共助の請求に示された特定の者が当該共

助の実施の間立ち会うことを容易にするよう、

及び当該者が証言、供述又は物件の提出を求め

られる者に対して質問することを認めるよう、

最善の努力を払う。当該共助の請求に示された

特定の者は、直接質問することが認められない

場合には、当該証言、供述又は物件の提出を求

められる者に対して発せられるべき質問を提出

することが認められる。

3 (1) 被請求締約者は、この条の規定に従つて証

言、供述又は物件の提出を求められた者が請

求締約者の法令に基づいて免除、不能又は特

權を主張した場合であつても、当該証言、供

述又は物件を取得する。

(2) 被請求締約者は、証言、供述又は物件を取

得するに当たり(1)の主張がなされた場合に

は、請求締約者の手続に関して権限を有する

当局が当該主張を処理するよう、当該主張を

付して当該証言又は供述を文書化し又は記録

した物その他の物件を請求締約者の中央当局

に提供する。

第十一条

1 被請求締約者は、人、物件又は場所の見分を行ふ。このため、被請求締約者は、自己の法令に従つて強制措置をとる。ただし、このような

措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該措

置をとることを正当化する情報を含む場合に限

る。

2 被請求締約者は、人、物件又は場所の見分に

係る共助の請求に示された特定の者が当該共

助の実施の間立ち会うことを容易にするよう最善

の実施の間立ち会うことを容易にするよう最善

の努力を払う。

第十二条

被請求締約者は、自己の管轄内に所在する人、

物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地

を特定するよう最善の努力を払う。

被請求締約者は、自己の当局が保有する物件

であつて公衆が入手できないものについては、

捜査又は訴追について権限を有する自己の当局

があつて公衆が入手できないものについては、

提供する。

1 被請求締約者は、自己の当局が保有する物件

であつて公衆が入手できないものについては、

提供する。

第十三条

被請求締約者は、自己の管轄内に所在する者で

あつて請求締約者の関係当局への出頭が求められ

ているものに對し、当該者が招請されていること

について伝達する。請求締約者の中央当局は、自

らが当該出頭のために支払う手当及び経費の限度

につき被請求締約者の中央当局に通報する。被請

求締約者の中央当局は、当該者の回答につき請求

1 証言又は捜査、訴追その他の手続における協

力のため、被請求締約者において拘禁されてい

る者の身柄が請求締約者の管轄内にあることが

必要とされる場合には、被請求締約者は、それ

らの目的のため、当該者の身柄を請求締約者の

管轄内に移す。ただし、被請求締約者の法令に

おいて認められる場合であつて、当該者が同意

し、かつ、両締約者の中央当局が合意したとき

に限る。

2 (1) 被請求締約者は、被請求締約者が1の規定に

従つて身柄を移された者を拘禁しないことに

ついての承認を与える場合を除くほか、当該

者を拘禁する。

請求締約者は、両締約者の中央当局による

事前の又は別段の合意に従い、当該者を被請

求締約者の管轄内に直ちに送還する。

(2) 請求締約者によつて当該者が拘禁された期

間は、被請求締約者の管轄内における当該者

の刑期に算入する。

第十五条

被請求締約者は、自己の管轄内に所在する者で

あつて請求締約者の関係当局への出頭が求められ

ているものに對し、当該者が招請されていること

について伝達する。請求締約者の中央当局は、自

らが当該出頭のために支払う手当及び経費の限度

につき被請求締約者の中央当局に通報する。被請

求締約者の中央当局は、当該者の回答につき請求

に示された特定の手続以外のいかなる手続にお

いても証拠を提出することを強制されず、ま

た、共助の請求に示された特定の捜査以外のい

かなる捜査についても協力することを強制され

ない。

2 (1) 第十三條の規定に従い請求締約者の関係當

局に出頭することに同意した者につき1の規

定に従つて与えられる保護措置は、次のいず

れかの時に終了する。

(a) 当該者が、請求締約者の管轄から離れる

機会を有していたにもかかわらず、自らの

出頭が必要でなくなった旨を関係當局に

よつて通知された日の後連続する十五日の

期間滞在した時

当該者が請求締約者の管轄から離れた

後、任意に請求締約者の管轄内に戻った場

合にあつてはその時

(b) 当該者が、やむを得ない事情による場合

を除くほか、出頭期日に関係當局に出頭し

なかつた場合にあつてはその時

(c) 請求締約者の中央當局は、(1)(a)に規定する

通知が行われた場合又は当該保護措置が(1)(b)

若しくは(c)に規定する時に終了した場合に

は、被請求締約者の中央當局にその旨を遅滞

なく通報する。

第十六条

1 被請求締約者は、人、物件又は場所の見分を行ふ。このため、被請求締約者は、自己の法令に従つて強制措置をとる。ただし、このような

官報 (号外)

4 第十三条の規定の下で請求締約者の関係当局に出頭することに同意しない者又は前条の規定の下で請求締約者の管轄内に身柄を移さることに同意しない者は、共助の請求における記述のいかんを問わず、その同意しないことを理由として、請求締約者の管轄内においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十六条
1 被請求締約者は、送達のために請求締約者から送付された裁判上の文書の送達を実施する。
2 請求締約者の関係当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係る共助の請求は、出頭期日の少なくとも四十五日前までに被請求締約者によつて受領されるものとする。被請求締約者は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。

3 被請求締約者の中央当局は、第五条の規定に従つて裁判上の文書の送達の実施の結果を通報するに当たり、請求締約者の中央当局に対し、送達が実施されたこと並びに送達が実施された日付、場所及び方法を書面により通報する。

4 この条の規定に従つて送達された裁判上の文書であつて請求締約者の関係当局への出頭を求めるものに従わない者は、当該文書における記述のいかんを問わず、その従わないことを理由として、請求締約者の管轄内においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十七条

外交上の経路を通じて解決する。

第二十条
1 この協定は、両締約者が、この協定の効力発生に必要な自己の法的手段を完了した旨を相互に通知する公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

1 被請求締約者は、自己の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を特定し、追跡し及び保全する措置を含めることができる。

2 犯罪の収益又は道具を保管している被請求締約者は、自己の法令が認める範囲内で、自らが適当と認める条件を付して当該収益又は道具の全部又は一部を、請求締約者に移転することができる。その移転は、当該収益又は道具の保管が、この協定の効力発生の日の前に行われたか以後に行われたかを問わず、実施することができる。

第十八条

この協定のいずれの規定も、いずれか一方の締約者が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自己の法令に従つて他方の締約者に対し、共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

第十九条
1 両締約者の中央当局は、この協定に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2 両締約者は、必要に応じ、この協定の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議するものとし、合意に達するようあらゆる努力を払う。

3 この協定の解釈又は実施から生ずる紛争は、

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件及

民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十九回国会条約第一号)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

平成十七年十一月、中華人民共和国香港特別行政区から我が国に対し刑事共助協定に係る公式協議の開始を申し入れてきたことを受け、平成十八年九月より交渉を行つた結果、協定及び合意された議事録の案文について最終的合意を得た。

2 この協定は、この協定の効力発生の日以後に行われた共助の請求(請求された共助がこの協定の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む)について適用する。

3 いずれの一方の締約者も、六箇月前に他方の締約者に対して書面による通告を与えることにより、いつでもこの協定を終了させることができることを知り得た。

本協定は、我が国と中華人民共和国香港特別行政区との間の、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助に係る要件、手続等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

二千八年五月二十三日に香港で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

1 各締約者は、他方の締約者の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの協定の規定に従つて共助を実施すること。

2 共助には、(1)証言、供述又は物件の取得、(2)人、物件又は場所の見分、(3)人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、(4)被請求締約者の当局の保有する物件の提供、(5)請求締約者の関係当局への出頭が求められてい

る者に対する招請についての伝達、(6)拘禁されている者の身柄の移送であつて、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のためのもの、(7)裁判上の文書の送達、(8)犯罪の取

日本国のために
佐藤重和
李少光

中華人民共和国香港特別行政区のために

益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関する手続についての共助、(9)被請求締約者の法令により認められるその他の共助であつて両締約者の中央当局間で合意されたもの、を含むこと。ただし、租税に関する法律に違反する犯罪に関連する共助の請求は、その主たる目的が租税の賦課又は徴収であつてはならないこと。

3 この協定に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、中華人民共和国香港特別行政区は法務長官又は同長官が指定する者を、それぞれ指定することとし、両締約者の中央当局は、この協定の実施に当たって、相互に直接連絡すること。

4 被請求締約者の中央当局は、請求締約者の管轄内における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自己の法令によれば犯罪を構成しないと認める等の場合には、共助を拒否することができること。

5 この協定に基づき請求された共助の実施に当たっては、被請求締約者は、当該共助をこの協定の関連規定に従つて速やかに実施し、また、被請求締約者の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとること。

6 両締約者の中央当局は、この協定に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる、また、

この協定の解釈又は実施から生ずる紛争は、外交上の経路を通じて解決すること。

なお、本協定は、両締約者が、この協定の効力を発生に必要な自己の法的手続きを完了した旨を相互に通知する公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国及び中華人民共和国香港特別行政区のそれぞれにおける共助が一層確実に実施されることを確保できるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で直接行うことにより、共助の効率化及び迅速化が期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十一年六月十日

外務委員長 河野 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

領事機関の長とは、その資格において行動する責務を有する者をいう。

領事官とは、その資格において領事任命を遂行する者（領事機関の長を含む。）をいう。

（e）「領事機関の公館」とは、建物又はその一部及びこれに附属する土地であつて、専ら領事機関のために使用されているもの（所有者のいかんを問わない。）をいう。

（f）「領事機関の公文書」には、領事機関に属するすべての書類、文書、通信文、書籍、フィルム、テープ及び登録簿並びに符号及び暗号、索引カード、記憶媒体に蔵置された情報並びにこれらを保護し又は保管するための家具を含む。

第二条

領事任務は、領事機関によって遂行される。領事任務は、また、この協定の定めるところにより、外交使節団によつても遂行される。

第三条

領事任務は、次のことから成る。

(a) 接受国において、国際法の認める範囲内で派遣国及びその国民（自然人であるか法人であるかを問わない。）の利益を保護すること。

(b) 両締約国の間の経済上、通商上、文化上、科学上及び技術上の関係の発展を助長すること。

この協定の適用上、
第一条
この協定の適用上、
次のことおり協定した。

第一条

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 河村 建夫
(a) 「領事機関」とは、総領事館、領事館、副領事館又は代理領事事務所をいう。

とその他の両国間の友好関係を促進すること。

(c) 接受国の経済上、通商上、文化上、科学上及び技術上の活動の状況及び進展を適法なすべての手段によって把握し、当該状況及び进展について派遣国の政府に報告し、並びに関心を有する者に情報を提供すること。

(d) 派遣国の国民の旅券その他の渡航文書の申請を受理し、又は派遣国の国民に対してこれらを発給し、派遣国へ渡航し若しくは派遣国を通過することを希望する者の査証及び適當な文書の申請を受理し、又はこのような者に對してこれらを発給し、並びに前記の旅券、査証及び文書に修正若しくは追記を加え、又はこれらを無効にすること。

(e) 派遣国の国民（自然人であるか法人であるかを問わない）を援助すること。

(f) 接受国の法令に反対の規定がないことを条件として、公証人若しくは身分事項登録官としての資格又はこれに類する資格において行動し、及び行政的性質を有する一定の任務を遂行すること。

(g) 死亡を原因とする相続が接受国の領域内で行われる場合に、派遣国の国民（自然人であるか法人であるかを問わない）の利益を接受国に定めるところにより保護すること。

(h) 派遣国の国民である未成年者その他の無能力者の利益を、特にこれらの者について後見

及び財産管理が必要な場合に、接受国の法令の定める範囲内で保護すること。

(i) 派遣国の国民が不在その他の理由で適切な時期に自己の権利及び利益を守ることができない場合に、当該権利及び利益を保全するために接受国の法令の定めるところにより暫定的措置がとられるようにするため、接受国裁判所その他の当局において当該国民を代理し、又は当該国民が適当に代理されるよう取り計らうこと。ただし、接受国の慣習及び手続に従うことを条件とする。

(j) 兩締約国間で効力を有する国際取極に従い又は、このような国際取極がない場合には、接受国の法令に合致する方法により、裁判上若しくは裁判外の文書を送達し、又は派遣国の裁判所のために証拠調べの嘱託状若しくは委任状を執行すること。

接受国は、領事機関の長につき任務の遂行を承認した場合（暫定的に承認した場合を含む。）に又は、このようないかなる形式の徵發からも免除され、この目的のために收用を必要とする場合には、領事任務の遂行の妨げとならないようあり定められたものを遂行すること。

度において解決すること。

(m) 派遣国が領事機関に委任した他の任務であつて、接受国の法令により禁止されていないもの、接受国が異議を申し立てないもの又は兩締約国間で効力を有する国際取極により定められたものを遂行すること。

第四条

接受国は、領事機関の長につき任務の遂行を承認した場合（暫定的に承認した場合を含む。）には、直ちにその旨を領事管轄区域内の権限のある当局に通知する。接受国は、また、領事機関の長がその任務を遂行すること及びこの協定に定める便益を受けることができるようにするため、必要な措置がとられることを確保する。

第五条

接受国は、領事機関の任務の遂行のため、十分な便益を与える。

第六条

接受国は、領事機関の公館は、不可侵とする。

第七条

領事機関の公文書及び書類は、いずれの時及びいずれの場所においても、不可侵とする。

第八条

1. 派遣国の国民に関する領事任務の遂行を容易にするため、

第九条

1. 派遣国は、領事機関の公館に立ち入ってはならない。

第十条

同様に、派遣国は、領事機関の公館に立ち入ることができる。接受国は、派遣国と通信し及び面接することができる。

第十一

領事官は、派遣国と自由に通信し及び面接することができる。派遣国も、

第十二

同様に、派遣国と通信し及び面接することができる。

第十三

領事官と接触すること及び領事機関の公館に入ることを妨げてはならない。

第十四

領事官は、領事機関の公館に立ち入ってはならない。

第十五

領事官は、領事機関の公館を侵入又は損壊から保護するため、及び領事機関の安寧の妨害又は領事機関の威儀の侵害を防止するため、すべての適当な措置をとる特別の責務を有する。

(1) (k) 派遣国は、領事機関の公館は、不可侵とする。

2. 接受国は、領事機関の長若しくはその指名した者又は派遣国の外交使節団の長若しくはその指名した者の同意がある場合を除くほか、領事機関の公館に立ち入ってはならない。

3. 接受国は、2の規定に従うことを条件として、領事機関の公館を侵入又は損壊から保護するため、及び領事機関の安寧の妨害又は領事機関の威儀の侵害を防止するため、すべての適当な措置をとる特別の責務を有する。

(b) 接受国は、領事機関の公館に立ち入ってはならない。

事管轄区域内で、派遣国（別段の證明書類を検査し及びこれに押印し、接受国との乗組員に援助を与える、船舶及び航空機の航行に関する報告を受理し、船舶及び航空機の航行に関する紛争を派遣国により認められる限り）に規定する船舶及び航空機並びにこれら

の乗組員に援助を与える、船舶及び航空機の航行に関する報告を受理し、船舶及び航空機の航行に関する紛争を派遣国により認められる限り）に規定する船舶及び航空機並びにこれら

の乗組員に援助を与える、船舶及び航空機の航行に関する報告を受理し、船舶及び航空機の航行に関する紛争を派遣国により認められる限り）に規定する船舶及び航空機並びにこれら

れた場合には、当該国民の要請があるか否かにかかるわらず、そのような事実及びその理由を、遅滞なく、遅くともこれらの逮捕、留置、勾留又は拘禁の日から四日以内に、当該領事機関に通報する。ただし、通信上の障害のために当該領事機関に通報することができない場合には、接受国の権限のある当局は、派遣国の外交使節団に通報する。

(c) 領事官は、その領事管轄区域内で逮捕され、留置され、裁判に付されるため勾留され、又は他の事由により拘禁されている派遣国

の国民を訪問し、自己の選択する言語で当該国民と面談し及び文通し、並びに当該国民

のために弁護人をあつせんする権利を有す

る。接受国の言語以外の言語で面談する場合においては、領事官は、接受国の権限のある當局の要請があるときは、面談の内容を受

ける。接受国の権限のある當局は、領事官の要

請があるときは、遅滞なく、領事官が派遣國

の国民を訪問するための措置をとる。領事官

は、また、その領事管轄区域内で判決に従い留置され、拘禁され又は拘禁されている派遣

の国民を訪問し、並びに当該国民と面談し及び文通する権利を有する。ただし、領事官が当該国民のために行動することに対し、当該国民が反対する意思を書面により表明し、かつ、接受国の権限のある當局がその書面を

領事官に提示する場合には、領事官は、そのような行動を差し控える。

(d) 逮捕され、留置され、裁判に付されるため勾留され、判決に従い拘留され、又は他の事由により拘禁されている派遣国の国民と領事機関との間のいかなる通信も、接受国の権限のある當局により、遅滞なく送付される。

(e) 接受国の権限のある當局は、逮捕され、留置され、裁判に付されるため勾留され、判決に従い拘禁されている派遣国の国民に対し、当該国民が(b)から(d)までの規定に基づいて有する権利について遅滞なく告げる。

2 1に定める権利は、接受国の法令に反しないように行使する。もつとも、当該法令は、この条に定める権利の目的とするところを十分に達成するようなものでなければならない。

第九条

接受国の権限のある當局は、關係のある情報を入手した場合には、次の責務を有する。

(a) 派遣国の国民が領事機関の領事管轄区域内

で死亡した場合には、その旨を遅滞なく当該領事機関に通報すること。

3 領事機関及びその領事管轄区域内の権限のある地方當局は、緊急事態に係る準備のため、相互間の連絡の経路を維持する。

第十一條

1 この協定は、文脈上許容される範囲内で、外交使節団による領事任務の遂行についても、適用する。

(b) 後見人又は財産管理人を任命することが、派遣国の国民である未成年者その他の無能力者の利益に合致すると認められる場合には、

その旨を遅滞なく権限のある領事機関に通報すること。もつとも、その通報は、後見人又

は財産管理人の任命に関する接受国の法令の実施を妨げるものではない。

(c) 派遣国の国籍を有する船舶が接受国の領海若しくは内水において難破し若しくは座礁した場合又は派遣国に登録された航空機が接受国の領域内で事故を起こした場合には、その旨を遅滞なく事故発生地の最寄りの地にある領事機関に通報すること。

(d) 接受国の法令及び慣行によつて許容される場合には、接受国の中央當局

1 領事官は、任務の遂行に当たり、次の當局にあてて通信することができる。

(a) 領事管轄区域内の権限のある地方當局

(b) 接受国の権限のある中央當局。ただし、中央當局にあたる通信は、接受国の法令及び慣行によつて許容される範囲内のものとする。

2 領事機関の要請があるときは、その領事管轄区域内の権限のある地方當局は、自国の法令の定める範囲内で、当該地方當局が管轄する地域における公共の安全(派遣国の国民の安全を含む。)についての状況に関する情報であつて適當と認めるものを当該領事機関に提供することを決定する。

3 この協定は、千九百六十三年四月二十四日にウイーンで作成された領事関係に関するウイーン条約(以下「ウイーン条約」という。)第七十三条の規定に基づき、ウイーン条約の規定を確

認し、補足し、拡大し、及び拡充する。

第十二条

1 この協定は、千九百六十三年四月二十四日にウイーンで作成された領事関係に関するウイーン条約(以下「ウイーン条約」という。)第七十三条の規定に基づき、ウイーン条約の規定を確

2 この協定により明示的に規律されない事項については、ウイーン条約により引き続き規律される。

3 この協定のいかなる規定も、締約国との協定及び義務に影響を及ぼすものではない。

4 この協定のいかなる規定も、いざれかの締約国と第三国との間のウイーン条約に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

5 この協定は、同時に、中華人民共和国香港特別

この協定は、同時に、中華人民共和国香港特別

第十三条

行政区及び中華人民共和国マカオ特別行政区に適用する。

第十四条

両締約国の代表者は、共通の関心事である領事に関する事項（この協定の解釈又は実施に係る事項を含む。）について相互に協議するために隨時会合する。

第十五条

1 この協定は、批准されなければならない。批准書の交換は、東京で行われるものとする。この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 いずれの締約国も、外交上の経路を通じた書面による通告により、この協定を終了させることができる。終了は、当該通告を受領した日の後六箇月を経過した時に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

日本国のために
宮本雄二

中華人民共和国のために

胡正躍

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の目的及び要旨

我が国と中華人民共和国との間の人的往来の緊密化に伴い急増する領事業務を一層効果的に処理する必要性が高まつたことを受け、領事関係に関するウイーン条約の規定を確認し、補足すること等を目的とした国際約束の作成に向

け、平成十五年四月から両国間で交渉を行つた結果、協定案文について最終的合意をみるに至つたので、平成二十年十月二十四日に北京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、領事機関の公館の不可侵、派遣国の国民との通信及び接觸等の領事に関する事項について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 領事機関の公館は不可侵とするとともに、領事官の住居は領事機関の公館と同様の不可侵及び保護を享有すること。
2 接受国は、派遣国の国民が領事官と接觸すること及び領事機関の公館に入ることを妨げてはならないこと。

二千八年十月二十四日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

3 接受国の権限のある当局は、領事機関の領事管轄区域内で、派遣国の国民が逮捕された場合、留置された場合、裁判に付されるため

勾留された場合又は他の事由により拘禁された場合には、当該国民の要請があるか否かにかかわらず、そのような事実及びその理由を、遅滞なく、遅くともこれらの逮捕、留置、勾留又は拘禁の日から四日以内に、当該領事機関に通報すること。

4 領事機関の要請があるときは、その領事管轄区域内の権限のある地方当局は、自國の法令の定める範囲内で、公共の安全に関する情報を領事機関に提供することを決定し、領事機関及びその領事管轄区域内の権限のある地方当局は、緊急事態に係る準備のため、相互間の連絡の経路を維持すること。

5 本協定により明示的に規律されない事項については、領事関係ウイーン条約により引き続き規律されること。

6 本協定は、同時に、中華人民共和国香港特別行政区及び中華人民共和国マカオ特別行政区に適用すること。

平成二十一年三月六日
内閣総理大臣 麻生 太郎

義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十一年六月十日

衆議院議長 河野 洋平殿
外務委員長 河野 太郎

河野 洋平殿

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

平成二十一年三月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

認を求めるの件

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由
1 本協定を締結することは、我が国と中華人民共和国との間の領事関係が一層円滑に処理され、ひいては日中両国間の友好関係及び協力が促進されることが期待されるとの見地から有意

る。

官報(号外)

理由

これらの改正は、国際通貨基金の機能を強化することを目的として、基本票の増加、理事代理の増員、基金の投資権限の拡大等を行うための改正について定めるものである。我が国がこれらの改正を受諾し、その早期発効に寄与することは、国際通貨基金における我が国の国際協力を推進するとの見地から有意義であると認められる。よつて、これらの改正を受諾することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正

この協定の署名政府は、次のとおり協定する。

1 第十二条第三項(e)を次のように改める。

(e) 各理事は、不在のとき自己に代わつて行動する完全な権限を有する一人の理事代理を任命する。ただし、総務会は、一定数を超える加盟国により選出された理事が二

人の理事代理を任命することができるよう

にするための規則を採択することができ

る。この規則は、採択された場合には、理

事の定期選挙との関連においてのみ修正す

ることができるるものとし、また、二人の理

事代理を任命した理事が、(i)自己が不在で

あり、かつ、当該二人の理事代理が出席し

ているときに、自己に代わつて行動する一

人の理事代理及び(ii)(f)の規定に基づいて自

己の権限行使する一人の理事代理を指名

することを要求する。理事代理を任命した

理事が出席しているときは、当該理事代理

は、会合に参加することはできるが、投票

することはできない。

第十二条第五項(a)を次のように改める。

(a) 各加盟国の総票数は、基本票数と割当額

に基づく票数との合計に等しいものとす

る。

(i) 各加盟国の基本票数は、すべての加盟

国の総投票権数の合計票数の五・五〇二

パーセントをすべての加盟国間に均等

に分配して算出される票数とする。ただ

し、基本票数は、一未満の端数を伴つて

はならない。

(ii) 各加盟国の割当額に基づく票数は、自

己の割当額の十万特別引出権相当額ごと

に一票を分配して算出される票数とす

る。

3 付表L2を次のように改める。

2 当該加盟国に割り当てられた票数の票は、

基金のいかなる組織においても投じてはなら

ない。その票数は、(a)特別引出権会計のみに

関する改正案の受諾を目的とする場合及び(b)

第十二条第五項(a)(i)の規定に基づく基本票数

の計算を目的とする場合を除くほか、総投票

票数に算入してはならない。

4 第十五条第十二項に次のように加える。

国際通貨基金における投票権及び参加を強

化するための国際通貨基金協定の改正及び

国際通貨基金の投資権限を拡大するための

国際通貨基金協定の改正の受諾について承

認を求める件に関する報告書

は、昭和二十年の創設以来、すべての加盟国に

均等に分配される基本票数の増加が行われず、

その総投票権数に占める割合が減少したこと

(k) 基金がこの協定の第二次改正の日の後に

国際通貨基金協定の改正

この協定の署名政府は、次のとおり協定する。

1 第十二条第六項(f)(iv)を次のように改める。

(iv) 基金は、総投票権数の七十パーセント

の多数により基金が採択する規則及び細

則に従い、投資勘定において保有する加

盟国の通貨を基金が決定する投資のため

に使用することができる。この(iv)の規定

に従つて採択される規則及び細則は、(vii)

から(ix)までの規定に合致するものでなけ

ればならない。

2 第十二条第六項(f)(vi)を次のように改める。

(vi) 投資勘定は、基金が清算される場合に

終了する。もつとも、基金の清算に先立

ち、総投票権数の七十パーセントの多数

により、投資勘定を終了させ又は投資の

額を削減することができる。

3 第十五条第十二項(h)を次のように改める。

(h) 基金は、(f)に規定する利用が行われるま

での間は、総投票権数の七十パーセントの

多數により基金が採択する規則及び細則に

従い、特別支払勘定において保有する加盟

国の通貨を基金が決定する投資のために使

用することができる。投資による収入及び

別支払勘定に繰り入れる。

第五条第十二項に次のように加える。

いて、基本票の倍増等を骨子とする協定改正案が合意に至り、同改正案は、平成二十一年一月三十日に総務会において承認された。

本改正は、銀行の機能を強化すること目的として、基本票の増加を行うための改正について定めたものであり、その内容は次のとおりである。

- 各加盟国の投票権数は、基本票数と保有株式数に基づく票数との合計に等しいものとすること。
- 各加盟国的基本票数は、すべての加盟国の投票権数の合計票数の五・五五パーセントをすべての加盟国の中に均等に分配して算出される票数とすること。ただし、基本票数は、自らの端数を伴つてはならないこと。
- 各加盟国の保有株式数に基づく票数は、自らの保有する一株式ごとに一票を分配して算出される票数とすること。

官 報 (号 外)

と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十一年六月十日

衆議院議長 河野 洋平殿
外務委員長 河野 太郎

衆議院憲法審査会規程案

右の議案を提出する。

平成二十一年六月十一日

提出者

議院運営委員長 小坂 憲次

衆議院憲法審査会規程

(設置の趣旨)

第一条 憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、日本国憲法の改正案の原案(以下「憲法改正原案」という。)、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するものとする。

(委員会)

第二条 憲法審査会は、五十人の委員で組織する。

(委員)

第三条 委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

二 本件の議決理由
二 本件を受諾することは、銀行における我が国の国際協力を増進する見地から有意義である

派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

4 衆議院規則第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定は、委員について準用する。

第四条 憲法審査会の会長は、憲法審査会において委員が互選する。

2 衆議院規則第一百一条及び第一百二条の規定は、会長について準用する。

第五条 会長は、憲法審査会の議事を整理し、秩序を保持し、憲法審査会を代表する。

第六条 憲法審査会に数人の幹事を置き、委員がこれを互選する。

2 会長は、憲法審査会の運営に関し協議するため、幹事をを開くことができる。

3 衆議院規則第三十八条第二項の規定は、幹事について準用する。

(小委員会)

第七条 憲法審査会は、小委員会を設けることができる。

(委員の派遣)

第八条 憲法審査会は、会期中であると閉会中で

いて準用する。

(開会)

第九条 会長は、憲法審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第六十七条第二項の規定は、憲法審査会の開会について準用する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

第九条 会長は、憲法審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第六十七条第二項の規定は、憲法審査会の開会について準用する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

4 衆議院規則第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定は、委員について準用する。

第五条 会長は、憲法審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第六十七条第二項の規定は、憲法審査会の開会について準用する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

4 衆議院規則第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定は、委員について準用する。

第六条 会長は、憲法審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第六十七条第二項の規定は、憲法審査会の開会について準用する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

4 衆議院規則第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定は、委員について準用する。

第七条 会長は、憲法審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第六十七条第二項の規定は、憲法審査会の開会について準用する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

4 衆議院規則第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定は、委員について準用する。

第八条 会長は、憲法審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第六十七条第二項の規定は、憲法審査会の開会について準用する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

4 衆議院規則第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定は、委員について準用する。

第五条 会長は、憲法審査会の開会の日時を定める。

2 衆議院規則第六十七条第二項の規定は、憲法審査会の開会について準用する。

3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て委員を変更することができる。

4 衆議院規則第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定は、委員について準用する。

官報(号外)

第十六条 憲法審査会は、審査又は調査のため必要があるときは、議長を経由して、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。
(公聴会)
第十七条 憲法審査会は、審査又は調査のため必要なときは、公聴会を開くことができる。
2 憲法改正原案については、前項の公聴会を開かなければならない。
3 衆議院規則第七十七条から第七十九条までの規定は、公聴会について準用する。

(参考人)
第十八条 憲法審査会は、審査又は調査のため必要なときは、参考人の出頭を求め、その意見を聞くことができる。
(会議の秩序保持)
第十九条 委員が憲法審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消せる。命に従わないときは、会長は、当日の憲法審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
(休憩及び散会)
第二十条 会長は、憲法審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。
(懲罰事犯の報告等)
第二十一条 会長は、憲法審査会において、懲罰

第一項	第二百四十三条第一項	第三項							
五项第一項	国会法第四十二条第一項及び第四十	五项第一項							
五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項
五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項
五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項	五项第一項

(細則)

第二十七条 この規程に定めるもののほか、議事その他の運営等に關し必要な事項は、憲法審査会の議決によりこれを定める。

附 則

(日本国憲法の改正手続に関する法律の施行までの間のこの規程の適用に関する特例)

第一条、第十七条第二項及び第二十六条の規定は、第一条に規定する憲法改正原案については、日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)が施行されるまでの間は、適用しない。

(衆議院憲法調査会規程の廃止)

第二衆議院憲法調査会規程(平成十一年七月六日議決は、廃止する。

(衆議院政治倫理審査会規程の一部改正)

第三衆議院政治倫理審査会規程(昭和六十一年六月二十五日議決)の一部を次のように改正する。
「特別委員長若しくは憲法審査会の会長」に改める。

沖縄科学技術大学院大学学園法案

右国会に提出する。

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

沖縄科学技術大学院大学学園法

(業務)

第三条 学園は、次に掲げる業務を行う。

一 沖縄科学技術大学院大学を設置し、これを運営すること。

二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する相談その他の援助を行うこと。

三 学園以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の学園以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

四 沖縄科学技術大学院大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

五 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(事務所)

第四条 学園は、主たる事務所を沖縄県に置くものとする。

第五条 学園は、私立学校法第三十六条第四項の規定にかかるらず、寄附行為で定めるところにより、理事長以外の理事をもつて理事会の議長

二 沖縄の振興に関して優れた識見を有する者

3 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 学園の理事に関する私立学校法第三十八条第五項の規定の適用については、同項中「含まれるよう」とあるのは、「その定数の過半数となるように」とする。

5 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 学園の理事に関する私立学校法第三十八条第五項の規定の適用については、同項中「含まれるよう」とあるのは、「その定数の過半数となるように」とする。

(補助金)

第八条 国は、予算の範囲内において、学園に対し、第三条に規定する業務に要する経費について、その三分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により国が学園に対し補助する場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十一年法律第六十一号)第十二条から第十三条まで

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 沖縄科学技術大学院大学学園(第二
条第十三条)

第三章 雜則(第十四条—第二十二条)
第四章 罰則(第二十三条・第二十四条)

附 則

第一章 総則

第三章 雜則(第十四条—第二十二条)

第四章 罰則(第二十三条・第二十四条)

附 則

第一章 総則

第三章 雜則(第十四条—第二十二条)

第四章 罰則(第二十三条・第二十四条)

附 則

第一章 総則

第三章 雜則(第十四条—第二十二条)

第四章 罰則(第二十三条・第二十四条)

附 則

第一章 総則

第三章 雜則(第十四条—第二十二条)

第四章 罰則(第二十三条・第二十四条)

附 則

第一章 総則

第三章 雜則(第十四条—第二十二条)

第四章 罰則(第二十三条・第二十四条)

附 則

第一章 総則

第三章 雜則(第十四条—第二十二条)

第四章 罰則(第二十三条・第二十四条)

附 則

第一章 総則

第三章 雜則(第十四条—第二十二条)

第四章 罰則(第二十三条・第二十四条)

に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事實があることを文部科学大臣に報告するときは、当該行為又は事實があることについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

(役員の選任の特例)

第七条 学園の理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、学園の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならない。

2 学園の理事には、次に掲げる者が含まれるようにならなければならない。

一 科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者

2 学園の振興に関して優れた識見を有する者

3 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 学園の理事に関する私立学校法第三十八条第五項の規定の適用については、同項中「含まれるよう」とあるのは、「その定数の過半数となるよう」とする。

5 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 学園の理事に関する私立学校法第三十八条第五項の規定の適用については、同項中「含まれるよう」とあるのは、「その定数の過半数となるよう」とする。

7 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

9 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

10 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

11 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

12 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

13 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

14 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

15 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

16 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

17 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

18 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

19 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

20 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

21 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

22 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

23 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

24 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

25 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

26 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

27 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

28 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

29 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

30 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

31 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

32 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

33 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

34 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

35 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

36 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

37 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

38 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

39 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

40 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

41 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

42 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

43 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

44 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

45 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

46 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

47 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

48 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

49 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

50 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

51 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

52 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

53 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

54 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

55 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

56 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

57 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

58 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

59 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

60 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

61 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

62 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

の規定の適用があるものとする。この場合において、内閣総理大臣は、必要があると認めると

きは、文部科学大臣に対し、学園について、同法第十二条第一号の規定による報告の徴収若しくは質問若しくは検査、同条第二号の規定による命令又は同条第三号若しくは第四号の規定による勧告を行うことを求めることができる。

(事業計画)

官 報 (号 外)

第九条 学園は、毎会計年度の開始前に、内閣府令で定めるところにより、その会計年度の事業計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画は、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画との調和が保たれるものでなければならぬ。

(借入金)

第十条 学園は、弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(重要な財産の譲渡等)

第十一條 学園は、内閣府令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しなければならない。

(書類の作成等)

第十二条 学園は、内閣府令で定める基準に従い、会計処理を行い、及び貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しな

ければならない。

2 学園は、毎会計年度終了後三月以内に、前項に規定する書類に内閣総理大臣の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(国及び関係する沖縄の地方公共団体との連携)

第十三条 学園は、沖縄科学技術大学学院大学の運営に当たっては、国及び関係する沖縄の地方公共団体と密接な連携を図らなければならない。

第三章 雜則

(報告及び検査)

第十四条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、学園に対し、その財務若しくは会計に関し必要な報告をさせ、又はその職員に学園の事務所に立ち入り、財務若しくは会計の状況若しくは財務若しくは会計に関する帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第十五条 内閣総理大臣は、学園又はその役員若しくは職員の行為がこの法律に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、学園に対

し、当該行為のは正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 学園は、前項の規定による内閣総理大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為のは正その他必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

一 第九条第一項、第十条又は第十一条の認可をしようとするとき。

二 第九条第一項又は第十一条の内閣府令を定めようとするとき。

三 第九条第一項又は第十一条の内閣府令を定めようとするとき。

四 学園は、前項の規定による内閣総理大臣の求めがあつたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

一 沖縄科学技術大学学院大学について、学校教育法第四条第一項の認可(大学の設置に係るものを除く)をしたとき、又は同条第二項の規定による学園からの届出があつたとき。

二 沖縄科学技術大学学院大学に対して学校教育法第十三条又は第十五条第三項の規定による命令をしたとき。

三 学園に対して私立学校法第四十五条第一項の認可をしたとき、又は同条第二項の規定による命令をしたとき。

四 学園に対して私立学校法第六十一条第一項の規定による命令をしたとき。

び第五十一条の規定にかかわらず、当該残余財産は国庫に帰属する。

(財務大臣との協議)

第十八条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第九条第一項、第十条又は第十一条の認可をしようとするとき。

二 第九条第一項又は第十一条の内閣府令を定めようとするとき。

三 第九条第一項又は第十一条の内閣府令を定めようとするとき。

四 学園は、前項の規定による内閣総理大臣の求めがあつたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

一 沖縄科学技術大学学院大学について、学校教育法第四条第一項の認可(大学の設置に係るものを除く)をしたとき、又は同条第二項の規定による学園からの届出があつたとき。

二 沖縄科学技術大学学院大学に対して学校教育法第十三条又は第十五条第三項の規定による命令をしたとき。

三 学園に対して私立学校法第四十五条第一項の認可をしたとき、又は同条第二項の規定による命令をしたとき。

四 学園に対して私立学校法第六十一条第一項の規定による命令をしたとき。

第十七条 学園が解散した場合において、残余財産があるときは、私立学校法第三十条第三項及

び第五十一条の規定にかかわらず、当該残余財

(他の法律の規定の適用除外)

第二十条 次に掲げる法律の規定は、学園については、適用しない。

一 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第十九条の規定

二 理科教育振興法(昭和二十八年法律第二百四十六号)第九条の規定

三 私立大学の研究設備に対する国との補助に関する法律(昭和三十二年法律第十八号)第二条の規定

四 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)第二十条第二項の規定

五 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第二百五十号)第十七条の規定

六 私立学校振興助成法第四条の規定

(学園が設置する学校についての教育基本法の準用)

第二十一条 教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)第十五条第二項の規定は、学園が設置する学校について準用する。

(内閣府令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

第四章 罰則

第二十三条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は

職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした学園の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

二 第十条の規定に違反して、資金を借り入れたとき。

三 第十一条の規定に違反して、財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供したとき。

四 第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

の日のいづれか遅い日

(学園の設立等)

第二条 内閣総理大臣は、設立委員を命じ、学園の設立に関する事務を処理させる。

三 第三十一条第一項の認可を受けるとともに、沖縄科学技術大学院大学の設置について学校教育法第四条第一項の認可を受けなければならない。

四 文部科学大臣は、学園に対して私立学校法第三十一条第一項の認可をしたとき、又は沖縄科学技術大学院大学の設置について学校教育法第四条第一項の認可をしたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

五 内閣総理大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、学園の監事の選任について、第七条第三項の認可に相当する認可をすることができる。

六 設立委員は、学園の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、その事務を私立学校法第三十条第二項の規定により第二項の寄附行為に定められた理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

七 第三条の規定による認可は、施行日以後は、第七条第三項の認可とみなす。

八 第四条第二項及び第三項、第十一次条、附則第四条第二項及び第五条、第十一四条並びに第二十二条の規定 公布の日

二 附則第十九条の規定 被用者年金制度の一部元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二百四十六号)の公布の日又はこの法律の公布の日いづれか遅い日

三 附則第二十条の規定 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第二百四十六号)の公布の日又はこの法律の公布の日いづれか遅い日

四 第二十三条の規定による報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は

五 機構の解散の日の前日を含む事業年度は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)以下この条において「通則法」という。)第三十六条第一項の規定にかかるらず、同日に終わるものとする。

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散等)

第三条 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(以下「機構」という。)は、この法律の規定による学園の成立の時に於て解散するものとし、次項の規定により各出資者に分配される財産及び第三項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において学園が承継する。

四 前項の規定による解散に際し、機構は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法(平成十七年法律第二十六号)第二十二条第二項の規定にかかるらず、その資産の価額から負債の金額を控除して残額を生ずるときは、当該残額に相当する額の財産を、政府を除く各出資者に對し、その出資額を限度として分配するものとする。

五 前項の規定により各出資者に分配される財産の規範(以下「規範」という。)のうち、学園がその業務を確実に実施するためには必要な資産以外の資産は、学園の成立の時において國が承継する。

六 学園の成立の際に機構が有する権利(前項の規定により各出資者に分配される財産を除く。)のうち、学園がその業務を確実に実施するためには必要な資産以外の資産は、学園の成立の時において國が承継する。

七 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他當該資産の國への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

八 学園は、私立学校法第三十二条の規定にかかるらず、この法律の施行の時に成立する。

九 学園は、学園の成立後遅滞なく、設立の登記をしなければならない。

十 第二十三条の規定による報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は

十一 第二十三条の規定による報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は

十二 第二十三条の規定による報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は

十三 第二十三条の規定による報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は

十四 第二十三条の規定による報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は

十五 第二十三条の規定による報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は

十六 第二十三条の規定による報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は

十七 第二十三条の規定による報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は

十八 第二十三条の規定による報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は

十九 第二十三条の規定による報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は

二十 第二十三条の規定による報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は

二十一 第二十三条の規定による報告をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は

官 報 (号 外)

- | |
|--|
| 6 機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、学園が従前の例により行うものとする。 |
| 7 機構の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績については、学園が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、学園に対してなされるものとする。 |
| 8 機構の解散の日の前日を含む事業年度における利益及び損失の処理については、学園が従前の例により行うものとする。 |
| 9 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、同日において機構の中期目標の期間が終了したものとして、学園が従前の例により行うものとする。 |
| 10 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績については、同日において機構の中期目標の期間が終了したものとして、学園が従前の例により評価を受けるものとする。 |
| 11 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用 |
| 12 第八項の規定による機構の利益及び損失の処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、学園は、政令で定めるところにより、その額に相当する金額を国庫に納付するものとする。 |
| 13 第一項の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。（学園への拠出） |
| 第四条 前条第一項の規定により学園が機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、学園が承継する資産の価額（機構の解散の日の前日までに政府以外の者から出えんされた金額を除く。）から負債の金額を控除した額に相当する金額は、政府から学園に対し拠出されたものとする。 |
| 2 前項の資産の価額は、学園の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。 |
| 3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。（補助金に関する経過措置） |
| 第五条 施行日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの間は、第八条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けていた者は、かつ、同一の傷病について共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに対する同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「日以後三日を経過した日」とあるのは「日」と、同条第二項中「前項に規定する勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日」とあるのは「健康保険の被保険者に関する経過措置」（大正第六条 施行日の前日において健康保険法（大正 |
| 14 第二項の規定による厚生年金保険の被保険者である機構の職員で、施行日に其済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（学園の職員となつた者に限る。次項において「機構の職員であつた加入者」という。）に対する規定による私立学校教職員共済制度の加入者（学園の職員となつた者に限る。次項において「機構の職員であつた加入者」という。）に対する規定による私立学校教職員共済制度の加入者（学園の職員となつた者に限る。次項において「機構の職員であつた加入者」という。）のうち、一年以上の引き続き加入者期間（共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいい、学園の職員である期間に係るものに限る。以下同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（機構の職員であった期間に係るものに限る。以下「厚生年金保険期間」という。）と当該期間に引き続き加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続き加入者期間を有する者とみなす。 |
| 2 機構の職員であつた加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。 |
| 3 前項に規定する者に対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十 |

九条第一項及び第二項の規定の適用について
は、その者は、加入者期間が二十年以上である
者とみなす。

第八条 機構の職員であつた加入者のうち、厚生
年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年
未満であり、かつ、これらの期間を合算した期
間が二十年以上となるものに係る退職共済年金
については、その年金額の算定の基礎となる加
入者期間が二十年以上であるものとみなして、
共済法第二十五条において準用する国家公務員
共済組合法第七十八条の規定を適用する。この
場合において、同条第一項中「六十五歳未満の
配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中
「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除
く。）」とする。

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金につい
ては、その年金額の算定の基礎となる加入者期
間が二十年以上であるものとみなして、共済法
第二十五条において準用する国家公務員共済組
合法第九十条の規定を適用する。

官 報 (号) 外)

第九条 機構の職員であつた加入者のうち、加入
者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期
間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年
以上となるものに対する共済法第二十五条にお
いて準用する国家公務員共済組合法附則第十二
条の三の規定の適用については、その者は、一
年以上の加入者期間を有する者とみなす。
(事業計画に関する経過措置)

第十一条 学園の最初の会計年度の事業計画につい
ては、第九条第一項中「毎会計年度の開始前に
あるのは、「学園の成立後遅滞なく」とする。

（独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
法の廃止）

第十二条 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整
備機構法は、廃止する。

（独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
法の廃止に伴う経過措置）

第十三条 機構の役員若しくは職員又は運営委員
会の委員であつた者に係るその職務上知ること
のできた秘密を漏らし、又は濫用してはならない
義務については、この法律の施行後も、なお
従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 附則第二条から第十条まで及び前二条
に定めるもののほか、学園の設立に伴い必要な
経過措置その他この法律の施行に関し必要な經
過措置は、政令で定める。

（研究開発システムの改革の推進等による研究
開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等
に関する法律の一部改正）

第十五条 附則第一条第一号中「第百五十五条」を「第百
五十六条」に改める。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第十六条 独立行政法人等の保有する情報の公開に
関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を
次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のよう
に加える。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十七条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に
関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を
次のように改正する。

別表沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のよう
に加える。

沖縄科学技術大学院大学学園 号)	沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第 号)
---------------------	--------------------------------

（研究開発システムの改革の推進等による研究
開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等
に関する法律の一部改正）

第十八条 研究開発システムの改革の推進等によ
る研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的
推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三
号)の一部を次のように改正する。

別表第一号を次のように改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生
年金保険法等の一部を改正する法律の一部改
正）

第十九条 被用者年金制度の一元化等を図るため
の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改
正

（平成二十一年法律第
号）の一部を次
のように改正する。

附則第七条から第九条までを次のように改
める。

第七条から第九条まで 削除

て、理事会は、議長が招集すること。

4 学園の理事には、科学技術の発達に関する特に功績顯著な学者及び沖縄の振興に關して優れた識見を有する者が含まれるようにならなければならぬものとすることとし、その定数の過半数は、外部理事でなければならないものとすること。

5 国は、予算の範囲内において、学園に対し、業務に要する経費について、その二分の一以内を補助することができるものとすること。ただし、本法施行後十年間は、二分の一を超えて補助することができるものとすること。

6 学園は、事業計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならないものとすること。

7 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構は、この法律の規定による学園の成立の時において解散するものとすること。

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の修正議決理由

本案は、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もつてることを目的とする。

て沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与するため、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に關し必要な事項を定めるものであるが、法律の目的に「沖縄の振興に寄与する」と

の趣旨を追加すること、学園の評議員の選任に関する特例を新たに設けること、国は、予算の範囲内において、学園に対し、業務に要する経費について、その二分の一を超えて補助すること、学園の評議員の選任における特例を新たに設けること、国は、予算の範囲内において、学園に対し、業務に要する経費について、その二分の一を超えて補助すること、それができることに改めるとともに、十年間に限り業務に要する経費の二分の一を超えて補助できることとする規定は削除すること等の修正を行ふ必要があるものと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十一年六月十一日

沖縄及び北方問題に
関する特別委員長 前原 誠司
衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第一条 総則
(目的)
この法律は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に關し必要な事項を定めるこ

れ、かつ、学園の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならぬ。

第七条 学園の理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、学園の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならぬ。

八 学園の理事には、次に掲げる者が含まれるようになければならない。

一 科学技術の発達に關し特に功績顯著な科学

に関する教育研究の推進を図り、もつて沖縄の振興及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第三条 学園は、次に掲げる業務を行う。

一 沖縄科学技術大学院大学を設置し、これを運営すること。

二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に關する相談その他の援助を行うこと。

三 学園以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の学園以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

四 沖縄科学技術大学院大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

五 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 学園は、経営内容に関する情報の公開を徹底することにより、業務における透明性を確保するよう努めなければならない。

(役員○の選任の特例)
○等

第七条 学園の理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、学園の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならぬ。

八 学園の理事には、次に掲げる者が含まれるようになければならない。

一 科学技術の発達に關し特に功績顯著な科学

3 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。

4 学園の理事に関する私立学校法第三十八条第五項の規定の適用については、同項中「含まれるよう」にあるのは、「その定数の過半数となるよう」にとする。

5 学園の評議員には、次に掲げる者が含まれるようにならない。

一 沖縄における経済又は社会の実情に精通している者

二 大学の経営における公正性及び透明性の確保に関する優れた識見を有する者

3 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。

4 学園の理事に関する私立学校法第三十八条第五項の規定の適用については、同項中「含まれるよう」にあるのは、「その定数の過半数となるよう」にとする。

5 学園の評議員には、次に掲げる者が含まれるようにならない。

一 沖縄における経済又は社会の実情に精通している者

二 大学の経営における公正性及び透明性の確保に関する優れた識見を有する者

3 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。

4 学園の理事に関する私立学校法第三十八条第五項の規定の適用については、同項中「含まれるよう」にあるのは、「その定数の過半数となるよう」にとする。

5 学園の評議員には、次に掲げる者が含まれるようにならない。

一 沖縄における経済又は社会の実情に精通している者

二 大学の経営における公正性及び透明性の確保に関する優れた識見を有する者

3 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。

4 学園の理事に関する私立学校法第三十八条第五項の規定の適用については、同項中「含まれるよう」にあるのは、「その定数の過半数となるよう」にとする。

5 学園の評議員には、次に掲げる者が含まれるようにならない。

一 沖縄における経済又は社会の実情に精通している者

二 大学の経営における公正性及び透明性の確保に関する優れた識見を有する者

3 学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。

4 学園の理事に関する私立学校法第三十八条第五項の規定の適用については、同項中「含まれるよう」にあるのは、「その定数の過半数となるよう」にとする。

5 学園の評議員には、次に掲げる者が含まれるようにならない。

一 沖縄における経済又は社会の実情に精通している者

二 大学の経営における公正性及び透明性の確保に関する優れた識見を有する者

官 報 (号 外)

<p>ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>² 前項の事業計画は、○沖縄の振興及び自立的発展に配意されたものであるとともに、○沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画との調和が保たれるものでなければならない。</p>	
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>○次項 十四条並びに第二十二条の規定 公布の日 二 附則第十九条の規定 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第一号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日</p> <p>三 附則第二十条の規定 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第一号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日</p> <p>2 政府は、前項の政令を定めるに当たっては、沖縄科学技術大学院における教育課程の編成その他学園の設立のために必要な業務の進捗状況に配慮しなければならない。 (補助金に関する経過措置)</p> <p>第五条 施行日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までの間は、第八条第一項の</p>	
<p>(附 則) 第六条 (略) (厚生年金保険の被保険者に関する経過措置) 第七条 (略) 第八条 (略) 第九条 (略) (事業計画に関する経過措置) 第十一条 (略) (独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法の廃止) 第十二条 (略) (独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法の廃止に伴う経過措置) 第十三条 (略) (罰則に関する経過措置) 第十四条 附則第二条から第十九条まで及び前二条に定めるもののほか、学園の設立に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>	
<p>右の議案を提出する。 平成二十一年六月十一日 提出者 沖縄及び北方問題に関する特別委員長 前原 誠司 (検討) 第十四条 国は、この法律の施行後十年を目指として、学園に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次ののように改正する。</p>	
<p>北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律 第二条の二 国は、北海道並びに北方領土隣接地域の市及び町をはじめとする地方公共団体並びに民間の団体との密接な連携を図りながら、北方領土問題等の解決の促進を図るために必要な施</p>	

策を積極的に推進し、我が國固有の領土である北方領土の早期返還を実現するため最大限の努力をするものとする。

第三条第一項中「外務大臣その他の」を削り、同条第二項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「(昭和二十年八月十五日において北方地域に生活の本拠を有していた者をいい、その子及び孫を含むものとする。以下同じ)」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 交流等事業の実施に関する事項

第三条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 主務大臣は、必要に応じて、基本方針の見直しを行い、必要な変更を加えなければならない。

第四条中「に必要な」を「北方領土返還運動の推進のための環境の整備その他の必要な」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国は、国民が北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における北方領土問題その他北方地域に関する諸問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四条の次に次の二項を加える。

(号外)

官 報

(交流等事業の推進)
第四条の二 国は、北方領土問題が解決されるま

での間、交流等事業の積極的な推進に努めるものとする。

2 国は、北方領土隣接地域が交流等事業の推進の拠点として重要な役割を果たしている」とに留意しつゝ、交流等事業の円滑な推進のため必要な財政上の配慮をするものとする。

3 国は、北方領土問題が未解決であることに起因して自ら渡航手段を確保することができない等の北方地域元居住者等の置かれている特殊な事情にかんがみ、北方領土問題が解決されるまでの間、第二条第四項第二号及び第三号の訪問が支障なく行われるようにするため、特別の配慮をするものとする。

第五条中「に基づき」の下に「次条及び」を加え、同条の次に次の二項を加える。

(北方地域元居住者に係る北方領土返還運動の後継者の育成)

第五条の二 国は、北方領土返還運動の有力な担い手として重要な役割を果たしている北方地域元居住者の高齢化が進展している現状にかんがみ、北方地域元居住者(第二条第三項に規定する諸問題についての理解と関心を深めることが可能となるよう、学校教育及び社会教育における北方領土問題その他北方地域に関する諸問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

第六条第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の二項を加える。

八 観光の開発に関する事項
第七条中「)については、新産業都市建設促進法

等を廃止する法律(平成十三年法律第十四号)による廃止前の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

第七条の次に次の二項を加える。

第七条の二 特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、北方領土隣接地域の市又は町」とに

北海道の区域以外の区域における当該特定事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国負担割合に次の式により算定した数(小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。)を乗じて算定するものとする。

2 前項の式において「当該市又は町の標準負担額」とは、当該市又は町の当該年度の地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額からその算定の基礎となつた児童手当特例交付金(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この項において同じ。)、地方揮発油譲与税、特別どん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、特別どん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額の百分の一に相当する額をいい。

3 第一項の式において「調整率」とは、次の式により算定した数値をいい、その数値が負数になるとときは、零とする。

0.25+0.75×
0.72—当該市又は町の財政力指数

当該市又は町の標準負担額
当該市又は町の標準負担額
1+0.25×
当該市又は町の標準負担額
×調整率

第七条の二中「前条」を「第七条及び第七条の二又は第七条の三」に改め、同条を第七条の五とする。

第七条の次に次の二項を加える。

第七条の二 特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、北方領土隣接地域の市又は町」とに

北海道の区域以外の区域における当該特定事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国負担割合に次の式により算定した数(小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。)を乗じて算定するものとする。

2 前項の式において「当該市又は町の標準負担額」とは、当該市又は町の当該年度の地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額からその算定の基礎となつた児童手当特例交付金(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この項において同じ。)、地方揮発油譲与税、特別どん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、特別どん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額の百分の一に相当する額をいい。

3 第一項の式において「調整率」とは、次の式により算定した数値をいい、その数値が負数になるとときは、零とする。

0.25+0.75×
0.72—すべての北方領土隣接地域の市及び町のうち財政力指数が最低の北方領土

当該市又は町の財政力指数
0.72—当該市又は町の財政力指数

当該市又は町の財政力指数
当該市又は町の財政力指数
×調整率

官報(号外)

4 前項の式において「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものと合算したものとの三分の一の数値をいう。

5 第一項の規定を適用した場合において、北方領土隣接地域の市又は町の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する北方領土隣接地域の市又は町の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

6 総務大臣は、第一項に規定する引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)及び国土交通大臣、北海道知事並びに北方領土隣接地域の市及び町の長に通知するものとする。

第七条の三 国は、前二条の規定にかかわらず、北方領土隣接地域の市又は町に係る特定事業のうち、前条の規定により算定した国と負担割合が北海道の区域における当該特定事業に係る経費に対する国と負担割合を超えないものについては、北海道の区域における当該特定事業に係る経費に対する国と負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

第七条の四 前三条の規定により通常の国と負担割合を超えて国が負担し、又は補助することとなる。

なる額の交付に関し必要な事項は、政令で定めること。

第九条中「前二条」を「第七条から前条まで」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(北方地域の領海における漁業者の操業の円滑な実施の確保)

第九条の二 国は、北方領土問題が未解決であることに起因して北方地域の領海において操業する我が國漁業者が置かれている特殊な事情にかんがみ、当該海域における我が國漁業者の操業の円滑な実施を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十条第一項第三号イ中「技能研修」の下に「及び知識の習得」を加える。

第十二条中「主務大臣は」の下に「、交流等事業の実施に関する事項については内閣総理大臣及び外務大臣」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第七条の三 第二条の規定にかかる限り、同条第一項に規定する事項については内閣総理大臣及び外務大臣」を加える。

第七条の三 第二条の規定にかかる限り、同条第一項に規定する事項については内閣総理大臣及び外務大臣」を加える。

第七条の三 第二条の規定にかかる限り、同条第一項に規定する事項については内閣総理大臣及び外務大臣」を加える。

は、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人北方領土問題対策協会法の一部改正)

第四条 独立行政法人北方領土問題対策協会法(平成十四年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「前二条」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第六号を同条第三号とし、同条第三号中「者」の下に「及びその者」の字で同日後北方地域において出生したものを加え、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第二号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第二条第四項に規定する交流等事業(同項第一号に掲げるものに限る。)を実施すること。

第十五条第一項中「又は第三号」を「、第二号又は第四号」に改める。

理由

本案施行に要する経費としては、平年度約二億円の見込みである。

本案施行に要する経費

の変化等を踏まえつつ、北方領土問題等の解決の一層の促進を図るために、法律の目的に北方領土が我が國固有の領土であることを明記し、北方領土問題等の解決の促進に関する国の責務を明らかにし、特別の措置を講すべき施策として交流等事業の推進を追加するとともに、北方領土返還運動の後継者の育成、北方領土隣接地域の振興に係る特定事業に対する国の特別の助成措置の拡充、北方地域の領海における漁業者の操業の円滑な実施の確保等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

平成二十一年六月十一日 衆議院会議録第三十八号

明治二十九年三月三十日
郵便物認可日

発行所
二東京一 番四都港五 立四區八 行政法人虎 國人門四 印五丁目 刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本体二部 三三四五円 三三〇円